

官報 號 外

大正十年二月四日

金曜日

印刷局

第四十四回 衆議院議事速記録第十號

大正十年二月三日(木曜日)午後一時三十五分開議

議事日程 第九號 大正十年二月三日

午後一時開議

第一 會計法改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 會計検査院法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 無盡業法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員報告)

第六 船舶滿載吃水線法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 衆議院議員選舉法中改正法律案(關直彦君外三名提出) 第一讀會

第八 衆議院議員選舉法中改正法律案(箕浦勝人君外三名提出) 第一讀會

第九 府縣制中改正法律案(濱田國松君外二名提出) 第一讀會

第十 郡制中改正法律案(濱田國松君外二名提出) 第一讀會

第十一 市制中改正法律案(濱田國松君外二名提出) 第一讀會

第十二 町村制中改正法律案(濱田國松君外二名提出) 第一讀會

第十三 市制中改正法律案(大道寺慶男君提出) 第一讀會

第十四 町村制中改正法律案(大道寺慶男君提出) 第一讀會

○議長(奥繁三郎君) 諸君、諸般ノ報告ヲ致シマス

〔原田書記官朗讀〕

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

大正九年勅令第五百三十四號(承諾ヲ求ムル件)

(以上二月二日提出)

煙草專賣法中改正法律案

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案

(以上二月三日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

治安警察法中改正法律案

提出者 押川 方義君 田淵 豐吉君

松本 君平君

免囚差別待遇撤廢ニ關スル建議案

提出者 鮎川 盛貞君

多摩川改修費及水源涵養費國庫支辨ニ關スル建議案

提出者 高木 正年君 八並 武治君

淺賀長兵衛君 小泉又次郎君

小野 重行君 出口 直吉君

福本清之輔君 (以上二月一日提出)

救世軍補助ニ關スル建議案

提出者 橫山勝太郎君 (以上二月一日提出)

科學智識普及ニ關スル建議案

提出者 鈴木 錠藏君 (以上二月二日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

石油政策ニ關スル質問主意書

提出者 押川 方義君

薩哈連洲占領ニ關スル政府ノ眞意質問主意書

提出者 正木 照藏君

在外鮮人取締並朝鮮統治ニ關スル再質問主意書

提出者 山道 襄一君 (以上二月一日提出)

浦鹽ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル質問主意書

提出者 田中 武雄君 (以上二月二日提出)

思想問題ニ關スル質問主意書

提出者 小橋藻三衛君

帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問主意書

提出者 清瀬 一郎君 (以上二月三日提出)

一 去一日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員鈴木富士彌君提出司法官ノ待遇ニ關スル質問ニ對スル答辯書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正九年十二月二十七日

提出者 鈴木富士彌 贊成者 濱口 雄幸

外三十五人

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

近時司法官ニ於ケル諸般ノ施設稍改善ノ途ニ就キ舊來ノ面目ヲ一新シタリト雖司法官ノ待遇尙行政官ニ比シ一段ニ低位ニ在ル爲秀才動モスレハ司法官ヲ去ラムトスルノ弊風アリ加フルニ部内人材ノ配置宜シキヲ得サル爲裁判所ニ對スル國民ノ信賴日ニ疎薄ナラムトスルノ傾向アリ洵ニ國家心腹ノ大患タリ政府ハ如何ナル方策ヲ以テ此ノ憂フヘキ現象ヲ矯革セムトスル乎司法大臣ノ所見如何

右及質問候也

大正十年二月一日

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員鈴木富士彌君提出司法官ノ待遇ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員鈴木富士彌君提出司法官ノ待遇ニ關スル質問ニ對スル答辯書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

司法官ノ待遇ニ關スル質問主意書

大正十年二月一日

司法大臣伯爵大木遠吉

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一昨一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
鐵道敷設法改正法律案

國澤新兵衛君	植竹龍三郎君	市村	貞造君
前田	米藏君	遠藤	良吉君
河崎	清君	青木	恆太郎君
天春	文衛君	玉置	良直君
國重	政亮君	福井	三郎君
陣	軍吉君	菊池	長右衛門君
正木	照藏君	古屋	慶隆君
湯澤	宇八君	荒川	五郎君
湯淺	凡平君	松田	三德君
帝國鐵道會計法中改正法律案		鎌田	三郎兵衛君
穴水	要七君	佐藤	良平君
海原	清平君	金光	庸夫君
淺賀	長兵衛君	鈴木	周三郎君
議案委員土井權大君辭任ニ付其ノ補闕トシテ西村		最上	直吉君
丹治郎君ヲ國有財産法案委員降旗元太郎君辭任			
ニ付其ノ補闕トシテ金澤安之助君ヲ就レモ議長ニ於			
テ選定セリ			
一昨二日借地法案外一件委員橫山勝太郎君辭任ニ			
付其ノ補闕トシテ森山儀文治君ヲ議長ニ於テ選定セ			
リ			
一昨二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ			
鐵道敷設法改正法律案委員			

委員長	國澤新兵衛君	理事	前田	米藏君
			荒川	銳吉君
			湯淺	五郎君
			松田	三德君

帝國鐵道會計法中改正法律案委員
委員長 穴水 要七君 理事 金光 庸夫君
一昨二日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
第八部

豫算委員坪田十郎君(多木久米次郎君補闕)
一昨二日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ
議席ヲ左ノ通變更セリ
三二六 秋田縣第二區選出議員 三三八 福本 清之輔君
三五四 綾部 惣兵衛君 三六三 井上 剛一君

○議長(與繁三郎君) 會議ヲ開キマス、諮問事項ガアリマ
ス、議員高橋善五郎君病氣ニ付、今二月三日ヨリ十日間
請假ノ申出ガアリマス、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 異議ナシト認メマス、仍テ許可致
シマス、第六部選出懲罰委員植竹龍三郎君辭任ノ申出
ガアリマス、御異議ガナレバ許可致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 異議ナシト認メマス、仍テ許可致
シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ウテ届出テラレ
ンコトヲ望ミマス、議場整理ニ關シテ一言致シテ置キマ
ス、(拍手起ル)先日來或二三議員諸君ノ言論ノ一端ニ對
シマス、議長ヨリ注意ヲ加ヘ、若クハ制止ヲ致シマス所ガ
議員諸君ノ中ニ於テ、成ベク議場内ノ言論ニ對シテハ議長
ハ努メテ其自由ヲ與ヘラレンコトヲ望ムト云フ御忠言モ承
リマス、固ヨリ議長ハ議院法ノ認ムル所ニ依リマス、諸
君ノ言論ノ自由ハ成ベク之ヲ認メタリ存ジマス、議長ニ於
キマシテ、議院法ニ依リ其言論ノ無禮、若クハ他人ノ人身
ニ涉ル事ヲ認メテ之ヲ制止スルコトハ、餘程困難デアリマス
片言一句直チニ以テ無禮ナリト判斷スルコトハ、極メテ困
難デアリマス、故ニ將來ハ此場所ニ於テハ、成ベク言論ノ自
由ハ努メテ之ヲ認メ、且ツ努メテ之ヲ制止スルコトハ避ケタ
ク存ジマス、サリナカラ若シ議長ニ於テ之ヲ制止ヲ怠ルヤウ
ナ嫌ノアル場合ニ於テハ、御遠慮ナク諸君ヨリ議長ニ御注
意アルコトヲ偏ニ希望シテ置キマス、過日モ申シマス如ク、
當演壇ニ立テ演說サレル諸君ハ、又カメテ其用語ヲ慎マ
レ、議院法ノ制スル所ニ於テハ、十分ニ注意ヲ拂ハレルコト
ヲ此機會ニ於テ重ネテ希望シテ置キマス、爰ニ重ネテ一言
致シマス

○三木武吉君 議長
○議長(與繁三郎君) 三木君、何デスカ
○三木武吉君 議事進行ニ對シテ、一寸發言致シマス
○議長(與繁三郎君) 三木君

○三木武吉君 議長規則ノ第百三十九條ニ依リマス、
議院內ニ於ケル議事ニ就テハ、速記録ヲ作成シ、速記録ハ速
記法ニ依リテ其議事ヲ記載スルコト云フコトニナッテ居リマス
更メテ申スマデモアリマセヌカ、此速記ノ正確ナルコトニ依
テ、吾々ノ言論ヲ永久ニ傳ヘ、又國民全體ニ傳ヘルコトガ
出來テ居ルノデアリマス、此議會內ニ於ケル、速記録ニ其速
記ヲ掌ル所ノ速記者諸君ハ、恰モ海戰ノ場合ニ於ケル、艦底
深ク苦熱ト戰ハレテ居ル機關士ト同ジ職務ヲ執テ居ラレ
ルノデアリマス、私共ハ此速記者諸君ニ對シテハ、御同様ガ

國事ニ盡ス所謂立憲有終ノ美ヲ濟スニ努力シテ居ルヨリ、
以上ノ努力ヲ爲サレテ居ルモノトシテ、常ニ十二分ノ敬意
ヲ拂ウテ居ルノデアリマス、若シ此速記者ニシテ我ガ議會ニ
缺カンカ、我ガ議會ハ一日一刻ト雖モ、國政參與ノ大任ヲ
盡スコトハ出來ナイノデアリマス、其任ノ重ク且ツ大ナルコ
トハ更メテ申スマデモナイ、所ガ今日ノ東京日々新聞ノ議
會餘録ト云フノ拜見致シマス、斯様ナ事ガ書カレテ居
ルノデアリマス、試ニ其一部ヲ讀ンデ見マス、云フト「諸願
委員長ノ政友會植樹平君各委員ガ集マッテ會ヲ開クバカ
リニナッテ居ルノニドウシタモノカ速記者ガ一人モ姿ヲ出サ
ナイ我黨ノナス所一モ成ラザルナシト考ヘテ居ル植樹君、怪
カラストバカリ議長ノ長許ハ談シ込ムト與君酒啞々々トシテ、速
記者ノ不足ハ新聞社ヘ不足ヲ申込ミナサシ見所ノア
ルノハ大抵新聞社ヘ不足ヲ申込ミナサシ見所ノア
告スラ碌々書ケナイモノバカリデネ斯ウ云フコトガ此新聞
ニ記載セラレテ居リマス、私ハ此新聞ノ記事ヲ見マス、非
常ニ憂慮ヲ致シマス、若シ與議長ガ眞ニ斯ク信ゼラレテ、此
發言ヲセラレタスルナラバ、是ハ由々々々次第ゴザイマス、
諸君ハ御笑ニナルカモ知ラセヌカ、議長ノ宣告サヘモ書ケ
ナイヤウナ人ミガ、此大ナル問題ニ就テ、特ニ今日ノ如キ普
選法案ト云フヤウ重大ナル問題ニ就テ速記者ヲ爲サレテ、
吾々ノ意見ヲ長ク永久ニ傳ヘルコトガ出來ルコトドウカ、若シ
議長ノ言ハレル如クナレバ、我ガ立憲政治ノ運用ハ到底完
全ニ之ヲ望ムコトガ出來マセヌ、是ニ於テカ私ハ議長ニ御尋
ヲシナケレバナラス、又議長ハ眞ニ衆議院議長ニ宣告ス
ラモ碌シキ速記ノ出來ナイヤウナ人ミバカリヲ集メテ居ラレ
ルカ、若シ集メテ居ラレルトスルナラズ、之ニ對シテ議長ガ相
當ノ處置ヲ急速ニ執ラナケレバナラス、即刻或ル適當ナル
處置ヲ執ラナケレバナラス、併シ若シ議長ガサウ
ハ信ジテ居ラトイノデアルト云フナラバ、何ガ故ニ斯ノ如キ
無禮ノ言ヲ用井ラレタカ、是ハ單ニ一速記者ニ對シテノ
無禮ノ言ヲ用井ラレタカ、是ハ單ニ一速記者ニ對シテノ
無禮ニナリマス、ノミナラズ、ノミナラズ、上ニ立ツベキ議長ヤ
書記官長ガ、斯ノ如ク速記者ヲ侮辱スルガ如キ言ヲ發スル
ト云フコトハ、總テハ速記者總テノ惡感情ヲ醸シテ、ソレガ
爲メニ「ストライキ」ヤ、同盟罷業モ起ラナイトハ云ヘナイノデ
アリマス、此新聞紙ノ記載カラシテ、事務局內ニ於ケル物
語ガ囁々トシテ起テ居ルノデアリマス、速記課內ニ於ケル
物論ハドウデアアル、ソレ程役ニ立タヌ吾々ミナラバ、今日唯今
此職務ハ御免蒙ルトマデモ、激論セラレテ居ル方ガゴザイマ
ス、故ニ私ハ此點ニ於テ、議長果シテ之ヲ信ジテ居ルカ、
信ジテ居ラレバ、對スル適當ナル處置ヲ執テ居ラナイカ、
若シ信ゼザルモノトスルナラバ、何ガ故ニ速記者諸君ノ感情

ヲ害シ、重大ナル事ヲ喚起サントスルヤウナ虞ノアル、不謹
慎ナル發言ヲ爲シタルアルカ、若シ議長ガ假ニサウ云フコ
トハ信ジナイ、又信ゼザルノミナラズ、サウ云フ發言モシタコ
トナイト云フナラバ、此誤解ヲ解ク爲メニ、此誤解ヲ解ク爲
メニ、適當ナル手段ヲ講ジテ、速記者諸君ノ感情ヲ和ラデ
且ツ世ノ中ヨリ輕侮ノ眼ヲ以テ見ラントスル、我が立憲
政治ノ勇敢ナル機關士諸君ニ對シテ、相當ノ處置ヲ執ラレ
タ方ガ宜カラウト思フ

○作間耕逸君 議長議事進行ニ就テ發言ガアリマス
〔無用々々ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 靜ニ——今三木君ノ議事進行ニ
就テノ御注意中、議長ニ御尋ノ點モアリマスカラ答ヘマス、
今ノ某新聞ニアリマス短評ニ就テハ、誤ガアリマスカラ事務
局ヨリ取消ヲ照會シタ答デゴザイマス、且ツ其新聞ノ記事
ノ根據ハ、請願委員長ノ植場君ニ對シテ議長ガ答ヘタト
云フ話、事ハ植場君ト議長トノ間ノ事デ、其事ニ就テ新聞
記者等ノ與リ知ル所ニ非ズ、故ニ新聞記者ハ何ニ依テ聽
カレタカ存ジマセヌガ、一切其事實ハアリマセヌ、植場君ヨ
リ速記者ノ不足ヲ質サレタ時分ニ、如何ニモ足ラナイコト
ガアテ、甚ダ遺憾ニ存ズルト云フ一言ノ外ハ、何事モアリマ
セヌ(拍手)是タケハ事務局ノ整理、若クハ議事ノ進行ニ關
スル事デアリマスカラ答ヘ置キマス

○三木武吉君 私ハ満足致シマス

○議長(奥繁三郎君) ソレカラ尙ホ唯今申シテ置キマス
ルガ、先日横山勝太郎君ノ御演說ノ一端ニ對シテ議長ハ
注意ヲ致シマシタ、速記者調ヘマスト、横山君モ議長ノ注
意通りノ意味デアラナラバ取消ス、併シ吾輩ハ其考デ言ウタ
ノデナイト言フ、此事ガ既ニ速記ニ明瞭デゴザイマスカラ、
是以上ノ要求ハ致シマセヌ、又先日宮古啓三郎君ノ演說
ノ一端ニ對シテ、議長ハ幾何ノ注意ヲ加ヘント欲シマシタ
ガ、速記者調ヘルト宮古君ノ言ハレタ説明通り、故ニ何等
要求スル所ハアリマセヌ、此事ヲ言明テ致シテ置キマス(議
長速記録ニ就テ)無用々々ト呼フ者アリ)日程ニ入りマス
日程第一會計法改正法律案ノ一讀會ヲ開キマス

第一 會計法改正法律案(政府提出)

第一讀會

會計法案

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年
三月三十一日ニ終ル

官報號外

大正十年二月四日

衆議院議事速記録第十號 會計法改正法律案 第一讀會

一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ
翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ
第二條 租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經
費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ
第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度
ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモ
ノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス
第五條 政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ
取扱ハシム
前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス
第六條 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省
證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得
大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ
償還スヘシ
大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ
協賛ヲ經テ之ヲ定ム
第二章 豫算
第七條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ
始ニ於テ之ヲ提出スヘシ
必要避クヘカサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費
ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出ス
ルコトヲ得ス
第八條 歳入歳出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別
シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ
總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附ス
ヘシ
一 歳入豫算明細書
二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明
細ヲ記入スヘシ
第九條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ
第一豫備金
第二豫備金
第一豫備金ハ避クヘカサル豫算ノ不足ヲ補フモ
トス
第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル
モノトス
第十條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備
金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備金支
出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其
ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ
協賛ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘ
カサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ互ル契約ヲ締
結スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ互ル契約ヲ爲スコトヲ得
ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム
第三章 收入
第十二條 租稅其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ
之ヲ徵收又ハ收納スヘシ
法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サ
レハ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收又ハ收納スルコトヲ得
ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又
ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ
此ノ限ニ在ラス
第四章 支出
第十三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ
他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス
第十四條 國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ
納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス
國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ
又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス
第十五條 國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルト
キハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂入トスル小切
手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振
出サシムルコトヲ得
第十六條 國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非サレハ小切
手ヲ振出スコトヲ得ス但シ以下四條ノ規定ニ依リ主
任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ
於テハ此ノ限ニ在ラス
第十七條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ
主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定
ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコト
ヲ得
第十八條 國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂
ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコト
ヲ得
第十九條 國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支
拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳
入金、歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシム
ルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補
填スル爲國務大臣ハ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スル
コトヲ得

第二十條 國務大臣隔地者ニ支拂フ爲サムトスルトハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂フ爲サキシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限り前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦、兵器、彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章 決算

第二十三條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條 總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用井左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

不納缺損額

收入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

支出済歳出額

翌年度繰越額

不用額

第二十五條 總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一 歳入決算明細書

二 各省決算報告書

三 國債計算書

第六章 歳計剩餘定額繰越過年度支出豫算

外收入及定額戻入

第二十六條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十七條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシ

テ避クヘカサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條 過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十條 出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ支出済歳出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルコトヲ得

第七章 契約

第三十一條 政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競争ニ付スヘシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動產賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八章 時効

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時効ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時効ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

第九章 出納官吏

第三十五條 出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ

出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受ケヘシ

第三十六條 出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ亡失毀損ニ付辨償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十七條 國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ事務員ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 第十五條ニ定メタル小切手振出ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼スルコトヲ得ス

第十章 雜則

第三十九條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第四十條 政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第四十一條 日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納國債ノ發行ニ依リ收入金ノ收支、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ受拂ニ關シ會計検査院ノ検査ヲ受ケヘシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出並本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前二期滿免除除爲ラサル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時効ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期間滿免除ノ期間カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス

前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(奥繁三郎君) 高橋大藏大臣

○國務大臣(子爵高橋是清君) 諸君 只今議題トナリマシタル本改正法案ハ、竊ニ第四十二帝國議會ニ提出致シマシテ、御審議中衆議院ガ解散トナリマシテ、遂ニ決議ニ至リマセノデゴザイマシタ、仍テ更ニ茲ニ提出致シマシテ、諸

君ト御審議ヲ待ツコト、ナク、デゴザイマス、其改正ノ主要ナ點ニ就テ簡單ニ説明ヲ致シマス、第一點ハ國庫金ノ出納ニ關シマシテ、從來ノ即チ現今ノ金庫制度ヲ廢止シマシテ、國庫預金制度ヲ採用スルコト云フコトデゴザイマス、此說ハ既ニ十數年以來唱ヘラレタ所デゴザイマス、政府ニ於キマシテモ、夙ニ是ガ實施ノ利害、及其實行ノ方法ニ就キマシテ、攻究ヲ重ネタノデゴザイマス、今ヤ政府ノ財政ト一般金融トノ關係ニ鑑ミマシテ、預金制度ヲ採用致スヲ適當ト認メマシテ、此制度ノ改革ヲ實行スルノデゴザイマス、其概要ヲ述ベマスレバ、國庫金ノ出納ノ事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシメテ、サウシテ日本銀行ガ受入シマシタル所ノ國庫金ハ、之ヲ政府預金ト爲スコトヲ規定シタノデゴザイマス、是ガ即チ國庫預金制度ノ大本デアリマス、其結果ト致シマシテハ、政府ノ仕拂ニ就テハ、從來仕拂命令書ヲ發行シタ、之ヲ廢シマシテ、今度ハ商法ノ規定ニ依リマスル小切手ヲ振出シマシテ、サウシテ現金ノ交付ニ代ヘルコト、シタノデゴザイマス、又隔地者、即チ隔タル所ノ土地ニ居ル者ニ對スル政府ノ仕拂事務、又政府所有或ハ保管ノ有價證券ノ取扱事務モ、日本銀行ヲシテ是ニ當ラシムルコト、シタノデアリマス、第二點ハ第二豫備金支出事務承諾案、之ヲ提出スル期限ノ繰上ノ事デゴザイマス、現行承諾案、之ヲ提出スル期限ノ繰上ノ事デゴザイマス、現行承諾案、第八條ニ依リマスル、豫備金ノ支出ハ、第一豫備金デゴザイマス、又第二豫備金デゴザイマス、總テ年度經過後ノ帝國議會ニ提出スルコト、ナク、居ルノデアリマス、此提出ノ時期ニ就キマシテハ、從來年度ノ經過ヲ待タズ、成ルベク早く議會ニ提出スルコトヲ可ナリトスル議論ガ屢、起リマシタ、而シテ此第一豫備金ニ在リマシテハ、單ニ豫算ノ不足ヲ補充スルニ止リマス、即チ之ニ從屬スルノ性質ヲ有スルモノデアリマス、其計算書ノ調製ニ就テモ、亦一年度內ノ計算ヲ明ニスルノ必要ガデゴザイマス、是ハ從來ノ通り、年度經過後ノ帝國議會ニ提出スル適當ナリト考ヘルノデアリマス、併ナガラ第二豫備金ノ支出ニ就キマシテハ、全然ハ豫算外ニ生ジマシタ必要ナル費用ニ充ツルモノデアリマス、全然獨立ノ性質ヲ有シテ居ルノデゴザイマス、ソレ故ニ年度經過ヲ待タズシテ、最近ノ帝國議會ノ常會ニ提出シテ、其承諾ヲ求メルコトニ改正ヲ致シタ次第デゴザイマス、第三點ハ決算提出ノ時期ヲ繰上ゲルコトデアリマス、決算提出ノ時期ニ關シマシテハ、現行會計法ニ於キマシテハ何等ノ規定モ無イノデアリマス、唯タ事實上翌々年ノ開會ノ帝國議會ニ提出スルノ慣例トナテ居ル、而モ其時期ガ遅レルト云フヤウナ非難ハ、從來屢、聞ク所デゴザイマス、仍テ本改正案ニ於キマシテハ、出納事務完結ノ期限ヲ短縮致シマシテ、決算書ノ調製ヲ迅速ニシテ、翌年開會ノ帝國

議會ニ之ヲ提出スルコト、改メタノデアリマス、決算審議ノ效果ヲシテ、一層有效適切ナラシムルコトヲ期シタノデゴザイマス、而シテ此改正ノ結果ト致シマシテ、從來總豫算ノ參考書トシテ、帝國議會ニ添付提出致シマシタル所ノ歲入歲出預計書ハ、自ラ必要ガ無クナリマスノデアリマス、是ハ廢止スルコト、致シマシタ、第四點ハ契約ニ關スル競爭入札主義ノ原則ヲ緩和シテ、一般ノ實狀ニ適合セシムル目的トシタノデアリマス、現行法第二十四條ニ依リマスレバ、政府ノ工事及物件ノ賣買貸借ハ、一般ノ競爭入札ニ依ルコトヲ原則トシテ居ルノデアリマス、改正案ニ於テモ此張此原則ハ原則トシテ守ルノデアリマス、從來此競爭入札ニ關シマスル規定ヲ墨守スルノ結果、却テ國庫ノ損失ヲ招クヤウナ弊害ニ陷ルコトガ屢、アリマシタ、仍テ改正案ニ於キマシテハ、斯ル弊害ヲ防止スルノ必要ヲ認メマシテ、各省ノ大臣ニ於テ競爭ニ附スルコトヲ不利ト認メマシタル場合ニ於テハ、其宜シキニ從ヒマシテ、指名競爭入札、又ハ隨意契約ニ依リ得ルノ途ヲ開キマシテ、實際ノ事情ニ適合セシムルコトヲ期シタ次第デゴザイマス、唯タ不動產ノ賣拂ニ就キマシテハ、其特別ナル性質ニ鑑ミマシテ、成ベク一般ノ競爭ニ付セシムルコト、致シマシテ、特別ノ必要アリタル場合ニ於キマシテハ、勅令ノ制定ヲ待タズ、隨意契約ニ依ラシムルコト、致シタノデアリマス、第五點ハ權利義務ニ關スル事デアリマス、現行法ノ規定ハ、金錢ノ給付ヲ目的ト致シマスル權利ニ就キマシテハ、公法私法何レノ屬シマシテモ、總テ年度經過後五年ニシテ消滅スルコト云フコト、原則ヲ探テ居ルノデアリマス、併ナガラ私法上ノ行為ニ就キマシテハ、成ベク私法上ノ原則ニ依ルコトヲ至當ト考ヘマスノミナラズ、一切ノ場合ヲ通ジマシテ時効期間ヲ五年ト定メマスノハ、各種ノ事情ニ應ジマシテ、時効期間ニ差別ヲ設ケマシタ趣意ヲ沒却致シタ結果ヲ生ズルノデアリマス、ソレ故ニ改正案ニ於キマシテハ、私法上ノ權利義務ニ就キマシテハ、民法商法ノ規定ニ依ルコト、致シマシタ、而シテ民法商法其他ノ法律ニ規定ノ無イ所ノ權利ニ就キマシテハ、權利ヲ行使スルコトヲ得ル時カラ、五年ニテ消滅スルコトニ致シタ次第デゴザイマス、時効ノ中斷停止等ニ就キマシテハ、從來何等ノ規定モゴザイマス、セズ、デシタガ故ニ、他ニ別段ノ規定ナキ限り、民法ニ準據スルノ規定ヲ設ケテ、其不備ヲ補フコト、致シマシタ、第六點ハ日本銀行ノ國庫金出納、國債事務及政府有價證券ノ取扱ニ關シ、會計検査院ノ検査ニ關スル事デアリマス、改正案ニ於キマシテハ、日本銀行ノ取扱ニ係ル國庫金ノ出納、國債發行ニ係ル收入金ノ收支、國債元利拂、及隔地者拂ノ爲メ日本銀行ニ交付シマスル資金ノ收支、並ニ政府有價證券ノ受拂ニ關シマシテハ、會計検査院ノ検査

ヲ受ケルコト、致シマシタノデアリマス、而シテ預金制度ヲ採用シタル結果ト致シマシテハ、國庫金出納其他ニ關シマシテ生ジマスル所ノ日本銀行ノ賠償責任ハ、出納官吏ノ場合ト異リマシテ、民事上ノ責任ニ屬スルノデゴザイマス、カ、會計検査院ハ日本銀行ニ對シテ検査ハ致シマスガ、判決ハ之ヲ致サザルコトニ致シテ、出納官吏ト之ヲ區別スルコトニ致シタ次第デゴザイマス、以上ハ主ナル改正ノ要點デゴザイマス、此外從來ノ經驗ニ鑑ミマシテ、現行法上不便不當ト致シマスモノヲ改メマシテ、又不備ナ部分ヲ補ヒマシテ其他法ノ整理ノ目的ヲ以テ改廢ヲ加ヘルモノゴザイマス、多少ノ字句ノ修正等モゴザイマス、其外ハ總テ第四十二帝國議會ニ提出致シマシタル改正案ト同一デゴザイマス、諸君ハ何卒慎重ニ御審議ノ上、速ニ御協賛アラシコトヲ希致シマス（拍手起ル）

○議長（奧繁三郎君） 日程第二、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ニ致シマス

第一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勲君 委員ノ數ハ特ニ二十八名トシ、議長ニ於テ指名アラシムコトヲ望ミマス

（贊成）（贊成）ノ聲起ル

○議長（奧繁三郎君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシ）（異議ナシ）ノ聲起ル

○議長（奧繁三郎君） 異議ナシモノト認メマス、動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、會計検査院法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

第三 會計検査院法中改正法律案（政府提出）

會計検査院法中改正法律案

第二條中「二員ヲ「三員」「八員」ヲ「十二員」「十七員」ヲ「二十五員」ニ改ム

第五條中「二部」ヲ「三部」ニ改ム

第十三條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下

三 日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關スル決算

第十四條中「諸項」ヲ「事項」ニ「各出納官吏」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十六條中「第十三條第三項」ヲ「第十三條第四項」ニ改ム

第十七條中「金庫ノ出納」ヲ「現金物品ノ出納」ニ改ム
第十九條ニ左ノ一項ヲ加フ
前二項ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル各官廳以外ノ
モノニ付テハ準用ス

第二十條ノ二 會計検査院ハ日本銀行ノ計算ヲ検査
シ正當ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通
知スヘシ正當ナラズト決定シタルトキハ大藏大臣ニ移
牒シテ相當ノ處置ヲ要求スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付劾令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員横田千之助君登壇、拍手起ル〕

○政府委員(横田千之助君) 本案ハ只今ノ大藏大臣ヨ
リ提案ノ理由ヲ説明セラレマシタ、會計法ノ改正ニ伴フ改
正案デアリマス、要スルニ會計検査ノ周到適實ヲ期スル爲
メニ、會計検査ノ部屬ヲ殖シ、人員ヲ増加スルコト云フノガ要
旨デアリマス、此必要ハ會計法ニ於テ、決算ノ繰上ヲ爲スガ
爲メ第一ノ必要ヲ生ズル、第二ニハ會計法ニ於キマシテ
金庫制度ヲ廢シテ、國庫預金制度ヲ採用スルガ爲メニ必
要ヲ生ズルデアリマス、第三ニハ大臣ノ自由裁量ニ依リテ
隨意契約ノ方面ガ擴張セラル、ニ就テ、之ニ對シテ最モ嚴
密ナル會計検査ヲ要スルコトデアリマス、其他二
三ノ改正ハ、悉ク大藏大臣ガ説明セラレマシタ所ノ會
計法ノ改正ニ伴フテ、其必要ヲ感ジテ居ルデアリマスカラ、
速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案ハ日程第一即チ政府提出會計法改
正法律案ノ委員ニ、併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕(贊成)ノ聲起ル

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

〔異議ナシ〕(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議
ノ如ク決シマシタ、日程第五、無盡業法中改正法律案ノ第
一讀會ノ續キヲ開キマス

第五 無盡業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)(確定議)

報告書

一無盡業法中改正法律案、政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年一月三十一日

無盡業法中改正法律案委員長

熊谷 直太

〔熊谷直太君登壇、拍手起ル〕

○熊谷直太君 唯今議題ニナリテ居リマスル無盡業法中
改正法律案ノ委員會ノ經過、及結果ヲ茲ニ御報告致シマ
ス、本案ハ至テ簡單ナ法案デゴザイマシテ、改正ノ主點ハ
三點ニ局限セラレテ居ルデアリマス、其第一點ハ是迄擔
保物ニ就キマシテハ、有價證券ニ限リテ居リマスノヲ、不動
產ニ擴張シタルコト云フコトガ第一點、第二ニハ加入者ニ對スル
貸付金ト云フモノハ、是迄ハ拂込ミタル掛金ノ額ニ限リタモ
ノヲ、契約給付金ヲ増額スルコト云フ所ノモノガ第二點ニナ
リテ居リマス、第三點ハ此無盡業者ノ貸付金ノ總金額ト云
フモノガ、餘リ莫大ニナリテ居リマス、即チ茲ニ一種ノ制限ヲ
置カナレバナラヌト云フ此三點ヲ、此改正案ニ依リマシテ
規定シタルデアリマス、委員會ニ於キマシテハ、政府提出ノ
此三點ノ改正ハ、何レモ理由アリ、今日ノ進運ニ對シマシテ、
洵ニ相當ナモノト致シマシテ、異議ナク可決確定シタル次第
デアリマス、滿場ノ諸君モ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○岩崎勳君 本案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告
ノ通り可決確定セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕(贊成)ノ聲起ル

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

〔異議ナシ〕(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ讀會
ノ順序ヲ省略シ、直チニ可決確定致シマス、日程第六船舶
滿載吃水線法案ノ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長坪田
十郎君

第六 船舶滿載吃水線法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)(報告)

報告書

一船舶滿載吃水線法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年二月一日

船舶滿載吃水線法案委員長

坪田 十郎

衆議院議長奥繁三郎殿

〔坪田十郎君登壇、拍手起ル〕

○坪田十郎君 委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、
委員會ヲ開キマスコトガ前後四回、政府當局ト質問應答
ヲ十分ニ重ネマシタ本案ハ、主トシテ海難ノ豫防ヲスルコト、
又經濟上ヨリ有利ニ爲ス方法ノ標準トナルモノデゴザイマ
ス、尙ホ進シテハ本案ハ造船計畫ノ基礎トナルモノデゴザイ
マス、目下海運界ノ狀勢ヲ鑑ミマシテ、最モ重要ナル制度ト
認メマシテゴザイマス、本法ノ效力ニ就キマシテハ、諸外國ト
相互ニ認容ノ完全ヲ期スルノデゴザイマス、此點ニ就キマシ
テハ、委員正木君ヨリ政府ニ對シテ、十分ノ盡力ガアリタイ
ト云フ希望ガゴザイマシタ、其他委員會ニ於キマシテハ、討
論ヲ用キマセズ全會一致可決致シマシテゴザイマス、此段
御報告致シマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ
諮リマス

〔二讀會ヲ開クニ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ナシト
認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○岩崎勳君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ
省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレンコトヲ希望
シマス

〔贊成〕(贊成)ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 御異議ガ無ケレバ直チニ第二讀
會ヲ開キマス

船舶滿載吃水線法案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシ〕(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三
讀會ヲ省略シ委員長報告ノ通り、可決確定致シマシタ
日程第七、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會
ヲ開キマス提出者關直彦君

第七 衆議院議員選舉法中改正法律案

第一讀會

(關直彦君外三名提出)

衆議院議員選舉法中改正法律案

第八條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿二十年以上
ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有ス

第九條 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月

以上同一選舉區内ニ住居スル者ニ非サレハ選舉權ヲ行フコトヲ得ス

前項ノ期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルコトナシ

第十條 削除

第十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

貴族院議員及貴族院議員ノ互選人ハ選舉權ヲ行フコトヲ得ス

同條第二項中「又官公立私立學校ノ學生、生徒」ヲ削ル

第十三條第一項ヲ削ル

第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十二條 削除

第二十三條中「前二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第四十三條ノ二「航行中ノ船舶ハ前條ニ準ス

本條ノ施行ニ關スル細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 削除

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿

ニ關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

〔關直彦君登壇、拍手起ル〕

○關直彦君 諸君、本員ハ衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ提出致シマシタ、即チ帝國臣民男子ニシテ二十歲以上ノ者ハ選舉權並ニ被選舉權ヲ有セシムル斯様ナル趣旨ノ法案ヲ提出シタノデアリマス、少シク其理由ニ就テ説明ヲ申上ゲタイト存ジマスルカラ、暫時御清聴アランコトヲ希望致シマス、凡ソ現在ノ一現行選舉法ニ依リマスルト、有權者ノ數ハ僅ニ三百萬人、本案ニシテ實行サレマス曉ニハ、的確ナル數ハ未ダ申上ゲル譯ニハ參リマセヌケレドモ、約千五百萬人ノ數ニ増加致スデアラウト信ズルデアリマス、此趣旨ハ詰リ 先帝陛下五箇條ノ御誓文ニ依テ替ハセラレマシタル「萬機公論ニ決スヘシ」ト云フ趣旨ヲ徹底セシムルノ趣意ニ外ナラヌデアリマス、理想論カラ申シマスルト、荷モ同ジ民族ノ中ニ血ヲ享ケテ、而シテ其社會ニ生レ出デマシタル者ハ、荷モ丁年ニ達シマスル以上ハ、男子ト云ハズ、婦人ト云ハズ、悉ク其國家社會ニ對スル義務ヲ負擔シ、權利ヲ享有スルト云フコトハ、是ハ純理想ト信ズルデアリマス、併ナガラ如何ニ純理想ト致シマシテモ、之ヲ行フニ當リ

マシテハ、其時代ノ進步、社會ノ進步ノ狀況ニ徴シマシテ、大ニ考慮ヲ要サナケレバナラヌ問題デアリマスルカラ、私ハ此問題ヲ提出致シマスルコトニ就キマシテハ、純理想ニ依テ此趣旨ヲ説明スルコトヲ姑ク措キマシテ、我國ノ法制ニ依リマスルト云フ、選舉權ヲ有セシムルノハ、概ネ國家ニ對スル義務ノ觀念ヨリ定メラレテ居ルモノデアルト信ズルデアリマス、即チ其義務ノ觀念申シマスレバ、國費ヲ負擔スル、國費ヲ負擔スルト云フコトニ根據ヲ置イタルモノト思ハレノデアリマス、故ニ私ハ重キヲ義務ノ觀念ニ置キマシテ、本案提出ノ理由ヲ説明シタイト思フデアリマスルガ、併ナガラ現行法ニ依リマスルト云フ、三國ヲ以テ有權者ノ限度ト致シテ居ルコトガ、甚ダ其意ヲ解スルニ苦シムノデアリマス、何故ニ三國ヲ以テ——三國以上ヲ納メル者デナケレバ、國政ニ參與スルノ權利ガ無イデアルカ、何故ニ二國ヲ納メル者ニ之ヲ與ヘナイノデアルカ、同ジク國費ヲ負擔スルト云フ以上ハ、一國デモ宜シイ譯デアアルマイカ、何ヲ以テ、如何ナル標準ニ依ッテ、之ヲ三國ニ局限サレタカト云フコトニ就キマシテハ、徹底ノ理由ヲ發見スルノニ苦シムノデアリマス、又何故ニ齊シク國稅ヲ納ムル者ノ中ニ於キマシテ、左様ニ區別ノ待遇ヲ爲スノデアルカ、此事ニ就テモ私共ハ其了解ニ苦シムノデアリマス、加之國費ヲ負擔スルト云フ上カラ參リマスレバ、豈ニ皆ニ直接國稅ニノ限リマセヌノデ、消費稅ニ依リマスレバ、荷モ衣食住ヲ爲ス者ニ於キマシテハ、其財產ノ程度、貧富ノ差ヲ論ゼズシテ、國民齊シク國費ヲ分擔シテ居ルト云フコトニ申シマシテモ、差支ガナイ譯デアリマスルカラ、義務ノ觀念カラ申シマシテモ、三國ニ之ヲ局限シナケレバナラヌト云フ論理ハ、頗ル徹底ヲ缺イテ居ルト信ズルデアリマス、故ニ吾々ノ納稅ノ資格ヲ撤廢シテシマテ、荷モ丁年以上ニシテ國家社會ニ活動スル者ニ對シテハ、選舉權ヲ與ヘルト云フコトガ本案ノ趣旨デアアルデアリマス、又國家ニ對スル義務ノ觀念カラ申シマシテモ、國費ヲ分擔スルト云フノニ限ッテ、義務ヲ盡シテ居ル者ト申スコトハ相成リマスマイ、一身ヲ犧牲ニシテ、國家ノ爲メニ義務ヲ盡ス者モアレバ、或ハ智識、技術、勞力ヲ以テ、國家ノ爲メニ義務ヲ盡シテ居ル者モアルノデゴザイマスルカラ、荷モ國家ニ對スル義務ヲ負擔スル者ニ權利ヲ與ヘルト云フ根本カラ申シマシテモ、是等ノ人々ニ向テ權利ヲ與ヘルト云フコトハ、決シテ不道理デナイト信ズルデアリマス、例ヘテ申シマスナラバ、貧富ノ差別ヲ問ハズ、荷モ丁年ニ達シマス以上ハ、男子トシテハ徵兵ニ應ズルノ義務ガアル、或時ハ朝北ノ野ニ戰ヒ、強敵ト戰ヒ、又ハ氣候ト戰ヒ、一身ヲ國家ノ犧牲ニマデ供シテ、國家ニ義務ヲ盡シテ居ル者サヘモアルノデアリマス、是等ノ人ガ幸ニシテ生命ヲ完ウシテ凱旋シマ

シテ、今日我國ニ現在スル所ノ在郷軍人ノ數ハ、數百萬ニ上ッテ居ルデアリマス、是等ノ人々ノ中ニハ、財產ヲ有セザル者ガ多數デアッテ、國家ノ爲メニ生命ヲ犧牲ニシ來ッ者デアッテ、而シテ未ダ參政ノ權ヲ得ラナイト云フコトハ、甚ダ不公平ナ譯デアゴザイマスマイカト考ヘル、軍人ノミデハアリマセヌ、荷モ官吏、公吏、警察官ノ如キ多數ノ俸給ヲ取ッテ居ラナイ者ハ、何レモ國家ノ爲メ、若クハ公共ノ爲メ、或ハ治安維持ノ爲メニ、重大ナル職責ヲ國家ニ對シテ盡シテ居ルデアリマスガ、是等ノ人々モ收入ノ寡少ナルガ爲メニ、參政ノ權利ヲ得ルコトガ出來ナイト云フコトハ、甚ダ不公平デアリマスマイカト信ズルデアリマス、例ヘバ新聞記者ノ如キ、全國ニ數萬若クハ數十萬人モアルカモ知レマセヌ、此人達ノ中ニ於キマシテモ、選舉權ヲ有スル者ハ、甚ダ少カラウト思フ、多數ノ新聞記者、即チ社會ノ爲メニ事實ヲ報道シ、輿論ヲ指導スル所ノ、重大ナル責任ヲ國家社會ノ爲メニ盡シテ居ル所ノ人ニシテ、而シテ參政ノ權ヲ得ラナイト云フノハ、甚ダ不公平デアアルマイカ、進ンデ教員——數十萬ノ教員、未來ノ國民ヲ養成スベキ重大ナル職責ヲ盡シテ居ル所ノ人ニシテ、未ダ國政ニ參與スルノ權利ヲ有シテ居ラナイト云フノハ、是亦甚ダ不公平デアリマスマイカ、神官僧侶ノ如キ——數十萬ノ神官、僧侶ノ如キ、選舉權モ被選舉權モ有シテ居ラナイノデアル、此人々ノ職責ハ、最も高尚ナル者ト安心立命ヲ定メ、未來ニ對スル考マデモ吾々ニ與ヘテ呉レルベキ、最も高尚ナル職務ヲ以テ、國家社會ノ爲メニ努メテ居ル人ニモ拘ラズ、選舉權、被選舉權ヲ拒ンデ與ヘナイト云フノハ、甚ダ不條理デアリマスマイカ、進ンデ直接ニ算ヘ舉ゲルコトガ出來マセヌデモ、荷モ社會共存ノ道理カラ參リマスルト云フ、如何ナル人ト雖モ、社會ニ於テ一人デ生存スルト云フコトハ出來ナイモノデゴザイマスルカラ、必ズ社會全員ノ援助及扶掖ニ依ッテ相互ニ存スルコトハ、是ハ申サデモナイノデアリマス、此點カラ考ヘテ見マスルト云フト、貧富ノ差別ハ更ニ論ズルコトナク、如何ナル商賣デモ、如何ナル職業デモ、若クハ勞働者ニ於キマシテモ、其ノ一ヲ缺ケバ必ズ社會ノ生存ト云フコトヲ得ルコトガ出來ナイノデアリマスルカラシテ、社會共存ノ觀念カラ申シマスレバ、如何ナル人デアリマスシテモ、如何ナル職業ヲ有スル者デアッテモ、又如何ナル商賣ヲ有スル者デアッテモ、悉ク國家社會ニ貢獻セザル者ハ、凡ソ一人モ無イト斷言シテ憚ラナイデアアル、荷モ國家社會ニ貢獻スル以上ハ、齊シク國家ノ政治ニ對シテ參政ノ權利ヲ得セシメルト云フコトガ、寧ロ當然デハナイカト考ヘラレマスノデアリマス、荷モ立憲政治ヲ行ヒマス以上ハ、内外ノ政治ニ區限セラレタル階級ニ依ッテ、壁斷セシムベキモノデハナカラウカト思フ、本來立憲政治ヲ行フト

云フ趣旨カラ申シマスレバ、出來得ルナラバ、成ベク廣クノ國
民ニ參政ノ權ヲ與ヘテ、立憲政治ノ基礎ヲ多數ノ上ニ築ク
ト云フコトガ、本來立憲政治ノ趣旨デハアリハシマスマイカ、
然ルニ現在我國ノ立憲政治ノ狀態ハ、殆ト私ハ名アリテ其
實ナシト申スモ過言デハナイカト思フノデアリマス、今日ノ
狀態カラ申シマスレバ、僅ニ三百萬人ノ代表者デゴザイマス
カラ、少數階級ノ代表政治ト申シマスモ、敢テ差支ハゴザ
イマスマイ、殊ニ甚ダ悲ムベキハ、當局ノ政策動モスレバ富
豪資本家ノ擁護ニ傾クノ虞アリト云フコトハ、現在ニ於ケ
ル經濟界救済ノ狀態ニ於キマスモ、諸君ハ思半ニ過ギ
ラレデアラウト信ズルノデアリマス、(拍手)又稅制ノ整
理ト申シ、行政ノ改革ト申シ、社界政策ノ思切タル實
行ト申シ、軍備ノ整理ト申シ、是等ノ根本的ノ改革ヲ政
治ノ上ニ行フノニ就キマスデハ、今日ノ如キ薄弱ナル區
限サレタル少數ヲ代表スル議員ニ於テハ、私ハ甚ダ覺束
ナイデハナイカト云フ感ゾ懷クノデアリマス、(拍手)之ヲ
權利ヲ十分ニ擴張致シマス、最大多數ノ輿論ニ依ツテ政
治ヲ左右スルニ至リマスナラバ、國民多數ノ意嚮ニ從テ
思切タル改革ヲ爲スニ、蓋シ躊躇スル所ハナカラウト思ハ
レルノデアリマス、恰モ今日ノ立憲政治ノ狀態ハゴゾ、如
キ有様デアリマス、其基礎ガ甚ダ狭小ニシテ薄弱デアリマ
ス、吾々之ヲ擴張シテ、五倍六倍ニ之ヲ擴ゲテ、其基礎
ヲ——立憲政治ノ基礎ヲ固ウシマスレバ、形ニシマスレバ、
ビラシトノ形ニ立憲政治ノ基礎ヲ築キタイト云フノガ吾々
ノ望ム所デアリマス、其形ノ上ニ我ガ誇リトスル所ノ万世一
系ノ皇室ヲ戴キマスナラバ、殆ト立憲ノ基礎ガ決シテ緩ム
コトナクシテ、國家ヲ泰山ノ安ニ置クコト云フコトハ、私ハ此
普通選舉ニ依テ出來ルコトデハナイカト信ズルノデアリマ
ス、(拍手起ル)又内外ノ形勢ヲ察シマス、先年世界ノ
大戰爭以來、思潮ノ一變諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、
於ケル思潮ノ變化、其最も主ナルモノヲ申シテ見マスレバ、
何レモ政治ニ致セ、戰爭ニ致セ、商賣ニ致セ、外交ニ致セ、悉
ク皆ナ國民的ニナリマス形ヲ持テ居ルト、私ハ斷言シテ
憚ラヌト思フノデアリマス、嘗テ講和ノ前ニ於キマス「ウイ
ルソン」ガ宣言セラレタ所ヲ聞キマスルト云フト、國民ヲ基礎
トシタル政府ニ非ズンバ、斷ジテ講和ヲ許サナイト云フコト
ヲ宣言致シタルデアリマス、御承知ノ如ク獨逸ノ「カイゼル」
時代ノ有様デゴザイマス、遂ニ其宣言ノ如ク其結果
果ハ國民ヲ代表シタル政府ト講和ヲ致シマス、國民ノ少
數ヲ代表シ、軍閥或ハ侵略的ノ帝政主義ヲ持テ居タモ
ノガ、實際ノ上ニ於テ亡滅ヲ致シタルデアリマス、國際聯盟

ノ草案ヲ見マスモ、苟モ國際聯盟ニ加ハル所ノ國ハ、民本
主義ノ國デナケレバ、聯盟ニ加入スルコトガ出來ナイト云フ
コトニ規定サレテ居タルデアリマス、併ナガラ當時ノ聯合軍
其ニタル我ガ帝國ハ、帝國——形ニ於テ帝國デアリマス
ルシ民本主義ノモノデナケレバ、加ハルコトガ出來ヌト云フコ
トニナリマス、(拍手)日本ヲ除外シナケレバナラヌト云フ
ヤウナ羽目カラ、或ハ日本ヲ彈圧シ草案ヨリ其文句ハ除キマ
シタケレドモ、其精神ニ於キマスデハ、今日ノ國際聯盟ノ趣
旨ハ更ニ變テ居ナイノデアリマス、矢張民本主義ノ國ヲ
土臺トシテ、而シテ國際聯盟ヲ組織スルコト云フ精神ニ於テ
ハ、變リガナイト私ガ見テ居ルノデアリマス、斯ル大勢デゴザ
イマス、將來我國ノ國際關係——國際關係ニ於
キマスモ、又背後ニ多數ノ國民ト云フモノヲ背負テ居マセ
ヌケレバ、眞ノ國際的外交ハ出來難イモノト信ジテ疑ハナ
イノデアリマス、然ルニ今日我國ノ外交ノ狀態ハドウデアリ
マスルカ、申スト甚ダ失禮ナ申分カハ知レマセヌケレドモ、我
國ノ外交ハ殆ト國民トハ沒交渉アルト私ハ察セラレ、
デアリマス、(拍手起ル)僅ニ霞ヶ關ノ一隅ニ於テ秘密ニ依
テ外交ノ方針ヲ掩護サレタルコト云フコトハ、未ダ會テ見ナイ
デアリマス、(拍手起ル)故ニ其原因甚ダ薄弱ナル今日ニ於
キマスデハ、露國ノ爲メ——既ニ社會ノ破壞サレタ露國ノ爲
メニモ侮ラレ、又隣國ノ支那ノ爲メニモ輕侮ヲ受ケ嘗テ我
ガ同盟國デアリ、又同盟國デアル英國モ、亦我帝國ニ對
シマスデハ意圖ハ、前日ノ如クナラザル信ズル理由ガアリ
マス、(拍手)甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、殊ニ又亞米利加ノ
如キハ、諸君モ御承知ノ通り排日朝野ニ熾ニシテ——排日
論朝野ニ熾ニシテ、加州ニ於ケル問題ノ如キモ、甚シキ差
別的待遇ヲ蒙リ、日本人ノ體面ト云フモノハ、世界ニ於テ
汚辱サレタト斷言シテ憚ラヌノデアリマス、(拍手起ル)畢竟
スルニ我國ノ外交ノ國民的後援ノナキ所以、此ニ至ラシメ
タ結果ト信ズルノデアリマス、加州ニ於テ我國民ガ差別的
待遇ヲ受クルコトヲ吾々ハ憤慨致シマス、願ヒテ自分ノ
内ヲ見マスルト云フト、國民ノ中ニ政府ガ——政府トハ申シ
マセヌ、國家ガ差別的待遇ヲ施シテ居ルノデ、三圓以上納メ
與スルコトガ出來ナイト云フ差別的待遇ヲ施シテ居リナガ
ラ、世界ニ於テ日本人ニ向テ差別的待遇ヲ爲スコトハ、怪
シカラヌト云フコトハ、私ハ自ラ侮ルモノト思フノデアリマス
(拍手起ル)「ノウ」謹聽々々ト呼フ者アリ、今日我國ハ
世界各國ヨリ非常ナル誤解ヲ受ケテ居リマス、我國ハ恰モ
軍國主義デアラカラノ如ク、又帝國主義——其帝國主義ト
云フ意味ハ、獨逸ノ如キ侵略的帝國主義デアラカノ如ク非

常ナル誤解ヲ受ケ、甚シキハ恐怖ヲ受ケ、殆ト我國ハ世界
ニ於テ、孤立ノ狀態ニ陥リハシナイカト云フ吾々ハ虞フ懷イ
テ居ルノデアリマス、何故ニ左様ナル誤解ヲ受ケテ居ルカト
申シマスレバ、我國ノ立憲政治ニハ、名アツテ未ダ實ナキガ故
ニ、斯ル誤解ヲ受ケテ居ルノデアリカト思フノデアリマス
(拍手起ル)「ノウ」呼フ者アリ、唯今モ申シマス通り
帝國ノ外交ハ一部少數ノ外交テアル、帝國ノ軍備ハ、一部
少數ノ支配スル所ニ左右セラレテ居ル、之ガ爲メニ左様ナ
ル誤解ヲ受ケルノデアリカ、我國民ノ多數ハ平和ヲ望ミ
決シテ軍國主義ヲ喜ブ者デハナイト私ハ斷言シテ憚リマセ
ヌ世界ニ向テ斷言シテ憚ラナイノデアリマス、(大ニ然リ)
ト呼フ者アリ、又我ガ帝國——畏多クモ我ガ帝國ハ萬世一
系ノ皇室ヲ奉戴シテ、天壤ト窮リナイノデアル、ソレト同時
ニ我ガ帝政ノ根本主義ハ、常ニ國民ヲ基礎トシテ歷代帝
王ノ行ハレタル政治、歷代帝王ノ降サレタル詔勅ヲ拜讀致
シマス、一トシテ國民ヲ基礎トセザル詔勅ハ無イノデアリマ
ス我國ノ帝國主義ハ上下一致、平和主義、博愛主義ノ帝
國主義デアリマス、決シテ獨逸ノ如キ侵略的帝國主義デ
ナイト云フコトハ、是ハ我國ニ於テハ、吾々ノ間ニ申スマデモ
ナイ事デアリマス、世界ニ於テハ其形其名ニ拘泥シ
テ、矢張日本ハ帝國主義デアラカノ如ク、軍國主義デアラカ
ノ如ク吾々ヲ誣ヒ、吾々ヲ恐怖スルノデアリマス、此誤解ヲ
一掃シ此恐怖ヲ一掃シ、手ヲ擴ゲテ世界ト親密ノ交際ヲ
シマス、(拍手)我國ノ立憲政治ハ眞ニ民本主義ノ立憲政
治デアル、普通選舉ヲ實行シテ眞ノ輿論ヲ代表シテ居ルモ
ノデアルト云フコトニ歸著セシメザレバ、絶體ニ其效能ハ無
カラウト信ズルノデアリマス、(拍手起ル)外國ノ新聞ガ斯様
ナコトヲ申シテ居ル、日本ニ對スル最も同情アル記事ガ、去
ル三十一日ノ日日新聞ニ載セラレタデアリマス、御參考ニ少
シク關係ノ項ヲ讀ミテ見マス、是ハ紐育週刊雜誌ノ
「ネーション」二月二日「日本號」ト云フノニ記載サレタル記
事デアリマス、論說デアリマス、其「日本號」ニ「ハラムント」氏
其他ノ寄書ヲ滿載シ、自由主義ノ立場カラ、日米親善ノ必
要ヲ力説スル等ニナリテ居ル、而シテ同號ノ社説ニ於テハ次
ノ如ク論ゼラレタデアル、日本ノ帝國主義ハ、日米兩國
ノ親交ニ直接惡影響ヲ及ボシタケレドモ、吾々ハ日本ノ現
狀ハ、全ク他ノ諸外國ト異ナル狀態ニアルコトヲ知ラナケレ
バナラヌ、今日日本國民ヲシテ、外國ニ於テ帝國主義的冒
險ヲ行ハシメ、日本國民ヲシテ、莫大ナル財寶ト多數ノ人
命ヲ犧牲ニ供セシメツ、アルモノハ、日本政府デアッテ日本
ノ國民デハナイノデアル、斯様ニ申シテ居ル、日本政府デアッ
テ、日本國民デハナイノデアル——洵ニ我國ノ狀態ヲ諒解シタ
ル外國人ノ評ト申シテ差支ナカラウト思ヒマス、今尙過去

數百年ニ互リ封建時代カラ傳統的ニ繼承シタ或特權階級ノ人ニ治メラレテ居ルコトデアル、是等ノ特權階級ハ自由主義ノ擡頭ヲ憎ミ、頭ヲ擡ゲルコトヲ憎ミ、勞働者ノ團結權ヲ否認スルノデアル、然レトモ今ヤ日本ノ群集ハ漸ク覺醒シ政府ト一般國民トノ間ニハ大ナル溝渠ガ築カレツ、アルノデアル、大ナル溝渠ガ築カレテ居ルコト云フノデアル、而シテ是等ノ新自由主義者ハ、飽迄米國トノ親善ヲ企圖シテ已マナイ、吾ニハ此自由主義ノ態度ヲ看過シテハナラナイ、デアル、然リ日本ニハ今ヤ新時代ノ曙光ガ見エテ居ルノデアル、例ヘバ大阪毎日東京日日ノ兩新聞ノ如キ、或ハ讀賣新聞ノ如キ有力ナル自由主義ノ新聞ハ、公然無用ノ海外發展ヲ止メテ、勞働階級ノ福利ノ爲メニ國家ノ政策ヲ一寸字ガ消エテ居リマスガ「國家ノ政策ヲ傾倒セザルベカラザルコトヲ力説シテ居ル」云々、斯様ニ書イテアリマス、外國人ガ深切ニ我國ノ狀態ヲ觀察シテ、若シ權利ヲ擴張致シマシテ、所謂普通選舉ヲ行ヒマシテ、國民ノ輿論ヲ直接ニ政治ノ上ニ行フト云フコトニナリマシタナラバ、全ク斯ル誤解ハ世界ニ一掃セラレデアラウト信ズルノデアル、世界ノ大勢ハ既ニ然リデアリマスカラ、私ハ將來ニ於テハ我帝國ノ國歩モ、世界ノ大勢ニ順應シナケレバナラヌモノデアルト信ズル、又我國ノ狀態ハドウデアルカ、我國ニ於テ所謂普通選舉云フモノヲ要望スルモノハ、總理大臣ノ御目ニハ甚ダ大ニハ映ジナイカモ知ラヌケレドモ、吾ニノ見ル所吾ニノ聞ク所ニ依ルト、今日我ガ國民ハ十分覺醒シタルモノト信ジテ疑ハナイノデアリマス、現ニ日本ノ內國ノ輿論ハドウデアルカト申シマスレバ、諸君ハ毎日新聞ヲ御覽ニナリマスカラ御承知デアリマセウ、政黨政派ニ關係セザル公平無私ナル大新聞ニ於テ、普通選舉ヲ贊成セザル新聞ト云フモノハ殆ドアリマセウ、又全國ノ新聞雜誌中ニ、或一黨ノ機關ヲ除ク外ハ、舉テ普通選舉ヲ贊成シナイモノハ無イコトハ、日々諸君ノ目ニ觸レラレコトデアラウト信ジテ疑ハナイノデアリマス、又全國ノ智識階級悉ク之ヲ要望シテ居ルト申シテモ、差支ハゴザイマス、教育家ノ如キ、過日モ所謂教育團體ノ一六團體ノ決議ヲ以テ、吾ニ要求スル所ノ三箇條ノ一トシテ、教育家ニ選舉權及被選舉權ヲ與ヘヨト云フコトヲ要求シテアルノデアリマス、數十萬ノ教育家ハ舉テ選舉權被選舉權ヲ要求ヲ致シテ居ルト云フコトハ、是ハ爭フベカラザル事實デアリマス、教育家ノミナラズ、宗教家既ニ來ル六日ニ於テ大集會ヲ催スト云フコトヲ聞イテ居リマスルガ、其要望スル所ハ、宗教家ニモ選舉權被選舉權ヲ與ヘヨト云フコトヲ要望ガ盛ンデアルト云フコ

トハ、是亦事實疑ガナイノデアリマス、全國ノ下級官吏、會社員、其他モ權利ヲ有テ居ラナイ者ノ多數ハ、悉ク之ヲ要望シテ居ルト云フコトハ、是亦疑ヒマセウ、勞働者ノ多數モ之ヲ要望シテ居ルト云フコトハ、疑ノナイ事實デアリマス、全國ノ在郷軍人ノ多數權利ヲ有テ居ラナイ者ハ、悉ク之ヲ要望シテ居ルト云フコトモ、是亦疑ノナイ事實デアリマス、凡ソ現在有權者以外ノ多數ハ、之ヲ望ムナキ事實デアル、斷言致シマシテモ、私ハ敢テ過言ハナカラウト信ズルノデアル、偶、茲ニ「ツノ吾ニハ反對スル諸君ノ、最も鼻ヲ高ウスル事實ト云フハ、汝ハ左様ニ申スカ知ラヌケレドモ、現ニ此衆議院ニ於テ、吾ニガ多數ヲ占メテ居ルデハナイカト云フコトハ、是ハ普通選舉反對スル者ノ多數ガ——國民ノ多數ガ、普通選舉反對スルカラデアルト云フコトヲ仰セラレルノデアル、洵ニ慶賀ノ至リニハ堪ヘマセヌケレドモ、少シク冷靜ニ考ヘテ見マスルト云フト、是ハ私ノ推測カハ知レマセヌケレドモ、後ニハ政府ト云フ背景ガアル、昨年總選舉ニ於キマシテ、後ロニハ政府ト云フ權力ノ背景ガアル、而シテ全國ニハ非常ニ有力ナル地盤ガアリ、而シテ又多數ノ諸君ハ非常ナル努力ヲセラレタ結果、多數ヲ收メラレタノデアラウト信ズルノデアリマス、若シ之ヲ解放シテ、普通選舉ヲ實行シテ、國民多數ノ自由意思ニ依テ選舉サセタナラバ、甚ダ御氣ノ毒デアルカハ知リマセヌケレドモ、拍手起ル、其形勢ハ急轉直下、大々的少數ニ陷リハセヌカト思フノデアリマス、拍手起ル「ノウー」手前味噌ダ、ト呼フ者アリ、手前味噌デナイコトハ、近キ將來ニ於テ諸君ハ之ヲ見ラレデアラウト思フ、拍手起ル、又吾ニガ此案ノ提出ヲ致シマシテモ、其運命ハ知ルベキノミデアリマス、勿論多數ノ諸君ガ之ニ御賛成デナイト云フコトハ承知シテ居リマス、居リマスルガ、吾ニハ實行ノ出來ル時期ニ至ルマデハ、年々歳々努力シテ息ラナイ積リデアリマス、是ハ國民ニ對スル吾ニノ義務ト考ヘルノデアリマス

〔此時發言スル者アリ〕

○議長 奧繁三郎君 靜ニ……

○關直彦君 續 若シ天下ノ多數ニ於テ權利ヲ得ント要望スル者ガ、之ヲ放任シテ置キマヌナラバ、或ハ之ニ反對スルト云フコトヲ續ケマスルト云フト、多數ノ國民ノ上ニ、非常ナル不滿ヲ醸シハシナイカト思フノデアリマス、拍手起ル、幸ニシテ、此一角ニ居ラレル憲政會ノ諸君、不肖吾ニノ同志、又無所屬ニ於ケル有志ノ諸君ガ聯合シテ、此問題ヲ解決セント努力ヲ致シマスルガ故ニ、國民ノ多數ハ、斯ク申セバ嗚呼ガマシクハゴザイマス、吾ニノ努力ニ信頼シテ、其時機ノ到ルコトヲ待テ、不平ヲ抑ヘテ居ルモノト私ハ觀察ヲ致シマス……〔拍手起ル〕

〔「ノウー」人氣取りニヤルノカト呼フ者アリ〕

○議長 奧繁三郎君 靜ニ……

○關直彦君 續 若シ何時マデモ抑ヘラレテ、何時マデモ之ヲ通過スルコトガ出來ナイト云フコトニナリマスルト云フト、國民多數ノ不平ニ乘ジテ、諸君ガ最も恐レル所ノ過激思想ノ乘ズル所トナリテ、如何ナル結果ヲ來スカト云フコトヲ吾ニハ虞レルノデアリマス、〔拍手起ル〕丁度愛ニ面白イ例ガアリマスルガ、昨年ノ一月二日吾ニガ之ヲ提唱致シマシテ議院ニ提出シタル時ニ當テハ、院外ノ聲援者ガ雲ノ如ク集レテ、隨分紛擾ヲ醸シタコトハ諸君モ御覽ニナタタ事デアルガ、今日ノ形勢ハドウデアルカ、甚ダ靜肅デアル〔ツラ見ロト呼フ者アリ笑聲起ル〕此靜肅ト云フコトハ——諸君御聽下サイ、此靜肅ト云フコトハ、果シテ祥事デアルカ不祥事デアルカ〔祥事デアルト呼フ者アリ〕其真相ヲ考ヘマスルト云フト、甚ダ私ハ寒心ニ堪ヘナイ、祥事デアルト樂觀サレヤウデハ、吾ニハ甚ダ寒心ニ堪ヘナイノデアル〔拍手起ル〕其中ニハ普通選舉ヲ手續シト云フ議論ガ行レテ居ルノデアリマス〔拍手起ル〕議會頼ム足ラズ、政府頼ム足ラズ、即チ直接行動ニ出ヅルト云フコトノ議論ガ、行ハレ掛ケテ來テ居ルノデアリマス〔拍手起ル〕現ニ或ル勞働團體ノ如キハ、議會否認、政府否認ノ議論ヲスラ公言シテ居ルノデアル、是レ吾ニノ眞面目ニ後世子孫ノ爲メニ此壇上ニ於テ諸君ト共ニ本問題ヲ解決スルト云フコトニ參與シナイ所以、最早一步ヲ飛越エテ、非常手段ヲ望ム者ガアルト云フ傾向ガアルノデアリマス、〔拍手起ル〕憂慮ニ堪ヘヌ、〔恠巧ニナタノダ〕君ノ煽動ニ乘ラヌダト呼フ者アリ、諸君ハ左様ナ事ヲ仰セラレマスルケレドモ、十四年前ニ於テ既ニ諸君ガ此論ヲ此壇上ニ於テ提唱サレテ居ル、向フニ居ラレル小川總裁ノ如キ、或ハ松田源治君ノ如キ、望月圭介君ノ如キ、錚々たる今日ノ政府ニ於テ有力ナル地位ヲ占メテ居ラレル諸君ガ、既ニ十四年前ニモ此事ヲ提唱サレテ居ルデハナイカ〔拍手起ル〕而シテ是ニ於テ時勢ノ進ンダル今日ニ當テ、吾ニノ議論ニ對シテノウート云フヤウナコトガ、能クモ言ハレタモノデアル〔拍手起ル〕經驗ヲ積ンデ恠巧ニナタタト呼フ者アリ、政府當局者ハ頻リニ危險思想ノ傳播ヲ怖レテ居ラレマス、私共御尤ト思フ、希クバ我國ニ危險思想ノ傳播スルコトノナカランコトヲ欲スル、併ナガラ此危險思想ノ傳播ト云フモノハ、當ニ警察力ニ依テ……〔國粹會ガ附イテルゾト呼フ者アリ〕國粹會ハ政友會ノ機關デアルト云フコトヲ聞イテ居リマス、是ハ風説デアリマスルガ……

〔馬鹿ナ事ヲ言フナ、何ヲ言フ默テ居レト呼フ者アリ〕

○議長 奧繁三郎君 靜肅ニ……

○開直彦君續）危險思想ノ防禦ハ、警察力ニ依リテハ決シテ取締リ得ルモノデハナク、防止シ得ルモノデハナイノデアリマス。危險思想ヲ防禦スルコト云フコトニ就テハ、國民教育ヲ徹底シテ爲スコト、モウツハ普通選舉ヲ行フテ國民多數ヲ満足セシメテ、此國家ハ我物デアルト云フ觀念ヲ汎ク國民ノ上ニ及ボスト云フコトガ、即チ危險思想ノ唯一ノ防禦策デアルト信スルノデアリマス（拍手起ル）現ニ英吉利ノ狀態ヲ御覽ナサイマセ、鐵道從業者ノ大「ストライキ」、炭坑業者ノ大「ストライキ」ガ起リテ、殆ド社會ヲ破壊セントスルノ勢ヲ以テ、風靡シタノデアリマスケレドモ、（ソレダカラマダ早イノダ）ト呼フ者アリ）社會ガ悉ク完全ナル權利ヲ得國民ガ悉ク完全ナル權利ヲ得テ、此國家ハ我物デアルト云フ觀念カラシテ、政府ガ斷乎抑壓手段ヲ用井タニ對シテ、國民ガ之ヲ援護シテ、少シモ社會ノ秩序ヲ破壞スルト云フヤウナコトハ無カッタデアリマセヌカ、亞米利加ニ於テモ亦然リデアリマス、之ニ反對シタル獨逸ノ如キ、奧地利ノ如キト云フモノハ、少數ノ國民一部分ニ基礎ヲ置イテ、勝手ナ政治ヲシタガ爲メ、遂ニ今日ノ滅亡ヲ見タノデアリマス、國家ノ基礎ヲ固クスル、立憲政治ノ基礎ヲ固クスルト云フハ詰リ國民多數ヲシテ、此國家ハ我物ナリト云フノ觀念ヲ起サシムルニ如クモノハナイト思フ、此國家ハ我物ナリト云フ觀念ヲ起サシムルニハ、權利ヲ與ヘテ國政ニ參與セシメルト云フコトデナケレバ、徹底シナイト私ハ信ズルノデアリマス（拍手起ル）私ハ右最早長ク申シマセヌ、希クバ多數ノ諸君モ御賛成ヲ下サイマシテ、（ノウ）ト呼フ者アリ）本案ノ通過ノ一日モ早カラント望ミマスルシ、假令今日ニ於テ是ガ否決セラレ、ト雖モ、遠カラザル將來ニ於テ、必ズ實行スルノ時機ガ來リ、多數ノ諸君ガ再び後悔ヲサレルノ時機ガ到來スルデアラウト信ジテ疑ハナイノデアリマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 前川虎造君
○前川虎造君 此場合、本案ヲ委員付託トスル動議ヲ提出致シマス、委員ノ數ハ三十六名、議長指名ト致シタイト思ヒマス

〔賛成「ト呼フ者アリ」〕
○議長（奥繁三郎君） 岩崎君
○岩崎勲君 本案ハ既ニ數次ノ議會ニ於テ審議ヲ盡シタル案件デアリマスカラ、今更之ヲ委員ニ付託スル必要ハ無イト存ジマス、仍テ當議場ニ於テ、直チニ討論審議セラレンコトヲ望ミマス、前川君提出ノ委員付託ノ動議ニハ反對致シマス

〔賛成「ト呼フアリ」〕
○議長（奥繁三郎君） 前川君ノ委員付託ノ動議ニハ、制

規ノ賛成ガアリト認メマスカラ採決致シマス、前川虎造君提出ノ委員付託ノ動議ニ、賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕
○議長（奥繁三郎君） 少數ト認メマス——議長ノ宣言ニハ御異議ガ無イト認メマスカラ否決トナリマシタ、討論ヲ續ケマス——川原茂輔君登壇

○川原茂輔君 諸君、衆議院議員選舉法改正案ニ對シマシテ、唯今國民黨ノ關ヨリ縷々其理由ノ御陳辯ガアリマシテ、確ニ敬承致シマシタガ、併シ此問題タルヤ年々歳々出デ來リタル問題デアリマシテ、其御説明ノ大要モ矢張り前年ト同様デアリマス、反對ノ理由モ亦前年ト同様デアリ、ソレダ其理由ヲ聞ハセマス上ニ於テハ、寧ロ前言ヲ繰返スト同ジ事デアル（世ニ進化ナキヤ）ト呼フ者アリ）進化アリトスレバ、新ナル理由ガ現レ出ナケレバナラヌガ、矢張御説明モ同様、回顧スレバ四十一議會ト記憶致シマス、四十一議會ニ於テ、高木益太郎君デアリマシタカノ説明ノ中ニ、即チ國民黨諸君ノ改正案ハ、納稅資格ガ二圓、年齡ガ二十五歲政府ハ納稅資格ヲ三圓トシタ、御承知ノ通り此改正ガ四十一議會ニ行ハレタ、國民黨然リ、憲政會諸君ノ提案ハ是モ二圓デファクタカト記憶スル、政府案ガ三圓、唯ダ一圓ノ差アルノデアリマス（時代ガ違フト呼フ者アリ）時代ガ違フ、成程時代ガ違フガ、其四十一議會ニ於テ決定シタ案ガ上下兩院ヲ通過シテ、即チ現在ノ法律トナッタ、時代ガ違フト云フ理由ヲ以テ、四十二議會ニ普通選案ガ現レタ世ニ所謂普通選案、國民黨ハ滿二十歲、憲政會ハ二十五歲、ソレニ獨立ノ生計ト云フ有名ナ問題ヲ附ケテ御提出ニナッタ、所ガ議會ハ解散セラレタ、其國民黨ノ提案ノ理由トシテ階級ノ打破、即チ選舉權ノ擴張、議會解散ノ結果ニ於テ、世ニ所謂普通選舉ト云フモノハ、果シテ現在ノ日本帝國國民ノ輿論デアルカドウカト云フコトガ、解散ノ理由デアリマス、今關君ヨリ此點ニ就テ色々御説明ガアリマシタガ、其説明ハ十分ニ徹底スルコトハ不可能デアル（ノウ）ト呼フ者アリ）其改選ノ結果ハドウデアッタカ、即チ此問題ニ向テハ、國民ノ裁斷ハ既ニ成遂ゲタノデアラ、ソレニ向テ又今年モ御出シニナッタ、斯ノ如キ問題ニ於テ、毎回同ジ事ヲ繰返シテ世ノ中ヲ騒ガセルト云フコトハ、是ハ諸君ノ再考ヲ促サナケレバナラヌデアリマス（騒ガセルトハ何ダ）十三年前ニ出シタノハドウシタト呼フ者アリ）善イ哉問ヤ、古證支ヲ引出シテ今日ノ爭點トスルナラバ、諸君ハ在野黨タルノ時、如何ナルコトヲ言ッタ、十三年前ノ古證文ヨリモト近イ證文ヲ出シマセウ、諸君ガ在野黨タル時ニ於テ即チ營業稅撤廢ハスベシトカセと言ッタモノガ、一度大隈内閣トナッテ何ヲシ

タカ、互ニ古證文ヲ引出シテ論難スルト云フコトハ、是ハ御互ニ避ケナケレバナラヌ（十三年前ニハ多數デ通過シテ居ルト呼フ者アリ）十三年前ニ賛成シタコトハ聞ク、併ナガラソレハ日向君ト云フ人ガ其時提案シタ、ソレニ賛成ヲシタト云フコトガ、議場ノ慣例トシテ賛成者ノ署名スルト云フコトハ、是ハ諸君ノ能ク今日ノ實際ヲ御判斷ニナリマシタナラ、古證文トシテ十三年後ニ於テ論爭セラルベキ價值ハアリマセヌ、ソナナ事ヲ爭フヨリモ、諸君ハ在野黨トシテ、即チ自己ノ政策トシテ、世ノ中ニ宣言シタ事ヲ、自ら廟堂ニ立ツヤ一モ行ハザル諸君ノ責任ハ如何、ソコデ四十一議會ト四十二議會トノ議論ハ即チ一圓ノ差デアッタ、ソレガ今日ニ於テ世ニ所謂普通選舉ヲ行ハナケレバナラヌト云フ御議論トシテハ、今ニ至ッテモ矢張感服スルコトハ出來ナイ、既ニ國民ノ裁斷ヲ下シタモノニ向テ、又斯ノ如キ問題ヲ出サル、ハ寧ロ諸君ノ反省ヲ希望セザルヲ得ナイノデアリマス、唯今關君ノ御議論ノ中ニ此問題ヲ遂行スルニハ、國民ハ即チ憲政、國民兩黨ノ協同一致ニ待ツノデアル、（判ラヌ）ト呼フ者アリ）ト云フ御議論ヲ爲サレタノデアル、而シテ又一昨年昨年ノ此案ガ提出セラレタ時、世間ノ此問題ニ對スル態度ハ如何デアッタカ、前年此問題ガ提出セラレタマヤ、盛ニ一部ノ地方ニ於テハ熱狂シテ、此問題ヲ歡迎シタル所モアリマスル（全國皆然リ）（ノウ）ト呼フ者アリ）一部ニ於テ盛ニ反對セラレタ所モアリマス（ソレハ政友會ナリ）「ソレハブルジョアナリト」呼フ者アリ）政友會以外ニハ、反對シタ人ハナシト呼フ者アリ、笑聲起ル）地方ノ將來ニ於テ、眞ニ發展ヲ來シタ人ハ、概ネ反對ヲシタノデアル（ノウ）ト呼フ者アリ）此間ニ於テ策士ハ縱橫ニ手段ヲ運ラシ或ハ盛ナル示威運動モアッタノデアリマスガ、今日唯今ハドウデアルカ殊ニ東京ニ於テスラ然リ、一般民衆ノ態度ハ其靜カナルコト林ノ如シ（ヒヤ）ト呼フ者アリ、拍手起ル）此問題ヲ解決スルニハ、政國——政國デハナイ、國憲兩黨ノ協同ノ力ヲ藉ナケレバナラヌト云フコトヲ御議論ニナリマシタガ、國憲兩黨ノ此問題ニ對スル共同動作ガ出來マスカ、（拍手起ル）是ハ甚ダ疑ハシイ事デアル、新聞紙ノ報ズル所ニ依レバ、憲政會ノ御内輪ニ於テモ、色々此問題ニ就テ紛擾ガ起リ、或ハ除外例ヲ要求シ、其問題ハ有耶無耶ニ華ヲナドト云フ新聞モアル（拍手起ル）顏色ナシト呼フ者アリ）若シ眞ナリトスレバ、此問題ニ對スル一般民衆ノ思想ガ前年ヨリモ減退シタト云フコトハ、此普通選舉ヲ唱ヘル諸君ノ誠意ヲ疑フノデアリマス（拍手起ル）顏色ナシト呼フ者アリ）若シ眞ニ普通選舉ヲ理想一片ヨリ申シマシタナラバ、國民黨ノ案ニ百尺竿頭一歩ヲ進メ、婦人ニ參政權ヲ與ヘルト云フマデ行カナケレバ、眞ノ普通選舉トシテ言フコトガ出來マセ

（一〇）

ウカ、(ヒヤ)「ト呼フ者アリ、拍手起ル」國民黨ノ諸君ガ理想一片デ行カレナラバ、勢ヒ此ニ來ナケレバナラヌガ、ソレヲ爲サル所ハ、即チ現在ノ日本ノ國情ニ對シテ、今ノ國民黨提案ガ必要ナリト御認メニナクニ違ヒサイ、(故ニ贊成スベシ)「ト呼フ者アリ」又憲政會ノ諸君ハ、是カラ問題トナリマセウガ、法曹社會其地ニ於テ、盛ニ非難ノ中心點トナリテ居ル、獨立ノ生計(ノウウ)「君ニ判ルカ冗談言フナ」ト呼フ者アリ、笑聲起ル、是ガドウシテ普通選舉ト云フコトガ言ヘマス、矢張階級ノ選舉デアル、吾ハ此選舉法改正案ニ就テハ、熱心ナル選舉權擴張論者デアル、(ヒヤ)「ト呼フ者アリ」回顧スレバ十五圓ガ十圓ニナリ、一躍シテ三圓トナタモノハ即チ吾ハ力デアル、(拍手起ル)「政友會橫暴ノ力デアル」ト呼フ者アリ、ソレカラ將來ノ時機ニ於テ、選舉權ノ尙ホ是レ以上ニ擴張スルコトガアルベシト云フコトハ、諸君モ吾ハ豫想シテ疑ハナイ、唯ダ今日ノ場合ニ於テ策士此間ニ縱横シテ色々ノ問題デ世間ヲ騒ガスト云フコトハ甚ダ宜シクナイ(早ク降壇シロ)「ト呼フ者アリ」ソレデ理由モ同ジク、反對ノ理由モ同ジ事デアル、一向ニ是レ進歩セザル所デアル、唯ダ外國ノ事例ヲ盛ニ御引キナサレマシタガ、今英吉利ニ於テ、非常ニ一般ノ職工勞動者ガ「ストライキ」或ハ急業ヲシテ大變困ル、ソコデ以テ普通選舉ヲ行ハナケレバナラヌト斯ウ關君ハ御論斷ニナリマシタガ、英吉利ハ普通選舉ヲ行フタ後ノ騷動デアル(ヒヤ)「ト呼フ者アリ、拍手起ル」(ソコデ現在ニ於テハ普通選舉ヲ行フタ爲メニ非常ニ困難ニ陷リテ居ル)ト云フコトハ、實際ノ事實デアルマセカ(拍手起ル)「誰カラソナ問違タコトヲ聞イタカ」ト呼フ者アリ、要スルニ斯ノ如ク年々歳々同ジ事ヲ繰返サンヨリモ、寧ロ日本ノ國情ニ對シ、現在ノ國民ノ此思想風潮ヲ鑑ミ、斯ノ如キ問題ハ年々歳々之ヲ現ハサズシテ、而シテ他ノ方法ヲ以テ相當國民ノ智識ヲ向上セシムル手段アリト存ジマス、故ニ私ハ例ニ依リテ反對ヲ致シマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 松本君平君

「松本君平君登壇、拍手起ル」(シカリヤリ給ヘ)ト呼フ者アリ

○松本君平君 諸君、私ハ普通選舉ノ提案者トシ、且ツ贊成者トシテ、此壇ニ立ツ者デアルマセカ、此處ニ登リテ洵ニ悲痛ノ感ニ打タル、ノデアリマス、無限ノ悲シノ情ニ堪ヘナイノデアリマス、(泣ケ)「ト呼フ者アリ、笑聲起ル」ソレハ帝國議會ノ爲メニ悲シ、國民ノ爲メニ悲シ、又立憲政治ノ爲メニ悲シ、特ニ政友會諸君ノ爲メニ悲シムノデアリマス(拍手起ル)諸君ヨ、普通選舉案——此案ハ四十一年ノ議會ニ於テ、始メテ議場ニ提出サレマシテ、四十四年ノ議會ニ、衆議院ニ於テ大多數ヲ以テ通過セラレタルコトハ、諸君ノ能ク知ラ

ル、所デアリマス、此事實ハ諸君ノ記憶ニ尙ホ新ナル所デアリマスルガ、私ハ其當時ノ提出者トシテ、説明者トシテ、此壇ニ立ツ者デアリマスルガ、其當時提出者デアリ、贊成者デアタ所ノ多數ノ政友會諸君ガ、尙ホ今日此議場ニ在ルコトヲ甚ダ喜ブノデアリマス、(悲喜交、至ル)「政友會靜肅靜肅」ト呼フ者アリ、笑聲起ル、今日ノ多數ノ政友會ノ幹部諸君ハ、即チ其當時ニ於テ普通選舉ノ最モ熱心ナル主張者デアリ、贊成者デアタ所ノ其政友會員諸君ガ、今日ハ一黨ノ幹部ヲ組織シ、黨ノ統率ヲシテ居ル所ノ方ミデアリマス諸君ハ今日尙ホ眞面目ニ普通選舉ニ反對スルデアラウカドデアルカ(拍手起ル)若シ諸君ガ果シテ普通選舉ニ反對セラル、モノデアタナラバ、先年諸君ガ贊成セラレタルコトハ間違デ居タノデアアル、即チ昨日ハ非デアデ、今日ハ是デアルカ、今日ガ果シテ是デアデ、昨日ガ非デアルカ、甚ダ諸君ノ心事ヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手起ル)諸君、普通選舉案ガ四十四年ノ議會ヲ通過シテ貴族院ニ迴タ時ニ、貴族院ニ於テ頑冥ナル——最モ頑冥ニシテ高名ナル學者穂積八束ト云フ人ガ、斯ノ如キ國體ト相容レザル普通選舉案ハ、再ビ貴族院ノ門ニ入ラシムベカラズト云フコトヲ絶叫シタノデアリマス、諸君ヨ、其時ニ於テ如何ニ諸君ガ痛憤ノ叫ヲ洩シタノデアリマスカ、(無常迅速ナリト呼フ者アリ)諸君ハ當時政友會ガ常ニ天下ノ憂ニ先ツテ憂フル、其先覺者ノ使命ヲ以テ常ニ新機運ニ鞭ヲ時代ヲ開拓スル所ノ此進歩的態度ハ、滿天下ノ普ク感佩スル所デアリ、又天下ノ識者ハ最モ政友會ニ望ミ、國民ノ輿望ガ諸君ノ頭ニ被タノデアリマス、惟フニ政友會ノ今日アル所以ハ其當時ニ於ケル所ノ意氣、國民ノ輿望ヲ奮フ所ノ天下ノ先覺者デアリ、天下ノ憂ニ先ツテ憂フル此氣概ガ、今日ノ政友會ノ大ヲ致シタノデアリマス、(其通り)ト呼フ者アリ、併ナガラ今日ノ政友會ハ如何デアリマスカ、(益、盛シク)ト呼フ者アリ(即チ諸君ノ今日ノ盛ナルハ、即チ諸君ガ將ニ亡ビントスル所ノ第一ノ階梯デアリマス(拍手起ル)恐クハ穗積博士ハ地下ニ於テ、諸君ノ知己ヲ得タコトヲ喜ンデ居ルデアラウト思フノデアリマス、(拍手起ル)只今川原茂輔君ハ私ノ最モ舊キ友人デアル、(迷惑ダ)ト呼フ者アリ、又政友會ニ於ケル所ノ中樞ノ幹部ヲ組織セラレテ居ル方デアリマス、其川原君ノ此處ニ上テ普通選舉ニ對スル所ノ辯駁ハ、殆ト辯駁ヲ爲シテ居ラナイノデアリマス、其言ハル、所ハ、提出ノ理由ニ進歩ガ無イカラ、之ニ反對スル所ノ理由ニモ進歩ガ無イト言ハレタ、洵ニ其言フ所ハ、(反對ハ進歩シテ居ル)ト呼フ者アリ)殆ト進歩ナキニナラヌ、化石シテ居ルノデナイカト思フノデアリマス、私ハ洵ニ此友人ニ對シテ一々其說ヲ辯駁スルコトハ、甚ダ敬意ヲ失スルガ如キコトニ思フガ、併ナ

ガラ之ニ對シテ辯駁ヲ加フベキ所ノ少シモ價值ノ無イコトヲ悲ムノデアリマス、(拍手起ル)其言フ所ハ殆ト何等ノ進歩ナキニナラヌ、唯ダ古證文——十三年前ノ古證文ノ事ヲ言ウテ居ル、或ハ總選舉デ既ニ此問題ハ濟シテ居ル、或ハ英國デハ普通選舉ノ行ハレタ後ニ騷ガアルデハナイカ、斯ウ云フヤウナ議論デアルカ何デアルカ判ラヌヤウナ事ヲ以テ、此普通選舉問題ニ反對セントスルコトハ、洵ニ川原君ノ爲メニ悲マザルヲ得ナイノデアリマス、(拍手起ル)私ハ竊ニ思フニ、普通選舉ニ反對スル所ノ政友會ノ諸君ハ、蓋シ是ハ本心デハナイト思フノデアリマス、私ハ善意ヲ以テ政友會ヲ解釋スル一人デアルト信ズルノデアリマス、今日ノ政友會員諸君ガ議場ニ於テ此普通選舉案ニ反抗スルコトハ、諸君ノ心事デナカラウ(心事デアル)「ノウウ」ト呼フ者アリ、又最モ今日普通選舉ト云フ問題——眞面目ナル政治上ノ問題ガ政治上ノ黨派ノ爭トナリ、政權爭奪ノ爭トナタガ如キ傾向ヲ見ルコトハ、私ハ此議場ノ爲メニモ、普通選舉ノ爲メニモ最モ悲ム一人デアリマス、又斯ノ如キ事ハ國民ノ最モ迷惑スル所デアリマス、(噫悲シイ哉)ト呼フ者アリ、私ハ小サル區々タル問題ニ就テ、今普通選舉ニ贊成ノ案ヲ議論シナイ積リデアリマス、ソレニ就テハ無論贊成スルコトニモ、反對スルコトニモ、色々小サル問題ニハ、利益モアレバ反對ノ方ニモ議論モアル、ザウ云フヤウナル區々タル此問題ニ就テ論議スベキコトデハナイ、大處ヨリ——大局ヨリ見テ、普通選舉ト云フ問題ガ速ニ實行スベシ、或ハ早シアルト云フ、此簡明明白ナル二ツノ論ニ歸著スルト思フノデアリマス、先ヅ私ハ極メテ小サル問題ヲ避ケテ、大局ヨリ之ヲ見マシテ、第一ニ此政治上ノ見地カラ——政治の見地カラ見テ、普通選舉ハ速ニ斷行シナケレバナラヌト云フコトヲ述ベタイノデアリマス、今ヤ「デモクラシー」ノ思想ガ世界ニ風靡シテ、世界改良ノ思潮トナツテ、新シキ政治ノ新シキ文明ノ建設ヲ此力ニ依リテ爲サント、世界ガ努力シテ居ルノデアリマス、然ルニ我國ノ今日ノ狀態、今日ノ政治上ノ狀態ハ、殆ト封建ノ殘夢ヨリ尙ホ未ダ覺メズ、階級政治ノ夢ヲ見テ居ルノデアアル、或ハ貴族政治ヲ謳歌シテ居ルノデアリマス、今日ノ日本ハ百年世界ノ進歩ニ遅レテ居ルノデアリマス、立憲政治ト云フコトハ唯ダ名ノミデアデ、實ハ封建ノ政、封建ノ思想ニ依リテ支配サレテ居ルノデアリマス、(ヒヤ)「ノウウ」ト呼フ者アリ、今日ハ尙ホ古ノ斬削御免ノ政治ヲシテ居ルノデアリマス、民衆ノ利益ヲ無視シ、多數國民ノ政治、國民ノ利害ト云フモノヲ度外視シテ、少數ナル階級ノ人ノミガ勝手ナル政治ヲシテ、多數人民ヲ無視シテ居ル、ト云フコトハ、是ハ立憲政治ノ名ニ於テ、專制政治階級政治ヲ行フノデアリマス、所謂

今日ノ政治ハ代議政治ノ名ニ於テ——美シキ名ニ於テ榮糾ノ政ヲスト言フモ、敢テ過言ナシノデアリマス、是ハ即チ政治ノ見地ヨリ、速ニ普通選舉ヲ斷行シナケレバナラヌ理由ノ一ツデアリマス、第二ハ國家ノ見地ヨリシテ、速ニ普通選舉ヲ斷行シナケレバナラヌコトヲ信ズルデアリマス（君ノ理由ハ貧弱ダト呼フ者アリ）世界ノ大戰ガ世界ノ民ニ與ヘタル所ノ政治上ノ教訓ハ何デアルカ、國家ノ基礎ハ權力ナクシテ、人民ノ力、人ノ力デアルト云フコトガ、此大戰爭ヨリ得タル世界人類ノ大ナル教訓デアリマス、是ハ古キ詞デアリマシムレドモ、尙ホ新シキ無限ノ意味ヲ有テ居ルデアリマス、今日迄ノ政治ハ「ブルジョア」ノ政治デアアル、金持ガ政治ヲシテ、多數民衆ヲ虐使スル所ノ政治デアリマス、（君ハ能ク判ラヌダト呼フアリ）健全ナル鞏固ナル國家ヲ建設スル所ノ最大ノ條件ハ、即チ各階級ノ間ニ蟠ル所ノ色々ノ感情ヲ融和シ、一致結合スルコト云フコトガ、健全ナル鞏固ナル國家ヲ建設スル所ノ基礎デナケレバナラヌデアリマス、即チ一般民衆ノ間ニ不平ガアリ、不滿ガアツテ少クモ不平不滿云フコトガ蟠テ居ル間ハ、其國民ノ融和一致、隨テ健全ナル國民國家ヲ建設スルコトハ出來ナイデアリマス、ソレニハドウスレバ宜イカ、即チ普ク國民ニ參政權ヲ與ヘ、政治ニ參加シ、政治ニ力ヲ入レ、責任ヲ持タシテ、サウシテ普通選舉ヲ基礎トシタルモノ、上ニ國家ヲ建設スルコト云フコトガ、即チ強大ナル健全ナル國家ヲ造ル所以デアリマス、是ガ今日ノ政治トシテ最も安全ナル政治デアアル、又最も健全ナル政治デアアル、又最も健全ナル、危險ノ無イ所ノ政治ト謂ハナケレバナラヌデアリマス、然ルニ今日ノ制度ハ著シク國民ノ不平ヲ招キ、國民ノ間ノ階級ノ軋轢、感情ノ融和ヲ破ル所ノ有ユル制度ヲ、今日ハ尙ホ見ルヤウニナシテ居ルデアリマス、隨テ國民ノ間ニ不平不滿ノ氣ガ漲テ居ルト云フコトハ言フマデモナイ話デアリマス、今日思想問題ガ八釜シクナリ、到處ニ危險ナル思想ガ彌蔓シテ居ルト云フコトハ、即チ國民ノ間ニ、不平不滿ノ氣ガアルコトヲ證明スルモノト思フデアリマス、（「ノウ」）「ヒヤ」ト呼ビ拍手スル者アリ）細民ヤ労働者、或ハ無産階級ノ人ハ、浴々相率井テ此危險思想ノ中ニ投ジテ行テ居ルデアリマス、或ハ社會主義ニ走り、或ハ「ボルセヴィズム」ニ走り、或ハ更ニ進シテ共產主義ト云フヤウナ、過激ナル思想ニマデ國民ヲ驅テ、此無産階級ノ人、労働階級ノ人、細民ガ浴々トシテ、斯ル危險思想ノ中ニ没入シテ行クト云フコトガ今日ノ狀態デアリマス、恰モ燎原ノ火ノ如キ有様デアリマス、（「ノウ」）「歐羅巴」亞米利加ニアルゾ「ソレハ嘘ダト呼フ者アリ」國民ガ一齊ニ反抗スル政治、國民ガ非常ナル不滿ヲ懷ク所ノ政府ハ、常ニ危險ナル狀態ニ國家ヲ導クト云フコトハ、既ニ

露西亞ニ於テモ、獨逸ニ於テモ、吾々ハ著シイ經驗ヲ有ツデアリマス、（君ハ露西亞ノ事ヲ言テ居ルノカト呼フ者アリ）斯ノ如キ此危險ナル思想ノ下ニ國民ヲ鞭テ走ラシムル所ノ此政治ハ、即チ「煽動者」ト呼フ者アリ）國家ヲシテ最も危險ナル狀態ニ進マシムルモノデアリマス（拍手）「歐米ノ史蹟ニ鑑ミヨ」日本人ノ演説トハ思ハレヌヨト呼フ者アリ）曩ニ私ハ原首相ニ質問ヲシタデアリマスガ、未ダソレニ就テ御答ヲ得ナイデアアル、ソレハ即チ此點ヲ憂フルデアリマス、斯ノ如ク國家ガ國民ノ思想ヲ險惡ニ導キ、自然ニ浴々トシテ危險思想ニ走ラシムル此狀態ハ、今日ノ時代ノ政治家ノ眼ニ——心眼ニハ觸レナイカモ知レナイデアリマス、併シ是ハ偽ニザル所ノ事實デアリマス、國民ノ思想ガ長足ノ進歩ヲ以テ、險惡ノ激流ニ投ジツ、アルト云フコトハ、爭フベカラザル所ノ事實デアリマス、即チ本年ノ新年ニ於キマシテ、原首相ガ國ヲ憂フル赤誠、即チ義勇奉公ノ念ガ國民ノ間ニ衰頹シツ、アルト云フコトヲ憂ヘラレテ、國家ノ爲メニ前途寒心ニ堪ヘナイト云フコトヲ國民ニ披瀝サレテ居ル、是ハ明ニ其根柢ニ於テ、何故ニ義勇奉公ノ念ガ國ノ思想ノ裡ヨリ衰頹シツ、アルカト云フコトハ、原君ハ其理由ヲ究メナイガ、其實ハ此國民ガ斯ノ如キ非常ナル精神ノ思想上ノ變化ヲ受ケテ居デ、不平不滿ノ氣ヲ漏ラシメ所ナクシテ、總テ危險ナル方面ニ向ッテ思想ガ走テ行ク、其結果ガ抑、愛國心ノ衰頹トナリ、義勇奉公ノ念ノ衰頹トナテ來テ居ルデアリマス、（拍手）「誤解」ト呼フ者アリ）是ハ言フマデモナク顯著ナル一大事實デアリマス、既ニ今日ノ原首相ガ、ソレヲ憂ヘラレテ居ルコトヲ以テ見テモ判ル、併ナガラ原首相ハ、國民ノ間ニ義勇奉公ノ念ガ衰頹シテ居ルト云フコトノ原因ヲ知ラズシテ、唯々徒ラニ其結果ガ國家ノ爲メニ寒心スベキ危險ナル狀態ニ在ルト云フコトヲ訴ヘテ居ルデアアル、即チ斯ル事實ニ依ッテ、私ハ速ニ普通選舉ヲ斷行セラレテ、國民ノ有ユル不平不滿ヲ政治上ニ現ハシ、此所デ各階級ノ間ニ横ハル所ノ軋轢思想、或ハ爭フベキ所ノ幾多ノ感情ヲ融和シテ、茲ニ圓滿ナル國民ノ和合一致、健全ナル國家ヲ建設スル爲メニ、政治上ノ方面ヨリシテ、速ニ普通選舉ヲ斷行スルコトノ急務ヲ説クデアリマス（拍手）第三ノ社會ノ見地ヨリ觀テ、私ハ普通選舉ノ一日モ忽ニスベカラズシテ、速ニ斷行シナケレバナラヌコトヲ力説スルデアリマス（拍手）吾々ガ此普通選舉ニ就テ、一般ノ國民ガ總テ參政權ヲ持テ選舉スル、或ハ自分ノ希望スル所ノ代表人ヲ國家ニ出スト云フ、此選舉權ニ携ハルト云フコトガ、自分ノ意見ヲ尊重シ自分ノ信念ヲ貴ブ所ノ空氣ヲ、一般國民ノ上ニ及ボスデアリマス、即チ普通選舉ニ依ッテ、一般國民ガ政治ニ參加スルコトニナレバ、茲ニ社會ヲシテ最も道德的ナラシムル所ノ

一ツノカヲ得ルデアリマス、政治家モ亦眞實ニ國家ヲ憂ヒ、國民ノ意思ヲ尊重シテ國ノ利害ニ力ヲ注クト云フコトガ、普通選舉ニ依ッテ始メテ現レルデアリマス、國民ノ利害ヲ貴ブト云フコトガ、今日ノ政治家ニ於テ甚ダ缺ケテ居ルト云フコトハ、嘆息ノ至ニ堪ヘナイデアリマス、今日ノ制度デハ、唯々少數ナル有權者、少數ナル選舉權ヲ持テ居ル人ニノ意思ヲ尊重スルガ、多數民衆、多數國民ノ意思ヲ尊重スルト云フコトニ就テハ、今日ノ政治家等ハ第二義ニ置イテ居ルデアリマス、政黨ノ如キモ、洵ニ國家ノ政黨ト云フコトハ甚ダ其實ガ乏シイデアリマス、即チ今日ノ政黨ノ如キハ、國家ノ政黨デハナクシテ、所謂政治家ノ政黨デアリマス、殆ド政治家ノ傀儡デアリマス、今日ノ選舉ノ狀態ヲ見テモ判リマス、諸君ハ茲ニ新シク總選舉ヲ經テ、此處ニ御集リニナタ人デゴザイマス、一年ニ腐敗ヨリ腐敗更ニ大ナル腐敗ニ進ンデ行テ居ルコトハ事實デアリマス、即チ選舉界ノ大腐敗ハ、世界ノ立憲國ニ於テ未ダ曾テ有ラザル所ノ此大腐敗ト云フモノガ、日本ノ選舉ニ行ハレテ居ルデアリマス、選舉ノ爲メニ何万圓、何十萬圓ト云フ金ヲ投ジテ一議員ノ席ヲ得ルト云フコトハ、世界ノ歴史アツデ以來、未ダ曾テ斯ノ如キ例ハ無イデアリマス、大統領ノ選舉——亞米利加ニ於ケル大統領ノ選舉デサヘモ、ソナナ馬鹿ナ金ヲ使デ居ラナイデアアル、況ヤ一小選舉區カラ出ル所ノ議員ガ、何十萬圓ノ金ヲ投ジテ出ルト云フコトハ、政治上ニ於ケル——選舉場裡ニ於ケル所ノ、大ナル腐敗ヲ現ハシテ居ルデアリマス（拍手）起ル、斯ノ如キ狀況ニシテ年々歲々進ンデ行タラバ、終ニハ選舉ニ依ッテ、日本ノ國ハ亡國ニナツシマウデアリマス（笑聲起リ拍手スル者アリ）此情勢ヲ救ヒ、此大腐敗ヲ政治界ヨリ一掃スルニハ、普通選舉ヨリ外ニハ他ニ力ハナイト確信スルデアリマス、（拍手起リ）「ヒヤ」ト呼フ者アリ）私ハ此意味ニ於テ、社會上ノ見地ヨリシテ、速ニ日本ノ選舉界ヲ救ヒ、速ニ立憲政治ノ完備ヲ期スル上ヨリシテ、普通選舉ヲ斷行セナケレバナラヌコトヲ主張スル者デアリマス、（論旨不徹底ト呼フ者アリ）第四ニハ國民ノ見地ヨリシテ、私ハ普通選舉ノ大急務ナルコトヲ説ク者デアリマス、國民ガ今日普通選舉ニ對シテ、熱烈ナル要求ヲ持ッテ居ルコトハ諸君ノ知ラル、所デアラウト思ヒマス、是ハ全國ノ新聞ヲ見——言論ノ機關デアアル所ノ新聞ヲ見、學者ノ說ヲ見、又近クハ宗教家——最も穩カナル所ノ佛教徒サヘモ、起テ此選舉界ノ腐敗ヲ叫ビ、而シテ佛教徒モ、尙ホ此腐敗シタル政治上ニ力ヲ入レテ、改革ヲセナケレバナラヌト云フ、一大廓清ノ曙光ガ現ハレタト云フコトヲ見デモ、尙ホ今日國民ノ大ナル普通選舉ニ對スル、強烈ナル要求ガアルコトヲ知ルコトガ出來ルデアリマス、而シテ教育ノ進歩、國

民ノ間ニ普及サレル所ノ此智識教育ノ進歩モ、亦既ニ著シ
イノデアリマス、而シテ今日ニ於テハ、徹底ノ普通選舉ヲ
斷行スベキ秋——又徹底ノ普通選舉ヲ斷行スベキ秋デ
アルト思フデアリマス、(モウ澤山デアリマス)ト呼フ者ア
リ、私は是ニ於テ尙ホ所謂今日ノ時代ハ、徹底的ノ普通選
舉ヲ斷行セナクバナラズト云フコトニ於テ、吾々ハ獨立ノ
生計ト云フ意義ヲ——今日議論ニナラズ居ル事柄デアリマ
ス、此獨立ノ生計ト云フ事ニ就テ、甚ダ明瞭ナラザルコト
ヲ思フデアリマス、(拍手起リ「ヒヤ」ト呼フ者アリ)此獨
立ノ生計ト云フ意義ニ就テハ、明確ナル概念ガ無いデア
リマス、今日ノ社會組織ニ於テ、吾々ガ獨立ノ生計ヲ營
得ルト云フコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトハ、即チ社會組織
ノ結果ガ之ヲ致スデアリマス、是ハ政治ニ依テ改善サレ
ル所ノ問題デアリマス、其政治ニ依テ改善サレル所ノ問題
ノ獨立ノ生計ト云フコトヲ——若シ世ノ中ニ獨立ノ生計ヲ
營ムコトノ出來ナイ者ガアルトスレバ、ソレハ現代ノ社會組
織ガ惡イデアル、此社會組織ヲ改造スルト云フコトガ、即
チ政治ノ要諦デアリマス、(面白イ「其通り」ト呼フ者アリ)
此政治ヲ改善ノ出來ルモノヲ選舉權ノ標準トスルト云フコ
トハ甚ダ矛盾デアリ、又之ヲ徹底シタルモノデハナイト思フ
デアリマス、(拍手起リ「ヒヤ」ト呼フ者アリ)「耳ガ痛イヨ」モト猛烈
ニヤレト呼フ者アリ、第三條ノ資格ニ就テモ、私ハ此第三
條ノ標準ヲ選舉權ノ資格トスルコトニ就テ、全ク時代錯誤
ノ思想デアルト思フデアリマス、(甚ダ賛成「ト呼フ者アリ」)
一定ノ財力ヲ有スル者ニ限シテ、政治ニ參與スル所ノ權利
ヲ與ヘルト云フ思想ハ、是ハ例ヘバ納稅主義ノ如キ是等ノ
思想ハ舊時代ノ思想デアリ、最早今日ノ時代ニ於テ適應
シナイデアリマス

○議長(奥繁三郎君) 松本君、問題外ニ涉ラヌヤウニ注
意シマス
「議長問題外デヤナイ」議長公平「議長干渉スル
ナ」ト呼フ者アリ
○松本君(續) 是ガ普通選舉ニシナケレバナラズト
云フ理由デアリマス、恆産アル者ハ恆心アリト云フ所ノ此
趣意ハ、物質主義ノ根柢ヨリ成テ居ル所ノ思想デアリマ
ス、我國デハ恆産アル者ハ恆心アリト云フコトハ無いデア
ル、是ハ支那人ノ思想デアリ、物質萬能ノ支那人ノ思想デ
アリマス、現ニ今日ノ狀態ハ、恆産アル者ガ却テ恆心ノナ
イ所ノ事實ヲ現ハシテ居ルデアリマス、恆産アル者ガ、多クハ
誘惑ニ罹リ買収ニ罹ル、多クノ政治上ノ罪惡ヲ犯シテ居ル
デアリマス、(理由ハ如何)ト呼フ者アリ、我國ニ於ケル
歴史ハ、恆産アル者ハ恆心アリト云フ此支那ノ古キ間違ヘ
ル誤レル所ノ格言ヲ、悉ク明白ニ打毀シテ居ルデアリマス、
(其通り)ト呼フ者アリ、我國ニ於ケル所ノ人ハ、却テ貧民
ノ方ガ正シキ思想、正シキ行ヲシテ居ルデアリマス、政治
上ニ於テハ、浪人ガ何時モ常ニ政治的改革ノ原動力トナ
テ居ルデアリマス、維新ノ革命、維新ノ變革ニ於テモ、無
産階級アル所ノ浪人ガ、新ラシキ明治ノ天地ヲ開イタノ
デアリマス、斯ノ如キ財產ヲ以テ——納稅ノ資格ヲ以テ、選
舉權ヲ決メル所ノ標準ニスルト云フ思想ハ、全ク政治上ヨ
リ排斥セナクバナラヌデアリマス、(拍手起リ「是ハ宜シ
イ」ト呼フ者アリ)現代ノ選舉法ガ、三圓ノ納稅ノ財力ヲ以
テ恆心アル者トスルハ、實ニ大正ノ御代ニ於ケル所ノ、政治
上ノ一大滑稽ナル事實デアリマス、吾々ハ絕對ニ此不合理
ナル不當ナル所ノ財力ニ依ル制限、若クハ納稅ニ依ル所ノ
制限ヲ、選舉場裡ヨリ打破シナケレバナラヌデアリマス、斯
ノ如ク國民の見地ヨリ之ヲ見テモ、又世界の見地ヨリ之ヲ
見テモ、又社會の見地ヨリ之ヲ論ジテモ、國家の見地ヨリ
之ヲ觀察致シマシテモ、將テ政治的見地ヨリ之ヲ論ジマシ
テモ、今日普通選舉ガ最も急務デアルト云フコトヲ、力説シ
テ已マナイデアリマス、又甚ニ多數ヲ制セラルル所ノ政友
會ノ諸君モ、之ニ對シテハ總テ黨派ノ觀念、總テ黨派
上ノ些細ナル行掛ヲ棄テ、速ニ普通選舉ニ立返テ、十三
年前ニ於テ諸君ガ國民ノ輿望ヲ負ヒ、天下識者ノ望ヲ囑
セラレタ如ク、而シテ今日ノ諸君ガ此大勢ヲ擁セラル、所ニ
於テ、更ニ一大發奮ヲセラレタナラバ、獨リ是ハ政友會ノ爲
メノミナラズ、實ニ國家ノ爲メニ慶事デアルト思フデアリマ
ス、私ハ尙ホ諸君ガ斯ウ云フ判り切タ問題ニ就テ(判ラヌ
コトヲ言フナ)ト呼フ者アリ、詰リ斯ノ如ク遠巡躊躇セラレ
テ居ルト云フコトハ、實ニ遺憾ニ堪ヘナイ次第デアリマス、古
「パビロン」ノ滅ビタル時ニ「パビロン」ノ壁ニ赤キ手ノ影ガ
映タト云フコトデアリマス、(笑聲起リ)今日諸君ノ目ノ
前ニ——諸君ハ何物モ見ナイケレドモ、爰ニ赤キ手ガ諸君ノ
背ニアルト云フコトヲ、諸君ガ知ラナケレバナラヌデアリマ
ス、若シ諸君ガ此機宜ヲ誤タナラバ、諸君ハ即チ政友會ハ、
「パビロン」ノ運命ニ陥ルト云フコトヲ斷言スルデアリマス
(拍手起リ)

○議長(奥繁三郎君) 原總理大臣
「國務大臣原敬君登壇、拍手起リ」
「解散デスカ」ト呼フ者アリ、笑聲起リ
○國務大臣(原敬君) 諸君、衆議院議員選舉法改正案
關君其他ニ依テ提出セラレタル案ニ就テ、關君ノ御演說
ヲ拜聴致シタデアリマス
「高聲ニ」地聲「ト呼ヒ、其他發言スル者アリ」
○議長(奥繁三郎君) 靜ニ……
○國務大臣(原敬君)(續) 併シ此議論ハ第四十二議會
以來、屢、繰返シテ居ル論デアリマスカラ、爰ニ私ガ之ヲ繰
返スコトハ、甚ダ無益ナリト考ヘルデアリマス、(「ノウ」
「ヒヤ」ト呼フ者アリ)併ナガラ關君モ多少ノ御辯論ア
タガ如ク、簡單ニ其趣意ヲ述ベテ置キタイデアリマス、元
來現今ノ衆議院議員選舉法ナルモノハ、唯今川原君カラ
モ言ハレタ如ク、第四十一議會ニ於テ議決セラレタ案デア
リマス、第四十一議會ニ政府ヨリ提出致シタ折ニハ、如何
ナル議場ノ狀態デアツカト申セバ、所謂普通選舉論ハ一ツ
モ無い、僅力數人ノ人ハアリマシタケレドモ、是ハ其黨派ヨリ
除名セラレタト云フコトニ間イテ居リマス、(拍手)免ニ角ニ
議場ニ於テ、何レノ黨派モ普通選舉論ハ唱ヘラレタカッ
デアル、左様ナル時代デアリ、審議ノ後チ現行法ハ成立致
シタ、是ハ四十一議會デアアル、翌四十二議會、此間僅ニ一
年デアリマス、一箇年ヲ經過シタル四十二議會ニ於テハ、盛
ニ普通選舉論ヲ唱ヘラル、デアリマス、僅力一年經テカ經
タヌ間ニ、斯ク迄ノ變化ハ驚カザルヲ得ヌデアリマスガ、其
理由トスル所ハ時勢ノ變化デアアル、時勢ハ時々刻々ニ變化
致シマスカラ、一年經テバ相當ノ變化ハ致シマセウケレドモ、
凡ソ立法ニ參與スル者ハ、一年先ガ見エズシテ法律ヲ決議
スルコトハアリマス、(拍手起リ)甚シキ矛盾ヲ感ジタデア
リマス、(「ノウ」ト呼フ者アリ)併ナガラ頻リニ之ヲ唱ヘ
ラル、國論ヲ歸著ハ明瞭ニナタデアリマス、是レ即チ私
トナリ、國論ノ歸著ハ明瞭ニナタデアリマス、是レ即チ私
ハ斯ウ云フコトヲ論ゼラル、人ミ、極メテ矛盾ナル議論ニ
驚カ、決シテ國民ノ多數ハ、斯様ナ議論ニ賛成ハ致サヌト
考ヘル「ノウ」ト呼フ者アリ、拍手スル者アリ、次ニ又普
通選舉ヲ主張セラル、餘リ、年齡ノ上ナドニ就テ色々御議
論ガアル、年齡ナシト云フナラバ、格別、二十五年ニセヨ、二
十年ニセヨ、年齡ノ制限ヲ置クト云フナラバ、程度ノ問題デ
アル「ヒヤ」政治ハ皆ナ程度問題デアリ、ト呼フ者アリ、
其通り、政治ハ程度ノ問題デアリ、此程度ノ問題デアリ以
上ハ、左マデ重大ナル議論デハナイ、併シ之ヲ以テ普通選舉
論者ハ頻リニ主張スル、更ニ關君ノ御議論ヲ承レバ、關君
ノ如キ聰明ナル人ニシテ、何故之ニ氣付カレヌカト云フ一
點ガアル、關君ノ反覆丁寧ニ論ゼラレタノハ、國民ガ義務ヲ
果ス以上ニハ、權利ヲ持ツノガ當然デヤナイカト云フ御議
論ニ間エルトデアリ、故ニ三圓ノ資格ヲ制限致サズトモ、國
家ニ對スル義務ヲ果ス者ハ、選舉權ヲ有スルガ當然デア
ル、故ニ普通選舉ヲ主張スルト云フヤウニ間エルトデアリ、果シ
テソレデアラバ、何故婦人ニ選舉權ヲヤラナイカ(拍手)
婦人ニシテ何百圓何千圓——(三百)ト呼フ者アリ、多キハ
何万圓ノ稅ヲ取ラレル者ガアル、何万圓ノ納稅ヲ致シテモ
婦人ナラバ選舉權ヲヤラヌ、ソレハ極メテ不審ナル事デア
ル、

納稅ヲ致シテ居ルカ居ラスカ知ラヌガ、免ニ角國家ノ義務ヲ盡シサヘスレバ選舉權ヲヤルト云フコトハ、此論トシテハ大ナル矛盾アル(拍手)併ナガラ此矛盾ノ起ル所以ハ、程度ヲ論ゼラル、カラデアル、關君モ段々世ノ中ノ進歩スルニ從テ、婦人ニモ選舉權ヲヤルト言フ、吾々同様に言ハルベキ筈デアル、ソコニ至ルマデノ程度、此程度論ヲ以テ普通選舉ヲヤル、普通選舉デナレバ國家ガ今ニモ減ビル如ク言ハレルノハ、甚ダ矛盾デハナカ、決シテ國民大多數ハ、斯ノ如キ論ニ賛成ハジナト思ヒマス、(ノウ)ト呼フ者拍手スル者アリ、要スルニ斯様ナ事ヲ以テ、關君ノ御議論ニ對シテ議論ヲ開ハスコト左マデ必要ハナカ、(自分ノ論ヲ言ヘ)論ガ無イト呼フ者アリ、吾々ハ選舉權ノ擴張固ヨリ賛成デア、當ニ賛成デアアルノミナラズ、十五圓ノ納稅資格ヲ十圓ニ減ジタノモ吾々デアル(拍手起ル)十圓ノ納稅資格ヲ三圓ト減ジタノモ吾々デアル(拍手起ル)三百ト呼フ者アリ、更ニ吾々ハ段々此選舉權ヲ擴張致シテ、諸君ノ言ハル、通りノ普通選舉アルカナカ知ラヌガ……

○議長(與繁三郎君) 靜肅ニ——靜肅ニ……

○國務大臣(原敬君) 續——此選舉權ノ擴張ノ結果ガ、或ハ婦人ニモ選舉權ヲ與ヘルヤウニナルカモ知レナイ、併シハハ時勢ノ進運ニ應ジテデアル、世ノ中ノ進歩發達ニモ願ミナケレバナラス、篤ト國家ノ利害ヲ打算シタ上デナケレバナラス、一年や二年ノ間ニ時勢ガ變化致シタト云テ、手ノ裏ヲ返スガ如キ政策ハ執レナイ、(拍手起ル)又左様ナル秩序ナキ制定ハ、決シテ國民大多數ノ賛成スルモノデハナカ、今日國民多數ノ希望スル所ハ、秩序アル進歩デアリマス、過激思想モ共產主義モ、唱ヘル人ガ絶無デナカト致シマシタ所ガ、決シテ國民ノ輿論デナカ、國民ハ秩序アル進歩ニ依テ、此上ニモ國家ノ基礎ヲ固フシテ、國運ノ發達ヲ此上ニモ期シテ居ルノデアル、決シテ諸君ノ言ハル、如ク、普通選舉ヲスレバ國家ガ安泰デアアルヤウナ事ニ國民多數ノ希望デハナカ、(拍手起ル)「ト呼フ者アリ」國民多數ハ飽迄秩序アル進歩ヲ希望スルノデアル、又國家ガ秩序ナケレバ發達スルモノデナカ、故ニ豹變常ナク、一年や半年ノ間ニ議論ガ引續返ル如キコトデ行ケルモノデナカ、此邊ハ篤ト政治ノ實際ヲ考ヘナケレバナラス、政治ノ實際ヲ考ヘルト左様ニハナラスノデアリマスカラ、年々歳々之ヲ唱ヘラル、ト云フ事ヲヤリマスルガ、年々歳々唱ヘラルナラバ、此論ニ忠實ナル者ノヤウニモ見エナイ、本當ニ普通選舉論ニ忠實デアラナラバ、今少シ時勢ヲ見ラレテ篤ト考ヘテ、世ノ進歩ニ應ジテ始メテ公正ノ政策ヲ執ラント希望スル、政府ハ國家ノ大局ヨリ打算致シマシテ、此法案ニハ反對致スノデアリマス、ソレ

ヘミナラズ、尙ホ憲政會ノ諸君ヨリ提出セレタ衆議院議員選舉法ガアリマスガ、是モ大同小異、重ネテ辯駁スル必要モアリマセヌカラ、是ニモ反對スルモノナリト云フ事ヲ愛ニ表明シテ置キマス(拍手起ル)

○議長(與繁三郎君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ討論終結ノ動議ニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(與繁三郎君) 呼フ者アリ

○議長(與繁三郎君) 異議ナシト認メマス、仍テ討論ハ終結サレマシタ、是ヨリ採決致シマス、採決ハ記名投票ニ依リマス、關直彦君其他ヨリ提出サレマシタル衆議院議員選舉法中改正法律案、之ニ對シマシテ、第二讀會ヲ開クベシトノ諸君ハ白票、第二讀會ヲ開クベカラズトスル諸君ハ青票——閉鎖——指名點呼ヲ行ヒマス

(書記指名ヲ點呼ス)

第二讀會ヲ開クヘカラストスル議員ノ氏名ノ如シ

石井 三郎君	岩崎 勳君	岩崎 幸治郎君	岩本 平藏君	今泉嘉一郎君
岩崎 重雄君	市村 貞造君	一宮房治郎君	宮房治郎君	井上角五郎君
苗代君	伊藤 廣幾君	原 敬君	花岡 次郎君	秦 豐助君
原田 十衛君	長谷川 宗治君	本多貞次郎君	戶狩權之助君	小山田信藏君
林 毅陸君	波多野承五郎君	伊亮君	戶田 幾造君	若尾 桃藏君
濱口吉兵衛君	西村 伊亮君	本多貞次郎君	戶田 幾造君	若尾 桃藏君
鳩山 一郎君	戶水 寬人君	小田切磐太郎君	大岡 祐策君	河上 哲三君
友常毅三郎君	小田切磐太郎君	大岡 祐策君	河上 哲三君	柏谷 義三君
床次竹二郎君	小田切磐太郎君	大岡 祐策君	河上 哲三君	柏谷 義三君
岡崎 邦輔君	渡邊 祐策君	河上 哲三君	柏谷 義三君	高見 之通君
河崎 清君	渡邊 祐策君	河上 哲三君	柏谷 義三君	高見 之通君
川口誠三郎君	改野 耕三君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君
海江田準一郎君	改野 耕三君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君
風間八左衛門君	吉原 正隆君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君
吉原祐太郎君	吉原 正隆君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君
米澤典三郎君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
高木第四郎君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
田村德三郎君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
大道寺慶男君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
坪田 十郎君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
中山 佐市君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
中橋德五郎君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
永屋 茂君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君
武藤 金吉君	高野 隆三君	龍野 周一郎君	嘉藤 正君	田村 德三郎君

植場 平君	上埜 總明君	上埜 重一君	野呂 駿三君	藏内 次郎君	山本 太郎君	山本 義一君	山口 丑乙君	松野 源三君	松野 秀次君	松野 甚三君	小坂 順造君	穴水 要七君	東 武君	齊藤 義雄君	指田 義雄君	澤 來太郎君	菊川 惣吉君	木村 清三郎君	三善 清之君	宮崎 友太郎君	島田 俊雄君	廣瀬 爲久君	元田 鏡吉君	清 峯太郎君	鈴木 義隆君	岩崎 宗茂君	井上 敬之助君	池田 猪三郎君	蓮井 藤吉君	西川 嘉門君	大石 德門君	若林 德門君	吉植 長七郎君	高橋 長七郎君	竹澤 太一郎君	中村 清造君	成田 直一郎君	野村 勘左衛門君	栗林 五郎君	山田 永俊君	松本 孫右衛門君	秋本 喜七君	青柳 郁次郎君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	----------	--------	--------	----------	--------	---------

佐々木志賀二君 佐藤寅太郎君 佐藤良平君 高草美代藏君 中川幸太郎君 村田虎之助君
齋藤壽雄君 三枝彦太郎君 清瀬規矩雄君 植原悦二郎君 倉石知藏君 前川虎造君
木下十四三君 白井博之君 島本信二君 近藤達兒君 小橋藻三衛君 古島一雄君
三好德松君 日野辰次君 鈴木千太郎君 納富直彦君 湯淺凡平君 砂田重政君
樋渡次右衛門君 菅野傳右衛門君 鈴木千太郎君 守屋松之助君 林田龜太郎君 富永孝太郎君
妹尾順平君 若尾璋八君 難波波作之進君 大濱忠三郎君 田淵豐吉君 中野正剛君
鉢田悅造君 山本藤助君 仙波太郎君 野溝傳一郎君 山本厚三君 山科慎次郎君
上田彌兵衛君 三輪太太郎君 宮田光雄君 松本君平君 安藤正純君 秋田清君
佐々木平次郎君 井上孝哉君 飯塚春太郎君 磯貝雄幸君 濱口雄之君 岡本幹輔君
第二讀會ヲ開ク(シトスル議員氏名左ノ如シ) 石井研二君 早速剛一君 岡本信治郎君
一柳仲次郎君 龍介君 中馬興九君 岡本信治郎君 岡本信治郎君 岡本信治郎君
早川龍三君 貫一君 尾崎行雄君 春日俊文君 春日俊文君 春日俊文君
小野重行君 定吉君 神谷彌平君 河野廣中君 河野廣中君 河野廣中君
門屋向志君 金尾稜嚴君 武內勝太郎君 武內勝太郎君 武內勝太郎君 武內勝太郎君
金澤安之助君 吉川吉郎兵衛君 龍口了信君 龍口了信君 龍口了信君 龍口了信君
武富時敏君 高田桂吉君 高橋久次郎君 高橋久次郎君 高橋久次郎君 高橋久次郎君
田川大治郎君 田中萬逸君 田中武雄君 田中武雄君 田中武雄君 田中武雄君
田藤善立君 永井柳太郎君 津原武吉君 津原武吉君 津原武吉君 津原武吉君
紫安新九郎君 野呂丈太郎君 野村嘉六君 野村嘉六君 野村嘉六君 野村嘉六君
野尻彌重郎君 山邊常重君 八並武治君 八並武治君 八並武治君 八並武治君
黑金泰義君 松井鉄夫君 牧口義矩君 牧口義矩君 牧口義矩君 牧口義矩君
正木照藏君 福本清之輔君 降旗元太郎君 降旗元太郎君 降旗元太郎君 降旗元太郎君
藤井啓一君 古賀三千人君 小川三郎君 小川三郎君 小川三郎君 小川三郎君
古屋慶隆君 小泉又次郎君 淺川浩君 淺川浩君 淺川浩君 淺川浩君
出口直吉君 手島欽司君 安達謙藏君 安達謙藏君 安達謙藏君 安達謙藏君
淺賀長兵衛君 荒川五郎君 阿由葉勝作君 阿由葉勝作君 阿由葉勝作君 阿由葉勝作君
秋虎太郎君 佐々木千秀君 齋藤巳三郎君 齋藤巳三郎君 齋藤巳三郎君 齋藤巳三郎君
綾部惣兵衛君 佐藤宇一郎君 菊池良一君 菊池良一君 菊池良一君 菊池良一君
佐竹庄七君 作間耕逸君 箕浦勝人君 箕浦勝人君 箕浦勝人君 箕浦勝人君
定行八郎君 三木武吉君 島田秀雄君 島田秀雄君 島田秀雄君 島田秀雄君
重松重治君 清水留三郎君 樋口茂君 樋口茂君 樋口茂君 樋口茂君
下田勤次君 森達三君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君
平出喜三郎君 關和知君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君 鈴木周三郎君
望月小太郎君 鈴置倉次郎君 犬養毅君 犬養毅君 犬養毅君 犬養毅君
鈴木久次郎君 西村丹治郎君 星島二郎君 星島二郎君 星島二郎君 星島二郎君
板野友造君 渡邊昭君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君
大口喜六君 渡邊昭君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君 高柳覺太郎君

高草美代藏君 中川幸太郎君 村田虎之助君 任社員、役員及支配人ハ亦前項ニ同シ其ノ法人ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス
第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除クノ外被選舉權ヲ有セス但シ退職者ハ此ノ限ニ在ラス
選舉事務ニ關係アル吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス
選舉事務ニ關係アル官吏吏員其ノ職ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦前項ニ同シ
第十五條 削除
第十六條 削除
第十八條 第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル
第十九條 削除
第二十二條 削除
第二十三條 第二十一條ニ改ム
第二十四條 第二十二條ニ改ム
第三十八條 選舉權ヲ有セサルトキハ「第十一條又ハ第十二條ニ該當スル者ナルトキハ」ニ改ム
第四十二條 町村ニ於テハ投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ投票ノ翌日迄ニ投票函、投票錄及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ
第四十三條 選舉會ヲ「開票」ニ改ム
第四十四條 選舉長ヲ經テ地方長官ニ「選舉長」ニ「地方長官ハ」選舉長ハニ改ム
第六章 開票及開票所
第五十一條 開票所ハ郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク
第五十二條 開票管理者ハ豫メ開票所ヲ告示スヘシ
第五十三條 地方長官ハ各開票區内ニ於ケル選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ開票立會人ヲ選定シ開票ノ期日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ開票ニ立會ハシムヘシ但シ市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ開票立會人トス
開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス
第五十四條 開票管理者ハ郡ニ於テハ投票函ノ總テ到達シタル翌日「市ニ於テハ投票ノ翌日開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ヲ投票人ノ總數トヲ計算スヘシ」
第五十五條 選舉長ヲ「開票管理者」ニ「選舉立會人」ヲ「開票立會人」ニ改メ第三項ヲ削ル
第五十六條 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得
第五十七條 選舉立會人ヲ「開票立會人」ニ「選舉長」ヲ「開票管理者」ニ改ム

任社員、役員及支配人ハ亦前項ニ同シ其ノ法人ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス
第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除クノ外被選舉權ヲ有セス但シ退職者ハ此ノ限ニ在ラス
選舉事務ニ關係アル吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス
選舉事務ニ關係アル官吏吏員其ノ職ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦前項ニ同シ
第十五條 削除
第十六條 削除
第十八條 第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル
第十九條 削除
第二十二條 削除
第二十三條 第二十一條ニ改ム
第二十四條 第二十二條ニ改ム
第三十八條 選舉權ヲ有セサルトキハ「第十一條又ハ第十二條ニ該當スル者ナルトキハ」ニ改ム
第四十二條 町村ニ於テハ投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ投票ノ翌日迄ニ投票函、投票錄及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ
第四十三條 選舉會ヲ「開票」ニ改ム
第四十四條 選舉長ヲ經テ地方長官ニ「選舉長」ニ「地方長官ハ」選舉長ハニ改ム
第六章 開票及開票所
第五十一條 開票所ハ郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク
第五十二條 開票管理者ハ豫メ開票所ヲ告示スヘシ
第五十三條 地方長官ハ各開票區内ニ於ケル選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ開票立會人ヲ選定シ開票ノ期日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ開票ニ立會ハシムヘシ但シ市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ開票立會人トス
開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス
第五十四條 開票管理者ハ郡ニ於テハ投票函ノ總テ到達シタル翌日「市ニ於テハ投票ノ翌日開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ヲ投票人ノ總數トヲ計算スヘシ」
第五十五條 選舉長ヲ「開票管理者」ニ「選舉立會人」ヲ「開票立會人」ニ改メ第三項ヲ削ル
第五十六條 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得
第五十七條 選舉立會人ヲ「開票立會人」ニ「選舉長」ヲ「開票管理者」ニ改ム

第五十九條中「選舉長」ヲ「開票管理者」ニ改メ第二項ヲ削ル

第六十條 開票管理者ハ開票錄作ヲリ開票ニ關スル顛末ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十一條 投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スヘシ

第六十二條中「選舉會」ヲ「開票」ニ改ム

第六十三條中「選舉會場」ヲ「開票所」ニ改ム

第七章 選舉會

第六十四條 選舉會ハ選舉長ノ指定シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開キ第六十一條ノ報告書ヲ調査ス

選舉ノ一部無効トナリ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第六十一條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ選舉會ヲ開キ他ノ開票管理者ノ報告書ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

第六十五條 選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第六十六條 選舉長ハ各選舉區內ノ選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任シ選舉會開會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉會ノ當日選舉會ニ參會セシムヘシ

選舉立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六十七條 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル顛末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ第六十一條ノ報告書ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十八條 選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第五章ノ規定ヲ準用ス

第七十條第五項ヲ削ル

第七十一條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ之ヲ當選人ニ告知スヘシ

第七十二條第三項ヲ削ル

第七十四條中「第七十八條第四項」ヲ「第七十八條第三項」ニ改ム

以下ノ罰金ニ處ス									
第九十條中「選舉會場」ヲ「開票所」ニ改ム									
第九十一條中「投票管理者」下ニ「開票管理者」ヲ「選舉會場」下ニ「開票所」ヲ加フ									
第九十四條中「選舉會場」下ニ「開票所」ヲ加フ									
第九十五條ノ二 選舉ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスルトキハ治安警察法第二條及第四條ノ届出ヲ要セス									
第一百五條ノ三 議員候補者ハ選舉期日公布後選舉期日前選舉ニ關スル公開ノ集會ノ爲管理上支障ヲ及ホササル限リ其ノ選舉區內ノ公立小學校ヲ使用スルコトヲ得									
使用ニ依リテ生シタル費用及損害ハ議員候補者ノ負擔トス									
第七十七條中「投票管理者」下ニ「開票管理者」ヲ加フ									
第九十九條 削除									
別表									
選舉區									
東京府									
第一區	麴町區	四	議員數	第一區	東京府	第一區	東京府	第一區	東京府
第二區	日本橋區	四	第二區	日本橋區	第二區	日本橋區	第二區	日本橋區	日本橋區
第三區	下谷區	三	第三區	下谷區	第三區	下谷區	第三區	下谷區	下谷區
第四區	本郷區	二	第四區	本郷區	第四區	本郷區	第四區	本郷區	本郷區
第五區	小石川區	二	第五區	小石川區	第五區	小石川區	第五區	小石川區	小石川區
第六區	淺草區	二	第六區	淺草區	第六區	淺草區	第六區	淺草區	淺草區
第七區	本所區	三	第七區	本所區	第七區	本所區	第七區	本所區	本所區
第八區	深川區	一	第八區	深川區	第八區	深川區	第八區	深川區	深川區
第九區	八王子市	一	第九區	八王子市	第九區	八王子市	第九區	八王子市	八王子市
第十區	豐多摩郡	四	第十區	豐多摩郡	第十區	豐多摩郡	第十區	豐多摩郡	豐多摩郡
	伊豆七島郡	四		伊豆七島郡		伊豆七島郡		伊豆七島郡	伊豆七島郡
	荏原郡	四		荏原郡		荏原郡		荏原郡	荏原郡
	北豐島郡	四		北豐島郡		北豐島郡		北豐島郡	北豐島郡
	南足立郡	四		南足立郡		南足立郡		南足立郡	南足立郡
	南葛飾郡	四		南葛飾郡		南葛飾郡		南葛飾郡	南葛飾郡
	西多摩郡	二		西多摩郡		西多摩郡		西多摩郡	西多摩郡
	南多摩郡	二		南多摩郡		南多摩郡		南多摩郡	南多摩郡
	北多摩郡	二		北多摩郡		北多摩郡		北多摩郡	北多摩郡

京都市									
第一區	上京區	三	第一區	上京區	第一區	上京區	第一區	上京區	上京區
第二區	下京區	二	第二區	下京區	第二區	下京區	第二區	下京區	下京區
第三區	愛宕郡	二	第三區	愛宕郡	第三區	愛宕郡	第三區	愛宕郡	愛宕郡
	葛野郡	二		葛野郡		葛野郡		葛野郡	葛野郡
	乙訓郡	二		乙訓郡		乙訓郡		乙訓郡	乙訓郡
	紀伊郡	二		紀伊郡		紀伊郡		紀伊郡	紀伊郡
	宇治郡	二		宇治郡		宇治郡		宇治郡	宇治郡
	久喜郡	二		久喜郡		久喜郡		久喜郡	久喜郡
	綴喜郡	二		綴喜郡		綴喜郡		綴喜郡	綴喜郡
	相模郡	二		相模郡		相模郡		相模郡	相模郡
	南桑田郡	二		南桑田郡		南桑田郡		南桑田郡	南桑田郡
	北桑田郡	二		北桑田郡		北桑田郡		北桑田郡	北桑田郡
	船井郡	二		船井郡		船井郡		船井郡	船井郡
	天田郡	二		天田郡		天田郡		天田郡	天田郡
	何鹿郡	二		何鹿郡		何鹿郡		何鹿郡	何鹿郡
	加佐郡	二		加佐郡		加佐郡		加佐郡	加佐郡
	與謝郡	二		與謝郡		與謝郡		與謝郡	與謝郡
	中野郡	二		中野郡		中野郡		中野郡	中野郡
	竹野郡	二		竹野郡		竹野郡		竹野郡	竹野郡
	熊野郡	二		熊野郡		熊野郡		熊野郡	熊野郡
	東區	二		東區		東區		東區	東區
	西區	二		西區		西區		西區	西區
	南區	二		南區		南區		南區	南區
	北區	二		北區		北區		北區	北區
	堺市	一		堺市		堺市		堺市	堺市
	豐能郡	四		豐能郡		豐能郡		豐能郡	豐能郡
	東成郡	四		東成郡		東成郡		東成郡	東成郡
	西成郡	四		西成郡		西成郡		西成郡	西成郡
	北河內郡	三		北河內郡		北河內郡		北河內郡	北河內郡
	中河內郡	三		中河內郡		中河內郡		中河內郡	中河內郡
	南河內郡	三		南河內郡		南河內郡		南河內郡	南河內郡
	泉南郡	二		泉南郡		泉南郡		泉南郡	泉南郡
	泉北郡	二		泉北郡		泉北郡		泉北郡	泉北郡
	神奈川縣	三		神奈川縣		神奈川縣		神奈川縣	神奈川縣
	第一區	三		第一區		第一區		第一區	第一區
	第二區	一		第二區		第二區		第二區	第二區
	第三區	二		第三區		第三區		第三區	第三區
	橘樹郡	二		橘樹郡		橘樹郡		橘樹郡	橘樹郡
	久良岐郡	二		久良岐郡		久良岐郡		久良岐郡	久良岐郡
	橫濱市	一		橫濱市		橫濱市		橫濱市	橫濱市
	橫須賀市	一		橫須賀市		橫須賀市		橫須賀市	橫須賀市
	三浦郡	二		三浦郡		三浦郡		三浦郡	三浦郡

二七

栃木縣

第一區

第二區

第三區

第四區

第五區

第一縣

第二區

第三區

第四區

第五區

第六區

第七區

第八區

第九區

第十區

第十一區

第十二區

第十三區

第十四區

第十五區

宇都宮市

足利市

河内郡

芳賀郡

上野郡

下都賀郡

安蘇郡

足利郡

那須郡

鹽谷郡

奈良郡

添上郡

山邊郡

生駒郡

磯城郡

宇陀郡

北葛城郡

南葛城郡

高市郡

宇智郡

吉野郡

一人

一人

三人

二人

一人

二人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

愛知縣

第一區

第二區

第三區

第四區

第五區

第六區

第七區

第八區

第九區

第十區

第十一區

第十二區

第十三區

第十四區

第十五區

第十六區

第十七區

第十八區

第十九區

第二十區

名古屋市

豐橋市

岡崎市

愛知郡

春日井郡

春日井郡

知多郡

丹羽郡

葉栗郡

中島郡

海部郡

碧海郡

額田郡

東加茂郡

西加茂郡

南設樂郡

北設樂郡

寶飯郡

八名郡

渥美郡

甲府市

三人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

滋賀縣

第一區

第二區

第三區

第四區

第五區

第六區

第七區

第八區

第九區

第十區

第十一區

第十二區

第十三區

第十四區

第十五區

第十六區

第十七區

第十八區

第十九區

第二十區

西山梨郡

東山梨郡

北山梨郡

中巨摩郡

東巨摩郡

西巨摩郡

南巨摩郡

南都留郡

北都留郡

滋賀市

高島郡

甲賀郡

野洲郡

栗太郡

蒲生郡

神崎郡

愛知郡

犬上郡

阪田郡

東淺井郡

伊香郡

三人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

福			宮			長		
第	第	第	第	第	第	第	第	第
一	三	二	一	七	六	五	四	三
縣	區	區	縣	區	區	區	區	區
若	牡	桃	本	登	栗	玉	遠	志
松	鹿	生	吉	米	原	造	田	田
市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
一	三		三					
人	人		人					
青			巖					
第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	二	一	六	五	四	三
區	區	區	區	區	區	區	區	區
三	下	上	西	北	中	南	東	青
戶	北	北	津	津	津	津	津	森
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市
二	三	一	一	三				
人	人	人	人	人				
石			福			秋		
第	第	第	第	第	第	第	第	第
二	一	四	三	二	一	四	三	二
區	區	區	區	區	區	區	區	區
石	能	江	金	大	遠	三	敦	南
川	美	沼	澤	飯	敷	方	賀	條
郡	郡	郡	市	郡	郡	郡	郡	郡
二	二	一		二	二	一		
人	人	人		人	人	人		
山			福			秋		
第	第	第	第	第	第	第	第	第
二	一	四	三	二	一	四	三	二
區	區	區	區	區	區	區	區	區
石	能	江	金	大	遠	三	敦	南
川	美	沼	澤	飯	敷	方	賀	條
郡	郡	郡	市	郡	郡	郡	郡	郡
二	二	一		二	二	一		
人	人	人		人	人	人		

岡		島				鳥		富																												
第 一 區	山 第 四 區	第 三 區	第 二 區	第 一 區	第 二 區	第 一 區	取 第 四 區	第 三 區	第 二 區	山 第 一 區	第 三 區																									
岡 山 市	隱 岐 郡	鹿 足 郡	美 濃 郡	那 賀 郡	邑 智 郡	邇 摩 郡	安 濃 郡	篠 川 郡	飯 石 郡	大 原 郡	仁 多 郡	能 義 郡	八 東 郡	松 江 市	日 野 郡	西 伯 郡	東 伯 郡	氣 高 郡	八 頭 郡	岩 美 郡	鳥 取 市	西 礪 波 郡	東 礪 波 郡	氷 見 郡	射 水 郡	婦 負 郡	下 新 川 郡	中 新 川 郡	上 新 川 郡	高 岡 市	富 山 市	珠 洲 町	鳳 至 郡	鹿 島 郡	羽 咋 郡	河 北 郡
一 人	一 人	二 人	三 人	一 人	三 人	一 人	二 人	三 人	一 人	二 人	三 人	一 人	一 人	三 人																						

山		廣																									
第 一 縣 區	第 八 區	第 七 區	第 六 區	第 五 區	第 四 區	第 三 區	第 二 區	第 一 縣 區	第 五 區	第 四 區	第 三 區	第 二 區															
下 關 市	雙 比 神 甲 蘆 深 沼 世 御 豐 加 安 高 山 安 佐 福 吳 尾 廣	英 勝 苦 眞 久 阿 上 川 吉 都 後 小 淺 和 赤 邑 上 兒 柳																									
	三 婆 石 奴 品 安 隈 羅 調 田 茂 藝 田 縣 佐 伯 山 道 島	田 田 庭 米 哲 房 上 備 窪 月 田 口 氣 磐 久 道 島 津																									
	郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市	郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡																									
一 人	三 人	二 人	三 人	三 人	一 人	一 人	一 人	一 人	二 人	二 人	二 人	三 人															

香				德				和歌山				和歌山							
第 四 區	第 三 區	第 二 區	第 一 區	第 三 區	第 二 區	第 一 區	第 三 區	第 二 區	第 一 區	第 四 區	第 三 區	第 二 區	第 四 區	第 三 區	第 二 區				
三仲綾木大小香九高 豐多歌田川豆川龜松 郡郡郡郡郡市市				三美板麻阿海那勝名名德 好馬野植波部賀浦西東島 郡郡郡郡郡郡郡市				東西日伊那有海和 牟牟高都賀田草歌 婁婁郡郡郡郡郡市				大玖熊都佐吉大豐阿美厚 島珂毛濃波敷津浦武禰狹 郡郡郡郡郡郡郡郡							
三 人				二 人				二 人				三 人				一 人			

福										高		愛		
第十區	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第一縣	第五區	第四區	第三區	第二區
浮羽郡	三井郡	嘉穂郡	遠賀郡	朝倉郡	筑紫郡	宗像郡	糸島郡	早良郡	大牟田郡	若松市	八幡市	小倉市	門司市	久留米市
二	三	三	一	一	一	一	一	一	二	三	一	二	三	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
熊										佐		大		
第四區	第三區	第二區	第一區	第一縣	第三區	第二區	第一區	第一縣	第四區	第三區	第二區	第一區	第十二區	第十一區
球磨郡	八代郡	荻北郡	阿蘇郡	鹿本郡	玉名郡	下城郡	上城郡	飽託郡	熊本郡	西松浦郡	藤津郡	杵島郡	東松浦郡	小倉郡
二	三	三	一	二	三	一	二	二	二	三	一	三	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
沖										鹿兒島		宮崎		
第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第一縣	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第五區
後志支廳管内	札幌支廳管内	釧路支廳管内	室蘭支廳管内	旭川支廳管内	小樽支廳管内	函館支廳管内	札幌支廳管内	八重山郡	宮古郡	島尻郡	國頭郡	中頭郡	首里郡	那霸郡
二	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	二	三	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

第八區	空知支廳管内 浦河支廳管内 室蘭支廳管内	三人
第九區	函館支廳管内 檜山支廳管内	二人
第十區	上川支廳管内 留萌支廳管内	二人
第十一區	網走支廳管内 宗谷支廳管内	二人
第十二區	根室支廳管内 釧路支廳管内 河西支廳管内	二人

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿
ニ關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令
ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名
簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス
○議長(與繁三郎君) 箕浦勝人君外三名提出ノ改正
案デゴザイマス、提出ノ趣旨辯明者トシテ、關和知君ノ通
知ガアリマス

〔今來マス〕ト呼フ者アリ

〔關和知君登壇、拍手起ル〕

○關和知君 諸君、唯今上程セラレマシタル所ノ吾ガ憲
政會同志ノ提出ニ依リマスル衆議院議員選舉法中ノ改
正法律案ハ、先刻國民黨ノ關直彦君ニ依リテ提案セラレ
且ツ説明セラレタル所ノ案ト根本ニ於テ其主張ヲ一ニスル
所ノ世ニ所謂普通選舉ノ案デアリマス、普通選舉ノ問題ハ
御承知ノ如クニ日本ノ憲政史上ニ於ケル多年ノ宿題デア
リマシテ、而カモ不幸ニシテ今日ニ至ル迄其解決ヲ見ルコト
ガ出來ズ、現在當面喫緊ノ國家的重大問題トシテ存在シ
テ居ルデアリマス、最近本案ニ對スル歴史ヲ回顧シマスレ
バ、近ク第四十二議會ノ當時ニ於キマシテハ、當局政府ノ
狡猾ナル黨略本位ノ手段ニ供セラレテ、解散ノ問題トナリ、
選舉場裡ニ於テハ、有ラユル干渉迫害ノ下ニ、普通選舉ノ
提唱ハ無殘ナル失敗ヲ遂ゲタデアリマス、次デ第四十三
議會ニ於キマシテモ、均シク政府與黨ノ大多數ニ依リマシ
テ、即決否決ノ敢ナキ運命ニ遭遇シタデアリマス、今日先
キニ國民黨案ト言ヒ、唯今吾黨ノ此案ト言ヒ、三度諸君ニ
相見エマスル此場合ニ於キマシテ、普通選舉案其モノハ、恰モ
創痕ヲ包ンデ鮮血淋漓タル間ニ三度一決戰ヲ試ントスル所
ノ面影ヲ有テ居ルデアリマス、惟フニ今日ノ議場ノ形勢

ニ微スレバ、先刻ノ國民黨案ニ對スル所ノ議場ノ態度ニ依
リマシテモ、又再ビ吾黨ノ本案ガ如何ナル運命ニ逢フスベ
キカト云フコトハ、豫メ豫想セラレナイデアリマス、併ナ
ガラ此問題ハ幾度提出シテモ、幾度繰返シマシテモ、苟モ此
提唱——此主張ニ反對スル現内閣ノ存在スル限りハ、又此
案ニ對シテ反對ヲ爲サル政府與黨ノ多數ガ此議會ヲ充サ
レテ居ル限りハ、叫ビニ叫ビ、戰ニ戰ニ、最後ニ政府並ニ與
黨諸君ノ覺醒ヲ促シ、反省ヲ求メ、終ニ吾黨ノ主張ニ屈伏
セラレルニ至ル迄ハ、飽迄叫ビ且戰フベキ所ノ責任ヲ吾、ハ
自覺シテ居ルモノデアリマス、(拍手)此信念ガ再び三たび重
ネテ茲ニ之ヲ提案スル所以デアリマス、吾黨提案ノ内容ニ
就テハ、前年來屢、此壇上ニ於テ諸君ノ前ニ説明ヲ致シタ
ル關係ヲ致シテ、此場合ニ詳細ノ内容ヲ説明スルノ必要
ヲ感ジマス、唯ダ大體ノ趣旨ヲ申シマスレバ、選舉權ノ分
配ヲ納稅資格ニ依リテ定ムルト云フ現行ノ制度ヲ廢棄致シ
テ、年齡二十五歲以上ノ男子、六箇月間其區内ニ一定ノ
居住ヲ有シ、獨立ノ生計ヲ營ム者、是等ノ要件ヲ充タス者
ニ對シテ、衆議院議員ノ選舉權ヲ與ヘヤウト云フデアリマス、
其他ニ於キマシテハ、多クノ點ニ於テ國民黨案ト同一デア
リマスガ、即チ神官、神職、僧侶、小學教員等、社會ノ教化
ニ關係ヲ有テ居ル所ノ人々ノ側ニ、是迄此權利ノ普及セ
ザルコトヲ憾ト致シテ、之ニ選舉權ノ分配ヲ致スト云フコト
又被選舉人ノ資格ニ於テ、現行法ノ上ニ純然タル行政ノ
官吏、殊ニ地方官等ガ被選舉ヲ有スルガ爲メニ、誤テ政爭
ノ巷ニ投ジ、延イテ地方ノ行政等ニ惡影響ヲ與フルコトニ
鑑ミマシテ、斯様ナル官吏ノ被選舉權ヲ廢シヤウト云フデア
リマス、又選舉區制ニ於キマシテハ、現在ノ小選舉區制ノ
實驗上、其弊害ノ甚キコトヲ認メテ、之ヲ中選舉區ニ改正
ヲ致シ、一區少クトモ二人若クハ三人、四人ノ議員ヲ選舉
スルト云フコトノ制度ニ改メテ、其競爭ノ熾烈ヲ避ケ、併セ
テ少數代表ノ趣意ヲ徹底セシムルト云フノガ本案ノ骨子デ
アリマス、元來立憲政治ヲ行フ以上ハ、其初ヨリシテ國民ノ
全體——少クトモ文明國民トシテノ生活ヲ遂グル其國家ノ
構成分子トシテ、生活ノ一單位ヲ占ムル所ノ者ニ向テハ、
公平ニ參政ノ權利ヲ與フルト云フコトハ、理論ニ於テモ、實
際ニ於テモ、是ガ當然ノ事デアルコトハ、恐ラクハ何人モ異
論ノ無イ所デアラウト思ヒマス、(拍手起ル)明治二十三年
ニ初メテ憲法ガ施行セラレ、場合ニ方テ、事創始ニ屬スル
ト云フ點カラデモアリマセウガ、選舉權ノ分配ガ極メテ狹隘
ナル範圍ニ限ラレテ居タデアリマス、併ナガラ當時ノ直接
國稅十五圓ト云フ制度ノ餘リニ狹隘ニシテ、立憲ノ本旨ニ
背キ、時勢ニ適應セザルト云フコトハ、實施以來未ダ十年ナ
ラズシテ、明治ノ歴史ヲ通ジテ最も進歩的ニシテ且ツ卓見

ノ政治家タリ、政友會ノ創立者ニシテ其第一代ノ總裁タル
伊藤公爵、此伊藤公爵ガ局ニ當タル時、恰モ明治三十一年、
帝國議會ハ第十二回ニ相當スル其時ニ、第一回ノ衆
議院議員選舉法ノ改正案ガ提出セラレタデアリマス、惟
フニ此事ハ諸君ノ深ク御記憶ナサレデ居ル事デアラウト信
ジマスルガ、當時ノ伊藤公ノ改正案ハ如何ナルモノデア
タカト言ヘバ、御承知ノ如ク納稅資格ノ其主義ニ於テハ無論
變リマセスケレドモ、十五圓ト云フ制限ヲ一躍シテ、地租ハ
五圓以上ノ所得稅及營業稅ハ三圓以上ノ者ニ向テ選舉
權ヲ與フルト云フ所ノ案デアッタデアリマス、此明治三十
一年ニ地租ハ五圓ノ所得稅及營業稅ハ三圓ヲ納ムル者ニ
選舉權ヲ與フルト云フ所ノ改正案ハ、當時ノ衆議院ニ於テ
ハ大多數ヲ以テ通過致シタ所ノ案デアリマス、此伊藤公ノ
改正案ナルモノハ、之ヲ今日問題トナテ居リマスル所ノ現
行ノ衆議院議員選舉法、即チ一昨年本議會ニ於キマシテ、
現内閣ノ大奮發トシ、又大成功トシテ成立ヲ遂ゲラレタル
所ノ現行ノ選舉法ト比較シタラバ、如何ナルモノデアリマ
スルカ、僅ニ地租ノ納額ニ於テハ、當時伊藤公爵ハ五圓ト
限タデアリマスルガ、所得稅營業稅ニ於テハ三圓トセラ
レテ、恰モ原内閣ニ依リテ提案セラレタル納稅資格ノ制限ト
殆ド伯仲ノ間ニアルデアリマス、當時伊藤公爵ガ其改正
案ヲ提出セラレマシタ時ニ、議會ニ於テ演說ヲセラレタル所
ノ一節ハ、以テ如何ニ伊藤公爵ガ日本ノ立憲政治ニ忠實
デアリ、國民ノ參政權ニ向テ深切デアリ、且ツ極メテ高尚
ナル政治上ノ理想ヲ持テ居タカト云フコトヲ窺ヒ知ルニ
足ルデアリマス、其一二節ヲ簡單ニ御紹介致シテ見ヤ
ウ思ヒマス、伊藤公爵ノ議會ニ於ケル改正案提出ノ理由ニ
斯様ニ述ベテ居リマス、(近々數年ノ間デアリマス、今
ノ選舉法ノ規定ニ據リマス所ノ選舉人ノ資格デハ、各種國
民ノ意思ヲ十分代表スルニ足ラズト認メマシタ)ト、ソレカラ
「左様スルト即チ改正案ニ依リマスル、選舉人即チ參政
權ヲ得ル者ガ今ヨリ五倍以上ニ成リマスルガ、此位ノ増加
ハ先ツ當然ノ事デアラウト思ヒマス」而シテ最後ニ斯様ナ事
ヲ述ベラレテ居リマス、又一方カラ見マスルト、國政ノ結果
自カラ人民ノ負擔ヲ増サザルヲ得ヌ情勢ニ赴イテ參政
リマス、依リテ之ト相伴テ參政ノ權ヲ擴張スルコトノ必要ヲ
認メマシタ)ト、伊藤公爵ハ斯様ナル改正ニ依リテ從來ノ選
舉權者ニ一躍五倍ノ擴張ヲ致サウト言ハレタ、其數ハ如何
程デアルカト云ヒマス、當時ノ人口ハ丁度四千二百萬
人デ、選舉人ハ四十四萬五人ノ有權者デアッタデアリマス、
之ヲ二百萬人ニ増加スルト云フ所ノ案デアリマス、此伊藤
公ノ提案ノ理由ニ依リマシテモ、議會ノ政治ニ對シテ各種
國民ノ思想ヲ十分代表スルニ足ラズト、斯様ニ考ヘラレ

タニフコトハ、行ク一趨勢が變化シ、社會ノ組織が複雑ニナリ、種々ナ階級が生ジテ來タル場合ニハ、各種階級ノ其勢力、利害感情ヲ代表セシムルト云フ、言換ヘレバ普通選舉ノ理想ナルモノガ、當時ノ伊藤公爵ノ胸中ニハ、確カタルモノガ、アタコトヲ疑ハヌデアリマス、然ルニ當時三十二年ニ於ケル伊藤公爵ガ、此程度ノ改正ヲナケレバ國民ノ意思ヲ代表スルニ足ラナイ、又國勢が變化シ、國民ノ負擔モ増加シテ來、政治上ノ施設モ多クナルニ伴フテ、選舉權ヲ擴張シナケレバナラヌト云ハレタ、此三國程度ノ選舉法ガ、大正、而モ八年、世界大革新ノ渦巻ク中ニ立タス所ノ此日本國、此日本ノ選舉權ヲ改正スルニ方リマシテ、伊藤公爵ガ今日ヨリ邇レバ殆ド二十五年ニ近キ昔ニ適當ナリト認メタル程度ガ、今ノ時代ニ於テ、今ノ内閣ニ依テ、今ノ政府與黨ノ諸君ニ依テ、此程度ノ適當ナルモノデアルト云フコトノ御考ハ、果シテ如何ナルモノデアリマセウカ、私ハ此伊藤公爵ノ改正案ト、原首相ニ依テ企テラレタル所ノ改正案トヲ比較致シマシテ、原首相ノ立憲的知識ト、其經世的手腕ト又國家ニ對スル所ノ誠意ト、之ヲ故伊藤公爵ニ比較致シマシテ、其間ニ幾千里ノ間隔ガアルカト云フコトヲ私ハ測リ知ルコトガ出來ナイノデアリマス、(拍手起ル)況ヤ今日此議場ニ於テ、斯ノ如キ條件ノ下ニ選舉權ヲ擴張スル一原首相ガ殊ニ選舉權擴張ト云フ言葉ヲ御好ミナリマスカラ、私共ハ所謂選舉權擴張ノ、現代ニ於ケル最大限度ノ擴張ヲ企テ、此吾々ノ主張ヲ、之ヲ以テ或ハ急驟過激ナル思想デアリト云ヒ、或ハ社會ノ秩序ヲ破壞スルモノデアリ、國家ノ基礎ヲ脅スモノデアリ、甚シキ誣アルニ危險思想ヲ以テスルニ至ラ、其政治上ニ於ケル所ノ識見ニ至リマシテハ、私ハ若シ地下ノ伊藤公爵ヲ起シテ今日ノ改正案、今日ノ原首相ノ言說ヲ御覽ナサレマシタナラバ、果シテ伊藤公爵ハ如何ナル御感ヲ持ツデアラウカ、私ハ定メテ公爵ハ其低級ニシテ其固陋ナル點ニ向テ、撫然トシテ呆レ、湛然トシテ或ハ涙ヲ流スデアラウカト思ヒマス、(拍手)隨テ今日ノ此時勢、此内外非常ナル所ノ國運ノ危機ニ當リ、國民全體協力シテ臨ムベキ所ノ時期ニ、斯様ナル程度ニ於テノ選舉權ノ擴張ヲ爲スト云フコトガ、何デマダ時期ガ早イノデアルカ、何デ是ガ危險デアリマスカ、何デ是ガ輕躁デアリマスカ、殊ニ疑フ、原首相ハ此頃、我國ノ世界ノ五大國ニ加ハタト云フコトニ就テ、頗ル御得意ニ各地ニ於テ吹聴ヲナサレテ居リマス、日本ノ國家ガ五大國ノ一ニ加ハタト云フコトニ就テノ政治上ノ經歷、其責任カラ論ジマスレバ、私ハ原首相ニ對シテ一言ヲ申述ベタイ事ガアリマスガ、ソレハ問題ノ餘義ニ涉リマスカラ之ヲ省キマス致シテ、諸テ首相ノ認ムル如クニ我國ハ確カニ五大國ノ一ニ加ハタ

居ルノデアルトスル原首相ハ、國民ニ向テ本年一月所感トシテ語ル所ニ依レバ、我が帝國ハ世界五大國ノ一ニ加ハタ、是ヨリ以後國民ハ其五大國民タル所ノ自覺ノ上ニ立テ活動センコトヲ望ムト云ハレテ居リマス、又我國ハ五大國ノ一トシテ、他ノ四大國ト共ニ世界ヲ指導スル所ノ責任ヲ持テ居ルト云フコトヲ感ジナレバナラヌト迄仰セラレテ居リマス、五大國ニ加ハタス所ノ名譽ニ對シテ、國民ニ其自覺ヲ促シ、其活動ヲ望ムル、所ノ原首相ニ向テ、私ハ先ヅ第一ニ伺ヒタイ、抑モ五大國ト云フモノハ如何ナルモノデアリマスカ、五大國民ノ資格ト云フモノハ如何ナルモノデアリマスカ、五大國ニ加ハタタル國際上ノ歴史ニ就キマシテハ、此處ニ申上ゲル必要モアリマセウガ少クモ五大國タル所ノ國家ハ、其内容トシテ、現代世界ヲ通シテ最高ノ文明、最高ノ文化ヲ持テ居ル所ノ國民ヲ内容トスレバ、其國家ノ政治組織ト云フモノハ、必ズ國民ノ大多數、苟モ政治上ノ能力アル所ノ國民ニハ、一樣公平ニ政治上ノ權利、或ハ自由獨立ノ權利ヲ認ムル所ノ政治組織デナケレバナラヌ、國民ニ其權利ヲ與ヘテ居ラナケレバナラヌ答デアリマス、(拍手)世界ノ五大國ト稱スル他ノ四大國ノ政治組織ハ如何ナルモノデアルカ、四大國ノ國民ノ政治上ノ生活ハ如何ナルモノデアリマスカ、何處ノ國ニシテ算ヘラル、四國ノ間ニ、日本ノ如キ政治組織ヲ持チ、多數ノ國民ガ斯ノ如キ不遇ノ不幸ナル生活ヲ遂ゲテ居ル所ノ國民ガ、他ノ四大國ノ中何レニ在リマスカ、(拍手)若シ原首相ガ國民ニ五大國民タル自覺ヲ以テ活動セヨト望ムル、時國民ノ自覺ノ先ヅ第一ニ浮ビ來ル所ノモノハ如何ナル觀念デアリマスカ、此政治組織、此國民生活ノ實情ヲ他ノ四大國ニ比較シ來ル時、國民ノ胸中ニ浮ビ來ル所ノモノハ、政治上ニ於ケル所ノ不幸ナル所ノ觀念、耻辱ノ觀念デアリマス、不滿ノ觀念デアリマス、ソレデ如何ニシテ活動セント欲スルノデアリマスカ、國家ノ爲メニ五大國民トシテ最高文明ヲ競爭スル場合ニ、選舉權ニ於テ斯ノ如キ狹隘ナル制限ヲ有シ、政治組織ニ於テ殆ド少數代表トモ謂フベキ政治組織ヲ以テ、其間ニ國民ヲ生存セシメテ置イテ、而シテ五大國民タル自覺ノ上ニ活動セヨト云フコトハ、手足ヲ縛シテ之ヲ鞭デ走レト云フト同シ事デアリマス、(拍手)私ハ聰明ナル原首相ニ向テ、既ニ首相ガ帝國ノ五大國タル地位ヲ認メ、國民ニ向テ此自覺ヲ喚起セラレル以上ハ、其自覺ニ伴フテ活動シ得ベキ所ノ手段、及之ニ機會ヲ與フルト云フコトガ、政府當然ノ責任デアルト謂ハネバナリマセウ、而シテ此手段ト此機會トハ何デアルカ、政治上ニ於ケル今日ノ吾々國民ノ一般ニ要求スル所ノ普通選舉權ニ非ラズシテ何ゾヤト私ハ答ヘナケレバナリマ

セヌ(拍手起ル)更ニ原首相ハ、確カ十月ノ二十七日カト記憶ヲ致シマスガ、全國ノ青年團ノ代表者七百餘名ガ明治神宮參拜ノ爲メニ上京セラレタルコトヲ機會ト致シテ、之ヲ其當日官邸ニ御呼ニナシ、其全國ノ青年團代表者ニ向テ斯様ナ事ヲ語ラレテ居リマス、其言葉ハ例ニ依テ今日日本ハ五大國ノ位置ニ進ンデ居ル、國民ハ上下一致シテ國事ノ爲メニ盡サナケレバナラヌ、而シテ斯様ニ迄切言セラレテ居リマス、殊ニ今日憲法政治ノ下ニ於テハ、國民全部ノ協力ヲ俟タナケレバナラヌ、斯様ナルコトヲ全國ノ青年團ノ代表者ニ向テ原首相ガ訓示サレテ居リマス、此事ハ誠ニ一國ノ首相トシテ、次代ヲ繼承スベキ青年ニ向テノ教訓ト致シテ、謹シテ拜承スベキ價值アリマス、併ナガラ今日立憲政治ノ世ノ中デアルカラ、國民全體ノ協力ヲ俟タナケレバナラヌト云フコトヲ教ヘラレル原首相ガ、國民全體ノ協力ヲ爲スベキ所ノ唯一ノ政治的ノ活動、政治的ノ生活、即チ普通選舉ノ權利ヲ一制度ヲ施行セズシテ、如何ニシテ國民ノ協力活動ヲ望ムコトガ出來マスカ、若シ原首相ガ眞ニ青年ニ向テ深切ニ教ヘラレル所ハ、今日憲法政治ノ世ノ中協、國民全體ノ協力ヲ俟ツト云フ所ノ思召ガアルナラバ、此協力ニ便宜ナル所ノ、又必要ナル所ノ政治上ノ權利ヲ公平ニ分配スルト云フコトハ、之ヲ語ラル、原首相自ラ其責任ヲ取テ實行シナケレバナラヌト思ヒマス、(拍手起ル)原首相ハ先程松本君カラ御引用ニナリマシタガ、即今國民ノ義勇奉公ノ精神ヲ減退セラレタルコトノ事實ヲ認メ、非常ニ御心配ニナラレテ居ルト云フコトヲ、自ラ新年ノ號頭ニ語ラレテ居リマスガ、私ハ此言葉ハ實ニ國家國民ニ取テ重大ナル問題デアルト思ヒマス、若シ一國ノ總理大臣カラ、陛下ヲ輔弼シテ萬民ヲ統率シテ居ル其總理大臣ノ唇カラ、國民ノ義勇奉公ノ精神ガ減退シツ、アルト云フコトハ、殆ド我三千年ノ歴史ニ向テ疑ヲ懷キ、七千万ノ同胞ノ精神ニ向テ大ナル恐怖ヲ懷イテ居ルト云フコトヲ語テ居ルノデアリマス、(拍手起ル)原首相ハ如何ニシテ義勇奉公ノ精神ガ國民カラ減退シツ、アルカト云フ其原因ニ就テハ、不幸ニシテ私共窺ヒ知ルコトヲ得ナイノデアリマス、若シ其國民ノ義勇奉公ノ精神、言換ヘレバ愛國心ガ近來減退シツ、アルト云フコトヲ、政治上ノ局ニ當テ居ル所ノ大政府ノ大宰相ハ、先ヅ以テ此事實ニ向テ重大ナル責任ヲ自覺シナケレバナラヌト思フ、(拍手起ル)一人其所ヲ得ズトモ、一夫恨ヲ懷クトモ、其政治ノ局ニ當ル所ノ當局者ハ、其責任ヲ上下ニ對シテ感ジナケレバナラヌデアリマス、三千年來會テ疑ハレタコトモナイ所ノ我が日本國民ノ義勇奉公ノ精神ガ、近來減退シツ、アルト云フコトヲ御明言爲サルニ至テハ、陛下ニ對シ、吾々ノ祖先ニ對シ、子孫ニ對シ、實ニ是ハ容易ナラ

ザル問題アリマス（拍手起ル）而シテ其此ニ至リコトニ就テ原首相ハ如何ナル御考ヲ持テ、又之ヲ救済スルノ如何ナル經綸ガアルノデアリマスルカ、動モスレバ首相ハ、政友會諸君ノ黨ノ大會、或ハ此議場ニ於キマシテモ、國力ヲ充實スルカ、他ノ長ヲ採テ、我が短ヲ補フカ、新文明ヲ創造スルカ云フヤウナ、種々抽象的ノ言葉ハ聽キマスケレドモ、斯様ナル首相ノ言葉ニ依テ、果シテ今日ノ國民ノ減退シ、アル愛國心ヲ恢復シ、之ヲ供給スルコトガ出來ルト思ヒマスカ、勿論吾々ハ普通選舉ヲ實行スル、此一事ニ依テ此愛國心ヲ供給シ得、或ハ恢復シ得ルハ斷言スルコトヲ憚リマスルケレドモ、少クとも普通選舉ニ依テ國民ノ各個ニ獨立シテ國費ノ負擔ニ堪ヘ、國民ハ各政治ノ利害休戚ニ就テ、恰モ己レノ直接ノ生活ト一致シタル考ヲ以テ、國家ノ事ニ奉公スルコト云フ精神ヲ喚起スルノニハ、如何ニシテモ其國民ニ對スル所ノ生活ト、之ニ伴フ所ノ權利ヲ與ヘナケレバ、到底國民ガ國家ニ對スル愛國心ヲ之ヲ養フコト云フコトモ、之ヲ維持スルコトモ出來マセヌ（拍手起ル）大切ナル所ノ愛國心ヲ養フベキ有力手段ヲ所ノ普通選舉ヲ之ヲ時期早シトシ、若クハ危險思想ナリトシテ、却テ國民ノ自覺ニ向テ手ヲ加ヘテ居リナガラ、一面ニ於テハ國民ノ義勇奉公ノ精神漸ク減退セリト言テ御嘆キニナルト云フコトハ、孟子ノ所謂濕ヲ惡ンデ卑キニ居ルト同ジ事デアル（拍手起ル）何ト云フ矛盾デアリマスルカ、私ハ此意味ニ於キマシテモ、原總理大臣ハ、今日ノ時勢今日ノ時局ニ處シテ、吾等ノ主張スル普通選舉ノ要求ニ對シテハ、衷心ニ於テ既ニ降参ヲセラレ、既ニ同意ヲセラレテ居ルモノト私ハ斷言シテ差支ナイモノト思ヒマス（拍手起ル）殊ニ五大國——五大國ト云ウテ國民ニ虛名ヲ以テ一時ノ嬉シガラセテ言フニ等シクシテ、五大國ニ於ケル有難味、實際國民ノ上ニ取テドレダケテ五大國ガ有難イノデアルカ、又五大國タルガ故ニドレダケノ勸ヲシナケレバナラヌカト云フコトニ就テ、仔細ニ其五大國ヲ研究シテ見マスルト、吾々ハ唯テ五大國ト云フ空名ヲ原首相ニ依テ與ヘラレノミデ、直接吾々ノ生活狀態ニ關係ヲ持テ居ラス、此五大國ヲ支持シテ、世界ノ最高ノ文明國ト對立スルガ爲メノ國家施設ノ費用ト致シテ、莫大ナル費用ヲ唯テ國民ハ五大國ニナタト云フ御土產トシテ受ケタト云フヨリ外ニハ何モナイ（拍手起ル）今大正二年ノ戰爭以前ノ我が國民ノ地方費及國家ノ政治上ニ要スル費用ノ負擔ト、之ヲ今日五大國ニ算ヘラレ、ニ至タル此現代ノ國家ヲ支ヘル爲メノ費用ト比較致シテ見マスルト、ドレダケノ相違ガアルト云フ、其當時ノ地方費ハ三億二千七百十七萬圓、而シテ同ジク大正二年度ノ國費ノ決算ハ

ト言ヘバ、五億七千三百六十五萬圓デアリマス、之ヲ地方費國費ヲ總計致シマスルコト云フニ、國民ノ國家ニ對スル總負擔ハ僅ニ八億九千九百八十萬圓、九億圓ニ足ラザル所ノ吾々ハ大正二年ニ於キマシテハ負擔ヲ致シテ居タデアリマスルガ、切愈、五大國ニ算ヘラレ、ニ至ラタト云フ戰後、大正九年度ノ——是ハ決算ヲマダ見ルニ至リマセヌガ、豫算ノ上ニ於テ調ベタ所ニ依リマスレバ、地方費ノミニ於テ既ニ大正九年度ノ豫算ハ八億三千二百二十五萬圓ニ達シテ居リマス、同様に國費膨脹、是ハ特ニ諸君御承知ノ事デ、此處ニ披露スルコトハ聊カ憚リガアルノデアリマスルガ、國費ノ負擔ハ大正九年度ノ豫算ニ於テ十三億二千五百三十五萬圓デアリマス、之ヲ合計致シマスルコト云フ、地方費國費ハ大正九年度ニ於テ二十一億六千六百餘萬圓、若シ十年度ノ豫算ヲ之ニ較ベテ見マシタラバ、或ハ二十五億ニ達シテ居ルデアラウト思ヒマス、シテ見マスルト戰爭ノ前ニ於ケル所ノ所謂五大國ナラザル以前ニ於キマシテハ、地方費國費ノ負擔ヲ合スト僅ニ八億九千萬圓、大正九年度ニ於テハ二十一億ト云フ巨額ヲ負擔シテ居リマス、私ハ國費ノ負擔ニ伴ウテ、國費ヲ負擔スル者必ズシモ選舉權ヲ有スベシト云フガ如キ固陋ノ意見ヲ持テ居ル者デアリマセヌ、併ナガラ今日ノ近代國家ノ生活ニ於キマシテハ、國民ノ負擔ヲ課スルニ當テハ、國民ハ先ヅ以テ其負擔ニ對スル理解、其承諾、又其協力ヲ得ナケレバナラヌト云フコトハ、立憲政治ノ是ハ常則デアリマス、國民ノ負擔ノ一方ニ於テ過大ニ増加致シテ、而シテ國民ガ其負擔ノ分配ヲ受ケ、其國費ノ使用ノ點ニ就テ、何等ノ理解ナク、了解ナキヤウナ多數ノ國民ヲ所有シテ居ルト云フコトハ、少クとも立憲國ニ於ケル國民ノ權利ト生活トヲ認ムル所ノ政治ニアルマジキ事デアリマス、即チ伊藤公ガ明治三十一年ニ於テ、一方カラ見ルト是ヨリ國勢ノ進ムニ從テ國費ハ増加スル、而シテ選舉權ヲ擴張スルノ必要ガアルト、斯様ニ述ベラレタ此御精神ニ對シマシテモ今日此五大國ト云フコトハ、徒ラニ國民ニ對スル空名デアッテ、事實ニ於テハ空名ニ非ラズシテ、五大國ノ空名ニ對スル大ナル犧牲ヲ、拂テ居ルノデアリマシテ、五大國タル國民トシテノ活動ヲ爲ス機會モ境遇モ與ヘラレナイト云フコトハ、洵ニ一國ノ政道トシテ、私ハ聰明ナル原首相、政友會ノ内閣諸公ニ向テ大ナル反省ヲ促シタイト思フノデアリマス（拍手起ル）然ルニ此場合ニ於キマシテ吾々ノ普通選舉ノ提唱ニ對シテ、前年來繰返シテ政友會諸君ヨリハ反對ヲ受ケテ居リマス、今日モ唯今川原君ヨリ國民黨案ニ對シ、即チ普通選舉ニ對スル反對論ヲ承リ、重ネテ總理大臣ヨリ一應ノ御意見ヲ伺ダデアリマス、其反對爲サル、所ノ趣旨ヲ伺ヒマスルコト云フコト、寔ニ事ハ古イタルガ如クニ屬シマス

ルケレドモ、反對論——殊ニ原首相トシテハ、何時モ何時モ其事ヲ御引合ニシラレマスル所ノ、普通選舉ハ吾々ノ主張ガ階級打破デアル、秩序ヲ尊スモノデアルト云フコトニ就テ御辯駁ヲ爲サレテ居リマス、此事ニ就テハ今更私ガ此處ニ絮說スルノ必要モナク、當時階級打破ノ言葉ヲ述ベラレタ所ノ島田三郎君ノ演說ヲ通讀爲サレバ、其階級打破ト云フコトノ意味合ハ、恰モ明治天皇ノ維新ノ宏謀ヲ贊賛シ、其趣旨ヲ徹底スル意味合デアルト云フコトハ、明カニ何人ニモ了解シ得ル所ノモノデアリマス（拍手起ル）而シテ其秩序ヲ尊スナドト云フ如キ、如何ニモ秩序トカ階級トカ云フコトヲ動カスベカラザルモノ、如クニ常ニ原首相ハ辯ゼラレマスケレドモ、私ハ斯様ニ信ジテ居リマス、今日日本ノ國家ニ於テ、此日本ノ國ノ歴史國體ノ上ニ於テ、又今日ノ文明ノ程度ニ於キマシテ、若シ因襲的ニシテ且ツ不合理ナル所ノ階級ガ存在シテ居レバ、其階級ハ破壞スベキモノデアリ、又破壞サルベキ當然ノ運命ヲ持テ居ルモノデアリマス（拍手起ル）其階級ガ合理的デアッテ、而シテ因襲的デナク、實際的ニ國家ニ必要ナル階級デアリ秩序デアレバ、何者カ之ヲ破壞セント欲シテ、我が此金斷無缺ノ國家ニ於テ、斯ノ如キ合理的ニ必要ナル所ノ階級秩序ト云フモノハ、普通選舉——普通選舉法ナドト云フコトノ爲メニ決シテ破壞サルベキモノデナイ（ヒヤ）「ト呼フ者アリ、拍手起ル」故ニ「ウィルソン」ガ古キ秩序ハ破壞サレト云ハレタ、古クシテ而シテ因襲的デ、其間ニ道理ノ無い、生命ノ無い、維持スベキ所ノ力ノ無い階級、力ノ無キ秩序ハ、當然文明ノ進歩ト國民ノ幸福トノ爲メニ破壞サレ打破セラレラガ當然デアル（拍手起ル）又昨年も伺ヒマシタガ、反對論者ノ繰返サレル所ノ理由ノ一ト致シマシテ、今日普通選舉ヲ唱ヘル所ノ論者ハ、恰度此一二、世界戰後ニ於ケル所ノ世界思想ノ變革ニ驚カサレ、若クハ此外來思想ニカブレテ、普通選舉ヲ唱ヘル者デアルト云フコトヲ伺ヒマス、昨年ノ議會ニ於テハ鳩山君ヨリモ斯様ナル議論ヲ承リ、中西六三郎君ヨリモ、斯様ナル議論ヲ承テ、驚キ入タル議論デアリマス、普通選舉ヲ要求スルコト云フコトハ、日本ノ議會、日本ノ政界ニ於テ多年ノ問題デアッテ、諸君モ其經歷ヲ持テ居ルト云フコトハ言フ迄モナイ、今日ニ於テ普通選舉ノ必要ヲ唱ヘルト云フコトハ、時期甚ダ遅レテ居ルノデアル、遅レタリト雖モ尙ホ爲サマルニ優ルト云フテ、吾々ガ唱ヘテ居ルノデアル、何スレゾ此二三年ノ間ニ、急激ニ外來ノ思想ニカブレタナント云フ所カラ起テ來タ議論デモ運動デモアリマセヌ、若シ普通選舉ノ要求ヲ爲ス者ガ、外來思想ニカブレタ者デアリ、動かサレタモノデアルト云フナラバ、日本ノ憲法政治、帝國ノ此議會政治ト云フモノハ、同ジク外來思想ニカブレ、或

ハ動カサレタモノト言ハネバナリマスマイ(拍手起ル)唯ダ今日ニ於テ普通選舉ノ要求ノ叫ガ強クナリ、其運動ガ激シクナデ來タト云フコトハ、内外ノ國情——實ニ原首相ノ言ハレル通りニ、國民全體ノ協力ニ俟ツニ非ザレバ今日ノ國勢ヲ維持シ、未來ノ進運ヲ圖ルコトガ出來ナイト云フ切迫シタル境遇ニ此國家ガ立ッテバコソ(拍手起ル)即チ此一二ノ年ノ大ナル社會國家ノ大變革ニ處シテ、愛國ノ士、愛國ノ士ガ普通選舉ノ實行ニ依リテ最大限度ノ國民ノ選舉權ヲ持テ、普通選舉權ヲ運用スルコトニ依リテ、此時運ニ協力シヤウト云フ所ノ要求デアル、決シテ外來思想ニカブレタノデモナケレバ、動カサレタト云フヤウナ如キモノデモ何デモナイノデアル、況ヤ此事ヲ論ゼラル、所ノ人々、政友會ノ諸君デアルト云フコトニ至ッテハ、私ハ政友會ノ歴史、伊藤公爵ノ彼ノ進歩シタル所ノ思想、理想ニ對シマシテ、此場合ニ原首相ノ言葉ヲ藉リテ、諸君ハ政友會員タル所ノ自覺ノ上ニ立ッテ活動セラレント云フ望マザルヲ得ヌト言ハネバナリマセヌ(拍手起ル)又同時ニ普通選舉ヲ吾々ガ唱フルコトニ對シテ、昨年中西君、鳩山君カラモ承ツタ、普通選舉、普通選舉ト唱ヘルケレドモ、普通選舉ヲ與ヘルカト云フテ、決シテ國民ト云フモノハ満足スベキ結果ヲ得ルモノデハナイ、甚シキニ至ッテハ、昨年中西君ハ斯様ナル事ヲ此演壇ニ於テ御話ニナシテ居リマス、之ヲ紹介致シマスルガ、之ガ故ニ相當ノ道理アル學說若クハ主張ノ下ニ、諸外國ガ普通選舉ヲ行ハタコトハ、既ニ二年アルノデゴザイマスガ、其普通選舉ヲ實行シタコトノ結果ニ於テ、之ヲ要求シタ民衆ガ十分ノ満足ヲ購ヒ得タリヤ否ヤト云フコトヲ考慮致シマス、普通選舉ヲ實行シタル國々ノ多クハ却テ其實施ノ以後ニ於テ是等ノ要求ヲナシタル多數ノ民衆ハ、寧ロ失望ヲ來シテ居ルト云フタコトヲ認ムルノデアリマス、世界ノ國民、普通選舉ヲ要求シタル所ノ世界ノ國民ガ、普通選舉ノ結果ニ對シテ失望ヲ致シテ居ルト云フ國ハ多クノ國々皆然リト仰セラレテ居リマスガ、何レノ國民ガ普通選舉ヲ實行シテ、普通選舉ノ結果ニ失望シタル所ノ多クノ國々ガアリマス、(英吉利ト亞米利加ト)呼フ者アリ、若シ之ガアリトスルナラバ、私ハ謹ンデ教ヲ受ケタイ、(ロイドジョージニ聞キ給ヘ)ト呼フ者アリ、只今川原茂輔君ガ、此壇上ニ於テ英吉利ハ千九百十八年ニ彼ノ普通選舉ヲ更ニ擴張シタガ、アノ大ナル「ストライキ」ガアリ、アノ騷動アル、普通選舉ヲ行タ後デモ、尙ホ此通りデアルト云フコトヲ御引證ニナラレマシタガ、普通選舉ヲ實行シタ後ニ、彼ノ「ストライキ」ノアリ、労働運動ノアルト云フコトハ私モ認メマス、清水君ハ英吉利ニアリ、亞米利加ニアリト言ウテ、英吉利ノ國民、亞米利加ノ國民ガ普通選舉ニ失望シテ居ルト御認メナリマス、(大政治家ガ失望シテ

居ル)ト呼フ者アリ、普通選舉ニ就テ失望セルニ非ズシテ、私ハ斯様ニ——斯様ニ論ゼラル、方ニ御答ヲシタイ、若シ戰後ノアノ變革ニ處シテ、普通選舉ガ英吉利若クハ亞米利加ニ於テ實行シテ居ラナカタナラバ、其英吉利、亞米利加ノ運命ハ、或ハ虞ル今日ノ獨逸、奧地利若クハ露西亞ノ如キモノデハナカタラウカ(拍手起ル)彼ノ三角同盟アリ、彼ノ亞米利加ノ坑夫「ストライキ」等ガアツテ拘ラズ、ゾレフ健全ナル國論ガ能ク之ヲ制裁ヲ致シ、之ヲ調節ヲ致シテ、國利ノ安定ヲ保チツ、アルト云フコトハ、確ニ亞米利加、英吉利ノ普通選舉ノ國民ガ、國家ノ全體ノ幸福ト公ノ利害ノ判斷カラシテ、非愛國ノ運動「ストライキ」ニ反對ヲ致シテ政府ニ協力ヲ致シタ、結果デアリ其賜デアルト斷言スル、(ヒヤ)、「又」伊太利ハ如何「ト呼フ者アリ」或ハ奧地利、或ハ獨逸、若クハ露西亞ノ如キ、彼場合ニ於テ斯ノ如キ狀態ヲ惹起シテ來タコトハ、先刻國民黨ノ諸君モ說明セラレタガ、是ハ露西亞ニ於テモ、獨逸、奧地利ニ於テモ、早クヨリ國民ノ權利ガ尊重セラレテ居ラナイ、參政權ガ公平ニ分配サレテ居ラナイ、少數代表、不具ナル政治組織ノ下ニ多年國民ヲ壓迫シ來タガ爲メニ、一朝歐洲戰爭ノ彼ノ渦巻ク所ノ潮流ニ出遭ッテ、遂ニ國家ヲ維持スルコトヲ自製ノ心ナクシテ、終ニ破壞ニ陥ッテデアリマス(拍手起ル)今日國民ニ權利ヲ與フルコトヲ欲スニシテ、徒ラニ口舌ヲ以テ五大國或ハ四大政綱ナド、云フコトノミヲ以テ、國民直接ノ憲法的生活ニ大關係ヲ有スル權利ノ承認ヲ與ヘズシテ、眼前ノ平和ヲ姑息シテ居ルト云フコトハ、私ハ此帝國ノ前途——原君ニ非ザルモ實ニ寒心ニ堪ヘズ、憂慮ニ堪ヘズト謂ハナケレバナラヌ(拍手起ル)大間違ヒタ「ト呼フモノアリ」今日我ガ此帝國ノ現狀ヲ見マスルト云フコト、如何ナル御感想ヲ諸君ハ御持チナリマスルカ、原總理大臣ハ只今國民黨ノ案ニ反對シテ、普通選舉ト云フモ程度ノ問題デアッテ、唯ダ時勢ノ如何ニ依テ適不適ヲ定ムルニ外ナラナイト云フ所ノ御演說デアッテ、アツタアリマス、如何ニモ其時勢ニ應ジテ選舉權ノ適不適ヲ判斷スルト云フコトハ、吾々モ勿論同感デアリマス、政友會ノ政府、原總理大臣始メ與黨ノ諸君ハ、今日ノ納稅資格ノ三圓ノ程度ヲ以テ、是ガ時勢ニ適當シタル所ノ擴張ナリト認メ、吾々ハ其程度ノ選舉權ヲ以テシテハ、今日ノ時勢ニ不當ナリト唱フルノハ、即チ諸君ト吾々ノ議論ノ岐レ目デアリマス、然ラバ今日ノ時勢ヲ果シテ如何ニ御覽ニナルカト云フコトガ、雙方議論ノ岐レ目ノ由ッテ來タ所ノ根本ヲ爲スモノデアル、今日ノ時勢ハ果シテ如何ナルモノデアルカ、普通選舉ヲ實行スルニ不當ナル時デアリマス、制限選舉ヲ必要トスル所ノ時勢デ、殊ニ狹隘ナル財產納稅

資格ノ制限選舉ヲ適當ナリトスル時勢デアリマス、原君ハ國民全體ノ協力ヲ要スル時勢デアルト言ハレタ、此一言ハ國民七千万——六千万ヲ算フル中ノ三百万ニ足ラザル政治權力ヲ有スルト云フガ如キ狹隘ナル選舉權ハ、國民全體ノ協力ヲ爲ス爲メニ極メテ不當ナル時勢デアリ、不當ナル制度デアリマセヌカ、之ヲ外ニ鑑ミ、之ヲ内ニ察シマスレバ、先刻諸君モ御繰返サレテ御話ニナリマシタカラ、私ハ是カラ省カウト思ヒマス、ケレドモ現ニ日本ノ國外ニ對スル國際的關係、今日ノ地位ハ如何デアリマスルカ、五大國ト稱スル其日本ガ、世界ニ於テ全ク孤立ヲ致シ、何等ノ同情ヲ持ッテ居ラレナイ、労働會議ニ於テハ特殊國ノ待遇ヲ甘シテ受ケナケレバナラナイ、國際聯盟會議ニ於テハ委任統治問題ヲ決スルニ當ッテハ、又同ジク特別ナル規定ノ下ニ我ノ權利ヲ自ラ制限シ、若クハ讓歩シナケレバナラヌト云フ狀態デアル、亞米利加ニ於テ排日ノ問題ヲ惹起シ其根本ノ市民權ヲ與フルヤ否ヤト云フコトノ問題同様ニ、加奈陀ニ於テモ亦此問題ガ排日問題ノ根本ヲ爲シテ居ルノデアル、私ハ此日本ニ於ケル政治組織、殊ニ國民ノ選舉權ノ廣狹ノ程度ハ、普通選舉ノ行ハレテ居ルヤ否ヤト云フコトガ、國際間ノ、若クハ國民ノ外ニ向ッテノ權利ノ上ニ、如何ニ重大ナル關係ヲ持ッテ居ルカト云フコトノ一ツノ證據トシテ、諸君ニ語ッテ見タイ事ガアリマス、ソレハ昨年ノ五月頃、東京日々新聞ニ掲載セラレタアツテ、而モ其事ハ島田三郎君モ亦或ル場合ニ於テ御話シナタ事柄デアリマス、ルガ、丁度歐羅巴戰爭ノ當時ニ、御承知ノ英領加奈陀ニ於ケル在留日本人——在留日本人ハ、自分ノ自費ヲ以テ義勇兵ヲ募ッテ、而シテ百四十幾人ト云フ所ノ我ガ加奈陀ニ於ケル所ノ同胞アリタシニコロンビヤニ於ケル所ノ同胞ガ、英吉利ノ國旗ノ下ニ歐洲ノ戰場ニ犧牲ノ爲メサレタノデアリマス、當時英吉利ガ戰爭中ノ本國ニ於テ選舉法ノ大改正ノ行ハレタ事ハ、諸君御承知ノ通りデアリマス、加奈陀ニ於テモ此「アリタシニコロンビヤ」州政府ニ於テモ、此戰爭ニ參加シタル所ノ人々ハ、其國籍ト其出身ノ如何ニ拘ハラズ「アリタシニコロンビヤ」ニ居住ヲ致シテ此戰爭ニ參加シタル者ニハ、市民權ヲ與ヘ、選舉權ヲ與フベシト云フコトノ法律案ヲ「アリタシニコロンビヤ」州政府ハ立案ヲ致シテ、之ヲ議會ニ提出シタルデアリマス、其國籍如何ニ拘ラズ、戰爭ニ參加シタル所ノ人民ニ選舉權ヲ與フルト云フ法律ニハ、時ニ日本人ト文字マデ掲ゲテ、日本人ニ選舉權ヲ與フベシト云フコトデアツタ、是ガ議會ニ提出サレルニ當ッテ、如何ナル運命ニ出遭ヒマシタカト云ヘバ、州會ノ多數ハ勿論保守派ノ人々デアリマセウガ、其選舉權ヲ日本人ニ與フルト云フ州政府ノ案ニ反對ヲ致シタ、其反對ノ理由ハ如何ナル理由デアアルカト言ヒマスレバ、日

本人が此戦争ニ参加シタルコトハ、是ハ日本人——日本人ノ自ラノ爲メノ戦争ナル、此戦争ニ参加シタルコトハ爲メニ之ニ選舉權ヲ與フルト云フコトハ、是ハ大ニ考慮スベキ事柄ナル、論ヨリモ證據、此日本國民百四十餘人ノ中ニ、極ク最少數ヲ除イテハ、彼等ガ其母國ノ日本國ニ於テスラ、會テ國政ニ對シテ選舉權ヲ持テ居ル國民デハナイ、選舉權ヲ行使シタル所ノ經歷ヲ持テ居ル國民デハナイ、本國ニ於テスラ政治上ノ權利ヲ持タズ所ノ國民ニ向テ、英國ノ加奈陀ニ於テ此國民ニ選舉權ヲ與フルコトハ、危險デアルト云フ所ノ理由ノ下ニ反對ヲ致サレテ、遂ニ此改正案——日本人ニ選舉權ヲ賦與スルコト云フ所ノ法律案ハ、無期延期ト云フ形ヲ以テ否決セラレタルデアリマス、斯様ナル狀態此一ツノ事實ニ依テ見マシテモ、日本ノ國ノ政治組織ガ如何ナルハ、日本ノ國民ノ政治生活ガ如何ニ自由ヲ得、如何ニ獨立ヲ得テ居ルカト云フコトニ就テノ此疑問外國人ニ與ヘルト云フコトガ、一ツハ日本國民ノ外ニ在ル者ニ向テノ權利利害ノ上ニ影響ヲ與ヘ、延イテハ帝國ノ外ニ向テノ外交上、國家ノ威信ノ上ニ、利益ノ上ニ、常ニ大ナル損害ヲ受ケツ、アルト云フコトハ、以テ想像ニ餘アリルコト、私ハ思ヒマス、(拍手起ル)今日内政ニ於キマシテモ如何ナル狀態デアルカ、私ハ當路ノ政府原首相ガ、頻リモ内外ノ國情ニ就テ、或ハ國民思想ニ就テ、心配サレテ居ル所ノ其御苦心ヲ察シマス、此總理大臣ヲ助ケ、此政府ヲ助ケテ居ル所ノ與黨諸君ノ同情モ、亦頗ル察スベキモノガアリマス、如何ナル狀態デアルカ、諸君ガ四大政綱ヲ振廻サレテ、或ハ既ニ一段落ヲ告ゲタル仰セラレテ居ル、其四大政綱ナルモノヲ一ツ一ツ調ベテ見マシマス、如何ナル狀態ニナテ居リマス、産業政策ニ於テハ何トシテ居リマス、交通政策ニ於テハ何トシテ居リマス、教育政策ニ就テハ如何ナル狀態デアルカ、其他財政稅制等ノ整理問題ニ就テ、唯タ只管政究シ、只管調査スルガ爲メニ、吾ミカラ見レバ殆ド無益ノ機關トモ稱スベキ行政機關ノ擴張ヲ企テ、居ルダケノコトデアリマス、實際ノ成績ニ於テハ、何等見ルベキモノガナイデアリマス、(拍手起ル)而シテ之ヲ爲スガ爲メニハ、如何ニシテモ私ハ原サンガ國民全體ノ協力ヲ待タネバナラヌト仰セラレタ、其通りノ精神ニ基キ、其通りノ働ヲナサルコトハ、今日行詰タル所ノ外交ヲ刷新シ、此紊亂セル所内政、動搖セル思想ヲ安定セシムルコト云フコトハ、先ヅ以テ第一ノ手段、必スシモ私ハ唯一ノ手段トハ言ハナイ、併シ必要當面ニ詰テ居ル第一手段タル國家ノ參政ノ權利ヲ公平ニ分配ナサルコト云フコトガ、是等内外國事ヲ改定シ、國運進展ヲ圖ルニ於テハ、必要缺クベカラザル所ノ手段デアルト信ズルノデアリマス、(拍手起ル)或ハ選舉——普通選舉ノ運動ハ院

外ニ於テノ聲ガ低クナテ、運動ガ見エナイト云ヒマス、其形ノ上ニ就テ——此平和ト云ヒマス、安定ト云ヒマス、此狀態ヲ見テ普通選舉ニハ國民ガ反對ヲシテ居ル、此制限選舉ニハ選舉ニ於テ政黨會ガ多數ヲ占メタルガ如クニ國論ハ一致シテ、此三國ノ納稅資格ヲ以テ満足シテ居ルト仰セラレマス、成程普通選舉ニ就テノ院外ニ於ケル所ノ叫ビ、若クハ形ニ現レタル所ノ運動ハ之ヲ昨年ニ比較シ、一昨年ニ比較シテハ、大ナル違ヒガアリマス、併シ此違ヒハ、眼ニ見エル所ノ違ヒ、形ニ現レタル所ノ違ヒデアリマス、此形ノ上ニ於テ靜ナルト云フコト爲メニ安心ヲナサルコト云フコトハ、恐ラクハ諸君ノ大ナル御考慮ヒデハナカラウカ、(拍手起ル)今日此議政壇上ニ於テコソ、吾ミハ憲法ノ保障ノ下ニ、國政上ニ於テ遺憾ナク御互ノ意見思想ヲ發表スルコトガ出來マス、一歩此院外ニ移リマシマス、國民ノ言論若クハ集會思想ノ自由ト云フモノハ、確ニ苛酷ナル所ノ壓抑ノ下ニ在ルデアリマス、(拍手起ル)言論ノ取締ト稱スルモノノ下ニ於テ、國民ノ言論思想ノ壓迫ハ、施政方針ニ對スル安藤君ノ質問ニ依テ、私ハ共鳴ヲ爲スモノデアリマス、若シ今日院外ニ於テ普通選舉ヲ要求スル運動ヲ惹起ス行列ヲ爲ススト云フガ如キコトナレバ、事實茲ニ千人ノ民衆ガ集テ其聲ヲ舉ゲントスレバ、二千ノ警官ガ包圍スルコト云フ實況デハナカ、(拍手起ル)集會ヲ開イテ其運動ヲ共ニナサント欲スレバ、其集會ノ場所ハ或ル手段、或ル方法ニ依テ殆ド集合ノ場所ヲ得ルニ苦シデ居ルコト云フ實況デアリマス、(拍手起ル)而シテ議會ニ於テ普通選舉ノ論ヲ舉グルトスレバ、其普通選舉論ニ對シテハ二百八十餘名ノ政府與黨ガ、一モ二モナク一タビ即決否決ヲ爲シ、再三度即決否決ヲシテ、殆ド之ヲ眼中ニ置カザルガ如キ狀態ヲ現實ニ現シテ居ルデアリマス、(拍手起ル)此問題ニ對シテ國民ノ運動ガ形ノ上ニ現レテ大ニ起ラナイト云フコトハ、故アリト謂ハナケレバナラス、併シ此平和、此鎮靜ハ、嵐ノ前ニ於ケル所ノ平和デアル、此平和ヲ樂ンデ居ル中ニ、若シモ嵐ガ來タラバ何トスル、其嵐ヲ産出シタモノハ最も不合理ナル壓迫ノ爲メニ、言論思想運動ヲ抑壓シタル結果ガ邊ニ嵐ヲ惹起ス原因トナルコトハ、(拍手起ル)歐米ノ歴史、古今東西ヲ通ジテ諸君ノ疾クニ御承知ノ事デアラウト思ヒマス、普通選舉ノ要求ノ聲ガ院外ニ聞エナイ、議會ニ於テモ少數デハナカ、此少數ナルガ故ニ普通選舉——選舉權ノ最大限度ノ今日ノ擴張ハ必要ナシト云フガ如キ御議論ヲ以テ、甘シテ此制限選舉ヲ維持サレタル總理大臣、及ビ之ヲ助クル所ノ與黨諸君ガ、歐羅巴其他ノ諸國ニ於テノ普通選舉ヲ民衆ガ獲得シタルコト云フ、彼ノ恐ルベキ所ノ歴史ヲ繰返ス時ニ至ラザレバ、普通選舉ヲ與フル所ノ必要ハ來ラ

ズ、國民ノ要求未ダシト言ハル、ノデアリマス、(拍手起ル)私ハ雨ノ降ラザルニ隔戸ヲ網縷スル經世家ノ態度ハ、宜シク斯ノ如クナケレバナラスと思フ、此覺悟ヲアレバコソ、明治ノ初年ニ於ケル民權自由ヲ唱ヘタル所ノ志士有志家ト云フモノハ、之ヲ恐レテ彼ノ運動ヲ起シタルデアル、政黨會ノ前身、原君ノ其前ノ民權ノ泰斗タル所ノ人々、彼等ハ其不合理ノ間ニ壓迫セラレ、國民ノ其運動ヲ恐レバ故ニ、早クヨリ國會開設ノ願望書トナリ、民選議院ノ建白書トナリ、太政官ニ於ケル所ノ請願トナテ、ソレガ爲メニ遂ニ憲法政治ヲ開キ、明治大帝ガ所謂古今ヲ變通シテ斷ジテ之ヲ行フト仰セラレテ、茲ニ萬世不磨ノ大典ガ發セラレタルデアリマス、(拍手起ル)私ハ此歴史ニ鑑ミ、此形勢ニ察シマシテ、苟モ國家ヲ愛シ、憲政ニ忠ナラントスル所ノ御考ガアルナラバ、原總理大臣ヲ始め政黨會與黨ノ諸君ハ、願クバ吾ミ少數者ノ意見ナリト雖モ、而モ其背後ニハ國民ノ大多數、言ハント欲シテ言ヒ能ハザル所ノ大多數ノ國民ノ熱烈ナル要求ヲ代表シテ、茲ニ諸君ニ訴フルモノデアルト云フ、此哀情ヲ諸君ハ十分ニ御斟酌ニナテ、潔ク——潔ク非ヲ改メ、君子ノ過ハ蝕スルガ如ク、普通選舉ヲ以テ解散ヲ斷行シタル所ノ其過ヲ改メテ、原君ガ今日ノ新ナルガ如クニ國民モ心ヲ新ニシテ、五大國民ノ一タル資格ヲ自覺シテ、年ノ新ナルコトハ一年ト云ハヌ、半年ト云ハヌ、年ノ新ナルト共ニ心ヲ改メテ、吾ミノ要求、國民ノ要求スル此普通選舉案ニ御賛成御採用アラント希望致シマス

〔ソレハ此方ガ言フコトダイト呼フ者アリ〕

○議長(與黨三郎君) 靜ニ……

○佐々木安五郎君 議長、今發言中デス

○田川大吉郎君 議長、通告シテアル

○議長(與黨三郎君) 田川君何デス

○田川大吉郎君 議事ノ進行ニ關シテ一言申シマス

○議長(與黨三郎君) 御發議ナサイ

○田川大吉郎君 簡單デアリマス、此席カラ發言ヲ許サレンコトヲ望ミマス

〔判ヲ登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(與黨三郎君) 靜ニ……

○田川大吉郎君 憲法第三十九條ニ、兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ、同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得スト明確ニ規定シテアリマス、唯今關和知君ノ辯明シ主張セラレタル所ノ要領ハ、先ニ既ニ否決セラレタル關直彦君ノ普通選舉案ノ辯明ノ趣旨ト、全ク同一デアリマス、同一ノ範圍ニ限ラレテ居ル論辯デアル、故ニ兩論ヲ比較シテ考

（來レバ、本院ハ今一旦否決シタル同一ノ議事ヲ、再議シ
ツ、アル實際ノ狀態ニテ居リマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜肅ニ――

事ヲ申サレカモ知レマセヌケドモ、憲法ガ許サヌ事ヲ提
出シ、更ニ決テ採ルト云フコトハ、許サルベキ事デナイト思ヒ
マス、假令是ハドレタケノ多數デアラウトモ、實際ニ於テ憲
法違反、議長ノ此問題ノ取扱ガ、絕對ニ間違テ居ルコトヲ
確信致シマスルガ故ニ、御改メアラント希望致シマス、
此儘ニ進行スルナラバ、本員ハ遺憾ナガラ憲法違反ノ議事
ニ参加スルコトガ出来マセヌ、故ニ此事ヲ豫メ御斷リ致シテ
置キマス

○議長（奥繁三郎君） 實質ノ上ニ於テ相違ノ點ガアリマ
スルカラ、議長ノ意見トシテ討論ニ移リマス、採決ノ方法ハ
採決ノ際ニ諮リマス

○尾崎行雄君 既ニ終結セラレタル事ヲ、更ニ討論ニ付ス
ルト云フコトデアリマスガ

○議長（奥繁三郎君） ソレハ違フ點ヲヤリマス、討論ハ同
一ノ討論ヲサレマシテモ、敢テ干渉致シマセヌ

○尾崎行雄君 既ニ終結セラレタル問題デアリマス、故ニ同
ジ事ヲ再ビ討論ニ付スルコトデアリナラバ、本員ハ斷ジテ憲
法違反ト信ズル、若シサウデナクシテ、獨立ノ生許トカ、年齡
ノ制限トカ、特別ノ事ヲ討論ニ付スルト云フコトデアリナラ
バ、許サレカモ知レマセヌガ、ソレハ二次會ノ問題デ、此所
デ許サルベキ性質ノモノデナイト思ヒマス

○議長（奥繁三郎君） 唯今問題ニ供シテ居リマスノハ、
發議サレタル案ヲ問題ニ供シテ居リマス

○尾崎行雄君 ソレハ何デアリマス、納稅資格撤廢、所謂
普通選舉ト云フ議題デアリマセヌカ

○議長（奥繁三郎君） サウ云フ問題モ含ンデ居リマス
ト云フコトノ、討論既ニ終結シテ、決議ハ既ニ否決ニナッテ居
リマス

○議長（奥繁三郎君） ソレハ議論デス、納稅資格撤廢ト
云フノハ結果デアリマス、其如何ナル條件ニ於テ改正スルト
云フノガ實質デス、ソレハ確ニ違テ居リマスカラ、斯様ニ扱ヒ
マシタ

○尾崎行雄君 議長ノ宣告ハ、確ニ間違テ居ルコトヲ宣
言致シマス

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○上島益三郎君 議長ノ宣告ハ、確ニ間違テ居ルコトヲ宣
言致シマス

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ―― 關和知君ニ對シマシテ、
質疑ノ通告ガアリマス、上島益三郎君

シテ此擴張ヲ、憲政會諸君ノ御提出ニナリマシタ方法ニ依
テ實現スルト云フ事ニモ、私ハ賛成デアリマス、是ト同時ニ私
ノ信ズル所ニ依リマスルト、現行ノ選舉制度ノ最大ノ缺點
ト申スモノハ、候補者タル者ニ多大ノ運動費ヲ要求スルト
云フコトガ、是ガ現行選舉法ノ最モ甚シキ缺點デアルト私
ハ考ヘマス

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

○議長（奥繁三郎君） 靜ニ――

入ル、吾々ハ斯ノ如キ流言ヲ決シテ信ジナイ、風評ハ信ジナイ、併ナガラ世人ハ何等ノ根據ナクシテ、直チニ斯様ナ流言、斯様ナ風説ヲ信ズルノデアリマス、斯ノ如キ今日ノ狀況ニ放任スルト云フコトハ、要スルニ政黨ノ信用ヲ増進スル所ヲ以テナイト思フ、現ニ彼ノ滿鐵事件ノ如キニ於キマシテモ、人々一タビ之ヲ口ニスレバ、天下其事實ノ有無ヲ究メズシテ、之ニ響應スルノデアル、吾々ハ假令如何ナル小サイ事デモ、證據ナクシテ事實ヲ認定スルコトヲシナイガ、悲シイ哉世人ハ常ニ邪推ヲ以テ見、常ニ臆測ヲ以テ迎ヘルモノデアアルカラ、斯様ナ事ガ出來タナラバ、證據ニハ頓若セズ、直チニ斯ノ如キ事實アリト云フコトヲ認定スル、凡ソ此選舉界ニ多額ノ運動費ガ要リ、而シテ政黨ガ之ニ對シテ多大ノ資金ヲ要スルト云フコトハ、是ハ爭フベカラザル事實デアアル、然ラバ此資金ト云フモノハ、天ヨリ降ルニ非ズ地ヨリ湧クルニ非ズ、何トカシテ或ル手段ヲ講ジテ之ヲ調ベナケレバナラヌ、故ニ私ノ考フル所ニ依レバ、選舉權ノ擴張ト同時ニ、此實際ノ選舉制度ト云フモノヲ根本カラ革新シテ、候補者ニ多大ノ運動費ヲ要求シナイ、隨テ政黨ハ黨員ニ補助スル必要ハ無イ、斯ノ如キ所ニ制度ヲ確立シ、此弊害ヲ根本カラ除去スルト云フコトハ、政黨ノ信用ヲ増進スル所以デアリ、而シテ政黨ノ信用ヲ増スト云フコトハ、政治ニ對スル國民ノ信賴ヲ繋グ所以デアリマス、斯ノ如キ次第デアリマスカラ、私ノ考フル所ニ依レバ、此選舉權ノ擴張ト、選舉制度ヲ實際ニ革新スル所ノ選舉制度ノ改革ハ、相待テ離レベカラザルモノト考ヘル、此好機會ニ於テ、憲政會諸君ニ於テ此ニツノモノヲ併セテ行ハレタナラバ、私ハ今日以後ニ於テ、政治界ノ面目ヲ一新シ、選舉界ノ面目ヲ一新シ、國民ノ政黨並ニ政治ニ對スル信賴ノ念ハ、愈々厚キヲ加フルモノト考ヘルノデアリマス、故ニ私ハ憲政會ノ提出者諸君ニ御尋シタイ、ソレハ第一ニ提出者諸君ハ、選舉權擴張ノ必要ト同時ニ、選舉界ノ革新ノ必要ヲ感ゼラル、トスレバ、諸君ノ茲ニ提出シタ案ニ就テ、委員會或ハ第二讀會ニ於テ、適當ナル手續ヲ以テ、此目的ニ副フベク補充修正スルト云フコトニ、御同意デアアルヤ否ヤヲ御尋致シタイノデアル、諸君、此選舉界ノ廓清ト云フコトハ、固ヨリ選舉關係者ノ自制心ニ待タナケレバナラヌ問題デアリマスガ、併ナガラ自制心ハ頼ムニ足ラズスレバ、法ノ威力ヲ藉リ來テ之ヲ匡正スルコトハ、勢イ免レザル所デアアル、法ノ威力ハ十二分ニ之ヲ匡正シテ、餘リアルコト、考ヘテ居ルノデアリマス、故ニ此一點ニ於テ、憲政會ノ提案者ニ御明答ヲ得タイト考ヘマシテ、御清聴ヲ煩シタ次第デアリマス

○議長(奥繁三郎君) 關君

○關和知君 簡單デアリマスカラ、此席デ答辯ノ御許シヲ願ヒマス、唯今上島君ノ御質問ニナリマシタ選舉法ノ改正ト

同時ニ、選舉界ノ廓清ニ就テ考ガアルカト云フ御尋デアリマシタガ、如何ニモ御同感デ、選舉法ノ改正ト同時ニ、選舉界ノ廓清ハ私共必要ト考ヘテ居リマス、第二ノ御尋ニ就キマシテ、本案ノ審議ガ進ミマシテ二讀會ニ移リマシタ場合ニハ、御互ニ研究調査ヲ致シテ、然レバト選舉法ノ改正ト同時ニ、選舉界廓清ノ目的ヲ達シタイト本員モ考ヘテ居リマス

○議長(奥繁三郎君) 佐々木君ハ關君ニ對シテ質疑ガアルト云フコトデアリマス——佐々木君

(佐々木安五郎君登壇)

○佐々木安五郎君 議案第八號ニ就テ、關君ハ唯今憲政會側ノ意見ヲ代表シテ演說サレマシタ、其御演說ノ中ニ、議案第七號ヲ稱シテ國民黨案ト云フコトヲ屢言ハレマシタガ、アレハ國民黨案デアリマス、普選同盟案デアリマス、國民黨ガ出シタダケノモノデアハナイ、普選同盟ガ出來テ、若シ其同盟ガ破レズンバ、其處ニゴザル島田君モ、武富君モ、尾崎君モ、其同盟案ニ署名サレル筈デアッタ、ソレガ破レタト云フコトハ、非常ニ残念ニ思ヒマスガ、唯今尾崎君ハ同一ノ議案ヲ同一ノ議會ニ出スコトハナラヌト言ハレマシタガ同一ノ議案デアリマス、同一ノ議案ナランコトヲ希望シタケレドモ、憲政會ノ方カラ御破リニナッテ、同一ノ案デナクナッテシマッタ、私ハ斯ウ思フ、此普通案ノ審議ニ就テハ、敵ノ強キニ非ズ味方ノ弱キナリト、唯今普選案ニ就テ、總理大臣ガ御演說ヲ爲サレマシタ、一國ノ宰相デアアルカラ、堂々タル意見デアラウト思ウテ聽イテ居リマス、何ゾ計ラン頗ル取ルニモ足ラザル幼稚ナル議論デス、第一何ト云ハレマシタカ、普通選舉ト云フ以上ハ、年齡ニ差別デモ置カナケレバ免モ角モ、年齡ニ差別ヲ置ケバ、普通選舉デアハナイト云フ語氣ガアリマシタ、物ハ程度ノ問題デ、差別ヲ置クト云フコトガ必要ナノデアル(穿達ヘテハ困ル)ト呼フ者アリ)普通ト云フコトハ讀ンデ字ノ如ク、普通ノ常識デ、普通ノ一人前ト見ラレル人ニ普通選舉權ヲ與ヘテヤ、吳レ、年齡ニ制限ヲ置カズニ、赤兒ニマデモ選舉ノ權利ヲ與ヘバ、普通選舉デアハナイト云フ議論ハ、一體何處カラ出ルカ、マルデ問題ニナラヌデアハナイカ(拍手起ル)ソレカラ其次ニハ女子ニ權利ヲ與ヘヌカラ普通選舉デアハナイト云フ、女子ニ、與フベカラズト云フ明文ハ、吾々ノ議案ニ書イテアリマセヌ、是ハ順序ノ問題デアリマス、順序ノ問題デ、豫算ニ追加ガ許サレバ、法律ニ追加ガ許サレバ、如ク、時機ガ來テ必要ナラバ、追加シテ一向差支ナイ、日本ノ國體ト云フモノハ男子ガ先キニ進ンデ、ソレカラ女子ニナル、是ハ一國ノ原史ヲ書イタ所ノ古事記ヲ御讀ミナス、タラ、能ク判ル話デアアル、總理大臣ハ一國ノ大本ノ御本位ハ讀ンデ居ラレト思ヒマス、伊勢諾伊勢册尊ガ相會シタ時、伊勢諾尊ガ先キニ物ヲ言ハレタ爲メニ、姪子命ガ生レタ、女先ツ物ヲ言フハ不祥ナリト云フコトガア

ル、女ニ先キニ物ヲ言ハセルト云フコトハ不祥デアルト云フコトハ、古事記以來ノ是ハ日本ノ憲法デアアル(笑聲起ル)ダカラ先ツ男子カラ先キニ言フコトハ何ガ惡イ、而シテ女ニヤラヌト云フコトハ書イテナイ、女ニモヤル、ソレガ唯今書イテナイカラ、連モ吾々ノ普通選舉論者ト云フモノハ、女ニ選舉權ヲ與フベカラズト言ウタガ如ク詭辯ヲ弄サレル、是ハ詭辯デアアル、是モマルデ取ルニ足ラヌ議論デアアル、ソレカラ一決メタ事ヲ、今直チニ變レト云フコトハ出來ナイト云フ、斯ウ云フコトヲ仰シヤ、タケレドモ、惡イト云フコトガ判タラ止メタラ宜イデアハナイカ、孟子ト云フ(質問デアハナイ、討論ダト呼フ者アリ)是ヨリ質問ニ入ル、是ハ順序デス、(笑聲起ル)孟子ト云フ書物ニ、人アリ鶏ヲ摸ム者ガアツ、止メタラドウカ、明日カラ摸ムコトヲ止メルト言ウタ、惡イト知ラ今止メタラドウカト云フハ、政治ノ施設ガ時々刻々變ルト云フコトハ、其時場合ニ依ルダラウ、西伯利政策ノ如キハ、一年ノ中ニ何回變テタカ分ラナイ、昇格問題ノ如キハ、場合ニ依テハ變ヘルト云フコトガ活キタ政治ノ所以デアルト私ハ思フ、釘付ニサレタヤウニ變ヘラレナイト云フコトガ何處ニアルカ、此議論モ物ニナラヌ、故ニ私共ガ若シ憲政會ト國民黨ト無所屬ト聯合シテ、大ナル勢力ヲ作テ之ヲ此議場ニ打テ一丸ト爲シタモノヲ署名シテ、而シテ六千万人ノ共鳴ヲ求メタナラバ、此敵ハ餘リ難イムヅカシイ強イ敵デハナイケレドモ、殘念ナ事ハ憲政會ノ方ハ、門ヲ閉ヂテ人ニ來レト命ズルト云フヤウナコトヲシタ、ソレハ一體ドウ云フ事デアルカ、此ニ至ッテ初メテ質問ニ入ル(笑聲起リ)十分ヤリ給ヘト呼フ者アリ)唯今關君ハ議案第八號ヲ稱シテ、憲政會ノ案ト云ハレマシタガ、此議案ハ果シテ憲政會全會一致ノ案デアリマスカドウデアリマスカ、(謹聽)ト呼フ者アリ)若シ憲政會全會一致ノ案デアリマスナラバ、何故ニ全部ノ署名ガアリマセヌカ、(ソコダ)ト呼フ者アリ)署名シタ者ハ僅カ二十五名トカト云フコトヲ問イテ居リマス、或ハ便宜ニ依ッテ省略シタト云フコトデアリマスレバ、省略サレル人ハ、悉ク此議案ニ反對デアリマセヌカドウデスカ、問ク所ニ依レバ、尾崎君モ、田川君モ、其他七名許リノ健全分子ハ、(獨立ノ生計)ト云フ事ニ向ッテ、異論ガアルト云フコトデアリマシタ(拍手起ル)旨イニ、謹聽ト呼フ者アリ)若シ此七名ノ健全分子ヲ除イテ、而シテ之ヲ通スト云フコトニナリマスルト、平生言ウテゴザル黨議尊重ノ事ハドウナリマツタカ(拍手起ル)黨議尊重其モノヲ破ッテ、而シテソレデモ其黨ニ居ラセ、居ル、之ヲ糊塗彌縫スル爲メニ二十五名ノ署名ダケデ止メテ、其他ノ名ヲ省イタト云フコトデアリマセウカ、ドウデアリマスカ(拍手起ル)是ハ黨人ノ(ノウ)ト呼フ者アリ(ノウ)ト云フコトハ能辯ノ(ノウ)ト云フコトデアアル、

黨人ノ尾崎君及田川君カラモ後ニ承リタイ...

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——定刻ニ近ジキマシタガ時

間ハ延シマス

リ、拍手起ル)無論最初ノ間ハ國民黨モ除名ヲ出シ、憲政

會モ出シタ、是ハ原サンカラ言ハレテモ仕方ガナイ、威張リ

得ルノハ六人組ノ私ガ一人ダ(拍手起ル)ケレドモ國民黨ハ

非ヲ改メテ、今日ハ吾々ノ普選同盟ガ事實出来テ居ル、過

ヲ改ムルハ君子ナリ、吾々ハ國民黨ト手ヲ携ヘテ行クコトヲ

非常ニ喜ブ、憲政會ハドウデアリマス、殆ド自分ノ拵ヘタ

モノヲ、中デ統一ガ取レナイト云フヤウナモノヲ出シテ、ソレニ

天下ニ向テ尾イテ来イト言テモ、誰ガ尾イテ来ルカ、(拍

手起ル)ソレカラ更ニ承リタイ——更ニ承リタイノハ、吾々ノ

案ノ中ニハ、憲政會ノ中ノ永井柳太郎君ノ説ヲ容レテ、其

案ヲ拵ヘタモノモアル、永井柳太郎君ノ彼時ノ態度ハドウ

デアリマス、必ズ賛成ヲスル、脱黨シテモ賛成ヲスル、愈

ノ場合ニナルト提出者ニモナレナイ、賛成者ニモナレナイ、斯

ウ云フコトヲ言ハレテハ、政治道徳ノ上トシテ吾々ドウデア

ルカ、一言辯明ヲ求メタイ(ソレハ誰ニ質問ダ)ト呼フ者アリ

是ハ關君ニ辯明ヲ求メル——先ヅ關君ニ求メル黨内ニ斯

様ナ者ガアテ、此案ハドウ云フ態度ヲ執ルカ、關君ニ辯明

ヲ求メル、(議長注意ヲシ給ヘト呼フ者アリ)若シ——今度

ノ案ニ、吾々ノ人数ガ多イカラ提出スルコトガ出来、タケレド

モ、第四十一議會ノ松島學君ノ當時ノヤウニ、永井君一人

逃ゲタト云フコトナレバ出ラヌト云フコトニナル、若シ永

井君ノ口調ヲ結リテ西ニ、レニ「アリ、東ニ原君アリト云フ

コトハ、四十一議會ニ松島學君アリ、四十四議會ニ永井柳

感ジマセヌ

○佐々木安五郎君 議長

○議長(奥繁三郎君) 佐々木君、何デスカ

○佐々木安五郎君 田川君及尾崎君ニハ、一身上ニ關ス

ル事デアリマス、此際説明ヲ希望シマス

○議長(奥繁三郎君) ソレハ要求スル手續ハアリマセヌ

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——

○田川大吉郎君 議長

○議長(奥繁三郎君) 田川君、何デスカ

○田川大吉郎君 唯今、佐々木君ノ質疑ニ對シテ説明

ヲ致シマス

○議長(奥繁三郎君) 貴方ノ一身上ノ事ニ就テ、自ラ辯

解スルデアリマス

○田川大吉郎君 唯今ノ御質問ニ對シテ——

○議長(奥繁三郎君) 其手續ハアリマセヌ、田川君自ラ

辯明ナサルナラバ許シマスサウデナレバ許シマセヌ、

○議長(奥繁三郎君) 静ニ——

○田川大吉郎君 自ラ辯明ナサルノデスカ

○田川大吉郎君 辯明シマス(登壇々々)ト呼フ者アリ

○田川大吉郎君 唯今佐々木君ヨリ、憲政會ノ提案セル

普選案ニ關シテ、私共 執レリ態度如何ト云フコトニ關シ

テ御質問ヲ受ケマシタ、ソレニ關シテ(謹聴々々)ト呼フ者

アリ(簡單ニ私共ノ立場、所信ヲ明言致シテ置キマス、(謹聴

(二七)

ニ於ケル普通選舉案ハ此議會ヲ通過シテアル、私ハ當時政友會ノ諸君ト共ニ、此案ヲ此議場ニ提案シタル一人デアル、私ハ憲政會ガ他日完全ナル普通選舉ヲ提案セラルノ日ノ來ランコトヲ待テマスル同時ニ、政友會ノ諸君ガ亦初心ニ復シテ一日モ早く普通選舉ヲ提出セラル、日ノアランコトヲ希望スルデアリマス（拍手起リ「ヒヤ」ト呼フ者アリ）

○永井柳太郎君 議長

○議長（與繁三郎君） 永井君、何デス

（「登壇々々」ト呼フ者アリ）

○議長（與繁三郎君） 靜カニ 諸君ガ登壇ヲ許サル、ノデナイ 永井君、何デスカ

○永井柳太郎君 唯今佐々木君カラ、私ノ一身上ニ關スル御言葉ガアリマシタカラ、ソレニ對シテ田川君ト同様ノ位置ニ於テ辯明スルノ機會ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長（與繁三郎君） 貴方ノ一身上ニ就テ辯明ナラバ此際許シマス、佐々木君ノ要求若クハ質問ニ對シテナラバ、惡例ニナリマスカラ許シマセヌ

○永井柳太郎君 辯明ノ機會ヲ與ヘテ戴キタイ（「登壇登壇」ト呼フ者アリ、拍手起リ）

（永井柳太郎君登壇）

○永井柳太郎君 唯今佐々木君ノ御演説カラ、幸ニシテ私ノ一身上ニ關スル誤解ヲ解クノ機會ヲ得マシタルコトヲ幸ト存ジマス、昨年普通選舉同盟ガ議會ニ提出スベキ普通選舉法案ヲ議シマシタ時ニ、私モ招カレテ其會議ニ列席致シマシタノデアリマスルガ、私ハ當時在野ノ各政黨ガ、眞ニ一身體トナッテ普通選舉ノ爲メニ戰フ能ハザル狀態ニ在リタコトヲ、頗ル遺憾トシテ居タルデアリマス、併シ既ニ在野ノ各政黨ガ、同一ノ歩調ヲ執ルコトガ不可能ニナリタ以上ハ、普通選舉同盟ニ殘テ居ラル、所ノ諸君ハ、頻リニ進歩主義ノ思想ヲ鼓吹シ普通選舉ニ對シテハ、出來得ルダケ理想ニ近イモノヲ出シタ、ドウセ個々別々ニナッテ、別々ノ普通選舉ヲ出サナケレバナラナイナラバ、サウシテソレガ何レモ議會ニ於テ敗北スベキ運命ヲ持テ居ルノナラバ、願クハ眞ニ普通選舉ノ理想案ト稱スベキモノヲ提出シテ、内ニ於テハ國民ニ眞ノ普通選舉ノ目標ヲ明ニシ、又外國ニ對シテハ我が日本ニモ斯ノ如ク進歩的ノ議案ヲ提出シタル者ガアルト云フコトヲ示シタイト存ジマシテ、諸君ガ果シテ普通選舉ノ理想案ヲ提出スル御考ガアルナラバ、私共モ諸君ノ驥尾ニ附シタイト云フコトヲ申シタニ相違アリマセヌ、ソコデ私ハ普通選舉ノ理想案ハ二十歳以上ノ男女ニ普通選舉權ヲ與ヘラレナケレバ、理想案トハ言ハレナイ、二十歳以上ノ男女ニ選舉權ヲ與ヘラレト云フコトガ普通選舉アルカラ、ソレニ諸君ノ御同意ヲ得ラレナイカト云フコトヲ諸君ノデアリマス、其時ニ二十歳以上

ノ男子ニ對シテ普通選舉權ヲ與ヘラレト云フコトハ同意デア

ルガ、女子ニ對シテハ一考ヲ煩ス必要ガアル、併ナガラ免ニ

角明日普通選舉ノ男子ニ對スル部分ダケヲ提出スルコト

ニ同意シテ呉レバ、女子ニ對スル部分ハ後ニ吾等ガ一同

記名調印スルコトヲ御請テアタノデス、ソレデ私ハ事實上

ニ於キマシテ、私ノ所謂普通選舉ノ理想案ヲ諸君ガ採用シテ下

サタコトヲ非常ニ感謝致シマシテ、然ラバ諸君ノ驥尾ニ附

シテ遺憾ナガラ憲政會ノ方ニ對シテハ除外例ヲ求メ、除外

例ヲ求メテ聽カレザレバ進退ヲ決シテモ、普通選舉同盟ノ諸君

ニ追隨スベキモノデアリト考ヘタノデアリマス、併ナガラ私共、考ヘテ見マスルニ（笑聲起リ）全體二十歳以上ノ男子ニ對シテハ、今此處デ總テ記名調印ハスルケレドモ、女子ニ對スル部分ハ後ニハ全部記名調印ハスルガ、此處デ記名調印スル約束ハ出來ヌト言ハル、コトガ、實ニ不可解デアッタノデアリマス、眞ニ普通選舉ノ理想案ニ共鳴セラル、ナラバ、私ノ原案ニハ二十歳以上ノ男女ト云フコトガ書イテアッタノデアリマスカラ、ソレヲ其儘ニ承認シテ下サルコトガ出來ナケレバナラヌ答デアリニ拘ラズ、女子ノ方ダケハ後ニナレバ記名調印ハ出來ルガ、現在ハ出來ナイト云フコトハ不徹底デアルト考ヘマシテ、其事ガ自分ニ明白ニナリマスルト同時ニ、數時間ヲ出デズシテ、電話ヲ以テ普通選舉同盟ノ代表者ト認ムル方ニ

ニ私ノ意見ヲ通告致シタデアリマス、ソレデアリマスカラ私ハ決シテ普通選舉問題ニ對シテハ、何等ノ變説ヲモ致シテ居リマセヌガ、唯タ私が考慮ヲシタト云フコトダケハ、之ヲ正直ニ申上デ置キマス、全體人間ハ思違フスルト云フコトハアルモノデ、ソレガ何ノ不思議デアルカ、全體佐々木君自ラデモ會テ「シーメンズ」事件ノ起リマシタ時ニ、佐々木君ガ海軍攻撃ヲ中途デ廢サレテ、ソレガ爲メニ天下ノ誤解ヲ蒙ッテ居ラレタコトハ、實ニ御氣ノ毒ダト思フデ居ル、是ハ佐々木君ノ思違デアル、人間ノ思違デアルト云フガ如キ事ハ、誤レルノ甚ト云フガ如キ言葉ガ非難スルト云フガ如キ事ハ、誤レルノ甚シキモノデアッテ、（拍手起リ）私ハ納稅資格主義ニ對スル所ノ戰ニ於キマシテハ、此處ニ居ラル、如何ナル人モニモ、人後ニ落テナイト云フ熱心ヲ持テ居ルノデアル（拍手起リ）、「間違テ居ル」ト呼フ者アリ 唯タ普通選舉同盟ノ理想案ガ提出セラレマセヌ以上ハ、普通選舉同盟ノ案ハ、確ニ憲政會ノ案ヨリハ稍、進歩的ノモノデアルト云フコトハ、十分ハ承認メマスケレドモ、普通選舉ノ理想案ヲ申セバ、是レ共ニ五十歩百歩ノ議論デアル、其五十歩百歩ノ妥協案デアルト致シマスレバ、何等ソレガ爲メニ私ハ外交上、財政上、或ハ（虚吐クナ）ト呼フ者アリ）生活問題上ニ於キマシテ、私ト思想及主義ヲ同ジウシ、私ノ政治上ノ先輩又ハ友人トシテ居ル人ノ人ノ居ル憲政會ヲ棄テ、特ニ諸君ニ追從スルノ必要ヲ認メナイ（拍手起リ「ヒヤ」ト呼フ者アリ）ソレガ爲メニ私ハ

憲政會案ニ附屬スルト云フコトガ當然ト認メマシテ、諸君ニ對スル通告ヲ取消ヲ致シタ譯デアリマス（モウソレ位デ措ケ下呼フ者アリ）諸君ニ對シテ若シ誤解ヲ解クコトガ出來レバ非常ニ幸福デアル、又納稅資格主義ヲ破ッテ普通選舉ノ大義ヲ日本ニ行フト云フコトノ意氣ニ致シテハ諸君ノ如何ナル方ニモ、斷ジテ劣ル者デナイト云フコトヲ斷言スル者デアリマス

（「佐々木君辯明シロ」シーメンズ」事件ノ辯明ヲシロ」ト呼フ者アリ）

○議長（與繁三郎君） 靜ニ...

○佐々木安五郎君 議長

○議長（與繁三郎君） 佐々木君、何デス

○佐々木安五郎君 一身上ノ...

○議長（與繁三郎君） 貴方ハ永井君ノ演説中、自分ノ一身上ニ關スル事ニ就テ辯明シタイト云フノデアリマスカ

○佐々木安五郎君 左様

○議長（與繁三郎君） 許シマス

（佐々木安五郎君登壇、拍手起リ）

○佐々木安五郎君 唯今永井君カラ「シーメンズ」事件ノ時ニ、中途デ攻撃ヲ止メタト云フコトヲ言ハレタ、斷ジテ止メテ居リマセヌ、調ベテ御覽ナサイ、其時ノ新聞ヲ一々御調ニナレバ、日記ヨリ詳シク書イテアル、斯ノ如キ事ヲ以テ自分ノ虚偽ヲ吐イタコトヲ掩ハウトスル——ドウデス、虚偽ノ上塗ヲスル爲メニ、人ノ名譽ヲ傷ケヤウト企ランダケレドモ、而モ懲罰ガ恐ロシイカラ——佐々木君ハ誤解ヲ受ケラレタト云フヤウナコトヲ言ハズ、何故堂々ト「シーメンズ」事件ヲ途中デ止メタト言ハヌカ、マルデ恐ルモノ物ヲ言ウテモ、何ニモナルモノデヤナイ、若シモ本當ノ證據ガアッテ議論ヲスルト云フナラバ、法廷デモ何處ヘデモ出テ議論ヲシテ宜シイ、（政友會萬歳）ト呼フ者アリ）私ガ一ツ念ヲ押シテ置キタイノハ、取消スルノ付イテ居ル永井君ハ、今此處デ言ウタ言葉モ、亦取消シハセヌカト云フコトヲ一言シテ置ク

○議長（與繁三郎君） 議論ニ入りマシマス、中西六三郎君

（中西六三郎君登壇、拍手起リ）

○中西六三郎君 段々賑カ質問應答ガ行ハレマシタノデゴザイマスルガ、何時マデモ賑カハ納リマセヌ、私ハ閣和知君ニ依ッテ述ベラレマシタル本案提出ノ理由ヲ拜聴致シマシタカラ、之ニ對シテ反對スル理由ヲ極メテ簡單ニ申述ベテ置キタイト考ヘテ居リマス、但シ閣和知君ノ御演説ヲ拜聴致シテ居リマシテ、私ノ大體ヲ通ジテ遺憾ニ感ジマシタノハ、選舉法ノ改正ノ如キハ現在及將來ニ互ニ長ク我が政治界ヲ支配スル重大ナル立法デゴザイマスガ故ニ、唯タ單ニ當面ノ内閣若クハ當面ノ大臣ノ事ニ就テ、此案ノ理否ガ定マルモノデハナイデアリマス、然レニ閣和知君ノ御演説ノ其

多クノ部分ガ、原首相ニ對スル攻撃不平デアット云フコトハ、偶々以テ此案ニ對スル提議者ノ眞實味ノ薄キコトヲコソ見レ、眞面目ナル意見ニ於テハ甚ダ薄カクコトヲ遺憾トスルモノデアリマス(拍手起ル)更ニ又閣下ノ極メテ輕易ニ此案ト前案所謂國民黨案ト唱ヘルモノト、根本ニ於テハ同ジモノデアルト云フコトヲ一口述ベラレタリデアリマス、サリナガラ形ニ於テハ或ハ演説ノ趣旨ニ於テハ、洵ニ同ジモノカノ如ク聞エテ居リマス、實ニ於テハ此案ト別案トハ全ク違フノデアリマス、此案ハ現ニ獨立ノ生計ト云フコトガ認メラレテ居ルニ元來國民黨案ナルモノハ選舉權ノ基礎ヲ財產ニ置カナイト云フ、憲政會モ會テハ斯カル意見ヲ述ベラレタリ方ガアリマシタ、然レドモ獨立ノ生計ト云フモノアル以上ハ、矢張基礎ヲ財產ニ置イテ居ルト云フコトヲ否定スル譯ニハイカヌ(ノウ)「ト呼フ者アリ」諸君ハ「ノウ」ト言ハル、ナラバ、諸君ノ謂フ財產ハ何ヲ指スノデアルカ、固有ノ財產、特定ノ所有財產ヲ指シテ財產ト云フ、其勤勞ニ於テ得ル所ノ收入ヲ財產ト云ハスト云フノデアルナラバ、現在ノ法律ニ於テモ特定若クハ特有ノ財產ヲ必要トセズ、家ニ億石ノ儲ヘ無キ者ト雖モ、其勤勞ノ所得ニ於テ所得稅ヲ納ムレバ權利ガアルコトニナテ居ルカラ、此レト彼レト何處ニ相違ガアル(ノウ)「ト呼フ者アリ、拍手起ル」故ニ假令言葉ハ如何ヤウニ使ハレ、形ハ如何ヤウニ裝ハレテモ、要スルニ此案ハ現行法律ノ如ク、所得若クハ所有財產、是等ノ上ニ於テ尙ホ一種ノ制限ヲ保留サレテ居ル財產制限案デアルト云フコトハ蔽フベカラザルモノデアル(拍手起ル)斯カル案ヲ提出シテ唯今尾崎君等ノ如キ別案ト同ジデアルト云フ誤解ヲ起サル、程、ソレ程此案ヲ以テ財產ヲ基礎ニ置カザルモノデアルト唱ヘラレモ、誠ニ是ガ羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ルト云フモノデアル(拍手起ル)殊ニ又私ガ昨年ノ演説ニ於テ遺憾ニ感ズルノハ、其理由ノ多ク、誠ニ熱心ニ唱ヘラレテ居リマスルケレドモ、概ネ是ハ一兩年ニ於テハ見出スベキ理由デハナイ、承ツタ如キ理由ハ、理論トシテハ古クヨリ唱ヘテ差支ガナイモノデアル、果シテ閣下等ガ、此處デ述ベラレタル如キ理由ヲ、眞ニ其衷心ヨリ懷カレルモノデアルナラバ、何ガ故ニ四十一議會ニ於テ、此論ト裏切タル行動ヲ執ラレタノデアリマス、四十一議會ニ於テハ明カニ諸君ハ二圓三圓ノ差コソアレ、財產ノ制限ヲ維持スルコトガ必要デアルト唱ヘラレテ居タデハナイカ、今日述ベタル理由ハ、誠ニ諸君ガ再ビ速記ニ就テ御覽ナサイ、アノ理由ノ中ニ此四十一議會ニ於テ述ベルコトガ出來ナカッタモノガ、ドレダケアリマス、恐ラハ今日斯ノ如キ論ヲ唱ヘルノハ、最近ノ事情ノ變化デアルト言フデ、之ヲ叫バレルカモ知レヌガ、サレバ諸君ハアノ多クノ理由ハ別ニ四十一議會迄ハ、實際ノ事情ノ上カラ制限選舉ノ必要ヲ感ジタガ、其以後ニ於テ斯クノ理由ガ

ルカラ、變更ヲ加ヘタト云フ論ヲナサナラバ、論ノ可否ハ姑ク指イテ、吾ニハ之ヲ傾聴スルナラドモ、其大部分ガ當然四十一議會ニ於テ言ハレバナラヌコトヲ其時ニ言ハズ、今日俄ニ斯様ナル事ヲ言ハレバ、此提議ノ眞意ヲ吾ニハ疑ハザルヲ得ヌノデアル(拍手起ル)殊ニ私ハ特ニ閣下ニ遺憾ヲ感ズルコトガアル、此處ニ私ハ携ヘ來テ居ル最モ周到ナル選舉ニ關スル意見ヲ公ニセラレタル著述ガアリマス、是ハ昨年大正九年ノ三月發行サレテ居ルモノデアル、誠ニ深切丁寧ナル論ガ書カレマス、殊ニ結論ニ於テ甚ダ深切ナルコトヲ言ハレテ居ル、必シモ尙早論ヲ唱ヘル譯デハナイ併シナガラ同ジク實行スル以上ハ豫メ一般國民ヲシテ其意義ヲ諒解セシメ、之ガ行使運用ノ能力ヲ養ヒ、將來ノ過ヲ抄カラシメントスルハ寔ニ忠實ナル愛國者ノ態度デナケレバナラヌ、眼前ノ時流ニ媚ビテ——眼前ノ時流ニ媚ビテ、徒ラニ黨略政略ノ犧牲ニ供スルガ如キハ斷ジテ與スル能ハサル所デアルト云フコトガ書イテアル、昨年ノ三月ニ於テ公ニセラレタル同君ノ著述ニ於テ、斯クマデニ言ハレテ居ル、其人ノ口カラシテ今日ノ如キ御議論ヲ承タルコトヲ、私ハ意外ニ思フノデアル(黨略政略デハナイト呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 中野君靜ニ……

○中西六三郎君(續) 私ハ我國ノ今日ノ政界ニ於テ、甚ダ遺憾トスルモノ固ヨリ少カラヌノデアリマス、サリナガラ政治家ガ政治上ノ事項ニ就テ、公ニシタル意見ニ對スル責任ノ餘リニ薄弱ナルコトガ、我政界ニ於ケル今日ノ一大通弊デアルト考ヘテ居リマス(文部大臣ハドウダ「ヒヤ」ト呼フ者アリ)斯ノ如キ重大ナル立法、斯ノ如キ國民一般ノ注意ヲ拂フテ居ル立法ニ向テ、明カニ一昨年ニ於テ力ヲ極メテ制限選舉ノ非ナルコトヲ舉黨一致喰止メテ居ラレタル所ノ人ヨリ、而モ又更ニ進シテ著述ヲ以テ其所信ヲ天下ニ明カニシタル人ガ、恬トシテ其前言ヲ顧ミズ、今日此壇上ニ於テ盛ニ己ガ本來ノ所信ヲ示シタリシ如ク、此案ノ趣旨ヲ述ベラルルニ至テハ、其昨今政治上ノ所信ノ變化ノ甚シキニ吾ニハ驚駭セザルヲ得ヌノデアリマス(拍手起ル)同君ハ又幾多ノ議論ヲ述ベラレマシタル末ニ、前議會ニ於テ本員ノ述ベタルコトニ就テ、御批評ニナシテ居リマス、本員ハ前議會ニ於テ歐米各國ニ於テ、普通選舉ヲ實行シタル國ノ多クガ、却テ今日ハ失望ノ様子ニ見エルト云フコトヲ申シタノヲ捉ヘテ非難サレテ居ル、併ナガラ私ハアノ演説ヲナシタルトキニ於テ、爾カク信ジタルノミナガラ、其以後ニ於テ益々其點ニ於テ疑ヲ深クシテ居リマス、此頃世間ニ於テ議會政治ニ嫌ハス議會政治ヲ呪咀シテ、直接行動ニ出デントスルコトノ叫ノ強イノハ何處デアリマス(普通選舉反對ニアラスト呼フ者アリ)最モ早く普通選舉ヲ實行シテ居ル所ノ國デハナイカ、而モ

是等ヲ叫ブ所ノ人ニガ、元ト普通選舉ヲ要求シタル勞働階級デアルト致シマスナラバ、吾ニガ歐米各國ノ實情ヲ模範トスル、若クハ參考トスル場合ニ於テハ、彼ノ國ニ於テ普通選舉ノ要求ヲ爲シタル所ノ人ニガ、此權利ヲ疾クヨリ満足ニ得タル點ニ於テ、其權利ノ行使ヲ爲シタル結果ニ於テ、尙ホ嫌ラズシテ、更ニ進シテ議會ノ政治ヲ否定スルマデノ有様ニナテ居ル斯様ナル實情ヲ吾ニガ見ル以上ハ、今日ニ於テ、サナキダニ諸國共ニ惱ミデ居ル危險ナル思想ガ宣傳サレテ折柄ニ於テ、斯ノ如ク海外ニハ其權利ヲ與ヘテ尙且満足セザル狀態ノ現ハレテ居ル場合、吾ニガ最モ慎重ナル注意ヲ以テ、如何ナル程度ニ於テ、又如何ナル方法ニ於テ、如何ナル機會ニ於テ、更ニ今後ノ權利ヲ擴張ヲナスベキカト云フコトハ、今日最モ慎重ニ最モ緻密ナル考慮ヲ加ヘナケレバナラヌ瞬間デアリマス、斯ル場合ニ方テ外國ガ普通選舉ヲ疾クヨリ行テ居ルト云フガ如キ、其外形ノミヲ捉ヘ來テ、俄ニ現在ノ我國ニ移サント欲スルコトハ、眞ニ我國ノ國家社會ノ實情ヲ解セザル所以ニ於テ、眞實ナラザルモノアリト云フコトハ……(ノウ)「ト呼ヒ又發言スル者アリ」

○議長(奧繁三郎君) 中野君ノ發言ヲ禁止シマス

○中西六三郎君(續) 正ニ閣下ガ昨年著述ヲ以テ天下ニ告ゲラレタルト、吾ニハ全然其所感ヲ一ニスルモノデアリマス、普通選舉ハ現在ノ我國ニ於テ要求スル人々ハ種々ナル階級ノ人ガアリマス、所謂知識階級ノ人ノ多クハ歐米各國ノ學問若クハ歴史ノ上ヨリ研究シテ、此意見ヲ採テ居ラレル人ガ多シト見エケマス、サレド知識階級トハ目サレナイ即チ勞働階級ノ人、若クハ是ト同種類ノ人々、斯ル人々ノ間ニ於キマシテ、目今普通選舉ノ要求ノ聲ノアルト云フコトハ、是ハ實際ノ事實ニ相違ナイ、但シ此人々ガ、其學者若クハ宣傳者ノ宣傳ニミ共鳴サレテ居ルト云ヘバ何ヲカ言ハシ、左ニ非ズシテ現在ノ其人々ノ現實ノ生活狀態、生活境遇ノ上カラ、眞ニ實感的ノ要求トシテ斯ル聲ガ出ルモノデアルト致シマスナラバ、是等ノ人々ニ向テハ吾ニハ最モ深キ顧慮ヲ求メナケレバナラヌノデアリマス、生活ノ幸福、生活狀態ノ安定ト云フ事柄ガ、或一部ノ人ノ言フガ如ク、單ニ選舉權ノ獲得ニ於テハ到達シ得ルト思フナラ、大ナル誤リデアリマス(拍手)其人々ノ幸福ハ一體ノ社會ノ狀態ノ調和ト改善ノ上ニ於テ、漸クニ向上シ及其目的ノ地位ニ到達シ得ルノデアル、唯各般ノ狀態ヲ眼中ニ置カズシテ、一直線ニ選舉權ヲ獲得シ、此權利ノ行使ニ依テ急激ニ現在ノ其人々ノ境遇ノ變化ヲ見ント欲スルナラバ、斯ノ如キハ正當ナル變化ニ非ズシテ、寧ロ破壊ニ終ル(拍手)破壊ハ——破壊ハ何人ノ幸福ヲ生ムモノデアリマセヌ、カルガ故ニ眞ニ——眞實世間ノ人々ガ自己ノ生活ノ實際狀態カラ、實際ノ要求トシテ是等ノ主張ニ共鳴サレルナラバ、願ク

ハ眞ニ其人ノ幸福ハ如何ナル關係ニ於テ生ミ來ルカト云フコトニ向テ、今一段ノ考慮ヲ吾ニハ促シタイト思フ(拍手)サウシテ吾ニハ眞實吾ニハ誠意ヲ以テ此人ニ訴ヘタナラバ、必ズヤ世間ノ此人ハ吾等ガ日々苦慮スル所以ノモノニ向テ、深キ諒解ガアラハナラヌト信ズルノデアリマス(拍手)論者ノ中ニハ關君モ同様ニ言ハレマスシタガ、漸クニ此頃ハ思想ガ動搖ヲ致シテ居ル、斯ノ如キ要求ヲ強テ抑壓致シテ置ケバ、是ガ惡化シテ偶、危險思想ニナルト云フコトヲ唱ヘラレマスルガ、私ハ此論ニ向テハ——其論其モノノ向テ極メテ危險ナル意見ト思フ居ルノデアリマス(拍手)如何ニモ此頃ハ外來思潮ニ打タレ、其外各種ノ事情ノ下カラ、世間ニ或種ノ不平ノアルコトハ吾ニ之ヲ知ル、然レドモ吾ニ恐レルノモノハ其生活狀態ノ實際ヨリ生ジタル世間ノ不平ニ非ズシテ、實際ノ要求カラ發生セズ、徒ラニ海外ノ事情ニ倣ハントスルガ爲メニ、現實ノ我國ノ實相ヨリ懸離レタル空想ヲ抱イテ、漫ニ世間ノ實際ニ生活スル人ニ向テ、不用意ナル宣傳ヲ爲スト云フコトヲ吾ニハ危險ニ思フ(拍手)吾ニハ吾ニノ尊敬スル勞働者ノ其人ノガ、自覺的ニ發生スル要求ニハ何等ノ危險ヲ感ジマセヌ、却テ是等ノ人ニ危險思想ヲ誤解若クハ直覺的ニ抱カシムル虞アル危險ナル宣傳ヲ爲ス其宣傳ヲスル者ニ向テ(ノウ)「誰ガサウ云フ宣傳ヲシタ」ヒヤ」ト呼フ者アリ、拍手起ル)

○議長(與繁三郎君) 靜ニ

○中西六三郎君(續) 勿論ソレガ故ニ政府ニ於テモ今日是等ノ宣傳ニ向テハ相當ノ取締ヲシテ居ラレマセウ、時トシテハ諸君ノ御議論ノ中ニ、言論若クハ文章ノ自由ヲ拘束スル事ヲ罵ラレル事ヲ耳ニ致シマス、固ヨリ無用ニ言論出版ヲ拘束スルコトノ非ナルハ今日言フマデモナシ、併ナガラ今日ノ如キ場合ニ於テ——今日ノ如キ場合ニ當リマシテ……(此時發言者アリ)

○議長(與繁三郎君) 田淵君ニ注意シマス

○中西六三郎君(續) 其危險ナル宣傳ヲ爲ス虞アリト認メル場合ニ於テ、相當ナル取締ヲ爲スト云フコトハ、國家民衆ノ幸福ヲ支持スル上ニ於テ萬已ムヲ得ザル手段デアラネバナリマセヌ(拍手起ル)獨リ斯ノ如キハ我國ニ於テアルナリデハナシ、動トモスレバ諸君ガ憶懷セラレハ所ノ自由由國ト云フ歐米各國ニ於テサヘ、吾ニノ聞ク所ニ於テハ近來言論及出版ニ向テハ相當ナル取締ヲシテ居ルト承ハル、ヤラネバナラヌ事デアリマス、如何ナル國ト雖モ……(此時發言スル者アリ)

○議長(與繁三郎君) 田淵君再ビ注意シマス

○中西六三郎君(續) 民衆ノ思想ガ或ル種ノ宣傳ノ爲メニ危險化スル虞ノアルト云フコトニ、唯ダ政府ガ漫然手

ヲ懷ニ致シテ居テ、是デ國家民衆ノ幸福ヲ支ヘ得ルモノデハナシカラ、我國バカリデナク、諸國共ニ今日ハ此點ニ向テ、政府及其國ノ識者ハ極メテ苦慮致シテ居ル事ヲ吾ニハ認メマス(拍手起ル)斯ノ如キ時期デゴザイマスルガ故ニ、我國ガ——政府ハ相當ノ取締ヲ爲シ、是等ノ宣傳ノ爲メニ誤デ民衆ノ一部ニ惡性ナル思想ヲ醸成セザランガ爲ニ苦慮スルコトノ淺カラザルヲ吾ニハ諒トスルト共ニ、斯カル機會ニ於テマシテ漫ニ海外諸國ノ思想其モノヲ移シ來テ、直ニ我ガ民衆ニ當テ嵌メ、是等ノ關係ヨリ今直ニ選舉權ノ大擴張ヲ實行セントスルニ至テハ、吾等ハ容易ク同意スルコトハ出來マセヌ、現在我國ニ於テハ——現在我國ニ於テハ此選舉權ヲ將來ニ擴張スルガ爲メニ豫メ準備シ、豫メ同意スベキ多クノ事柄ガアリマス、國家立法ニ於テモ、社會立法ニ於テモ、マダ此權利ノ擴張前ニ於テ必ズ用意セニヤナラヌモノガ多クアリマス、今之ヲ私ガ一々申スマデモアリマセヌ、周到ナル注意ヲ平生加ヘラレテ居ル諸君ハ、早クモ御承知デアリマセウ、現ニ今問題ニナッテ居リマスル陪審制度ノ改正ノ如キハ、斯ノ如キ吾等民衆ガ裁判權ノ上ニ於テ更ニ一個ノ地位ヲ獲得シ、現在ノ裁判ヲ一層民衆化セシメ、一般民衆ガ此裁判ニ向テ直接國民タル義務ヲ觀念ノ思想ガ更ニ進ムト云フコトニナリマスレバ、矢張他ノ政治的ノ一般ノ思想モ、是ト併行シテ進マナケレバナラヌモノデアル、殊ニ又竊ニ植原悦二郎君ハ此演壇ニ於テ我國ノ現在ノ自治制度ハ未ダ完全ナル狀態ニ達シテハ居ラナイ、今日ノ如キ自治制度ニ於テ直ニ選舉權ノ擴張ヲ爲スコトハ不當デアルト云フコトヲ最モ熱心ニ論ジラレマシタ、其當時ニ於テ私ハ寔ニ周到ナル注意デアルト敬服ヲ致シテ居タ、植原君ガ言ハレルガ如ク、我國ノ現在ノ自治制度ニ於テハ、吾ニ遺憾ヲ感ズルコトガ多クアリマス、蓋シ斯ル所以ノモノハ、現在ノ民衆ハ未ダ政治ノ上ニ理解スル其知識ヲ習慣ノ未ダ淺キ所以デアリマス、カレガ故ニ植原君ガ當テ唱ヘラレタ如ク、如何ナル方法ニカ更ニ現在ノ自治制度ノ改善發達ヲ爲シ、有ラユル階級ノ人ガ政治ニ對スル責任ト及權利トノ關係ニ向テ、今一段ノ理解ヲ致シタル場合ニ於テ、即チ衆議院ノ選舉權ニ向テ、モウ一步ヲ進メルト云フコトガ、最モ用意深キ事柄デアリト考ヘマス(拍手)現ニ四十一議會ニ於テ植原君ハ斯ノ如キ理由ニ於テ、普通選舉ニ反對シテ居タ、植原アリマスガ、他ノ理由ハ姑ク措キマシテ、斯樣ナ用意ヲスルコトガ、國家ノ爲メニ必要デアルト云フ御意見ガ、唯ダ半年一年ノ間ニ取消サルベキ筋合ノモノデナイト考ヘマス(拍手)私ハ竊ニ植原君ノ論ゼラレタルコトニ於テ、最モ深く共鳴シタ其頭ガ尙ホ依然トシテ今日ニ存在致シテ居リマス、今日ハ自治制度ノ改善裁判制度ノ改善、其外尙ホ吾ニガ用意スベキ數多ノモノニ向テ、十分ナル準備ヲ整ヘ、國家民衆

ノ爲メニ千萬過チナシト云フコトニ向テ、我ニガ安ジ得ル機會ヲ以テ、此權利ノ擴張ヲ爲スコトコソ、眞ニ國家ノ爲メニ深切ナルモノデアルト確ク信ズルノデアリマス(拍手)最早幾多ノ議論ガ交換サレマシタカラ、私ハ此處ニ多クヲ述ベルコトヲ省略シマシテ、極ク大體ノ上デ此案ニ反對スル概念ヲ述ベマシテ、即決否決ニ贊成スルモノデアリマス(拍手起ル)

○議長(與繁三郎君) 古屋慶隆君

(古屋慶隆君登壇、拍手起ル)

○中野寅吉君 議長、發言禁止ノ範圍ヲ伺ヒマス、ドウデス、此位デ宜イデセウ

○議長(與繁三郎君) イケマセヌ、範圍ハ此討論ノ終ル迄デ宜シイ、特ニ注意致シマスガ、金澤安之助君ハ、餘リ發言ガ多ウゴザイマス、先刻注意致シマシタガ、重ネテ注意ヲ致シマス

○古屋慶隆君 諸君、本員ハ我黨ノ關和知君ニ依テ提出セラレマシタ議案ニ贊成ヲ表スル者デアリマス、唯今中西君ガ關君ノ議論ニ就キマシテ、色々御批評ガアリマシタガ、殊ニ第一ニ關君ハ滔々數千萬言述ベラレタガ、唯タ現内閣ノ批評ヲスルノミデアッテ、何等要領ヲ得ナカッタト云フコトヲ言ハレタデアリマス、私ハ關君ノ言ハレタコトハ、吾ニカラ見ルト能ク要領ヲ得テ居タンデス、併ナガラ中西君ハ提案者タル關君ノ説明ガ要領ヲ得ナカッタト云フコトデアル、マダ要領ヲ御解釋ニナラナカッタト思ヒマスレバ、不肖私カラ更ニ進シテ十二分ニ申上ゲテ見タイト思フデアル、ソレ前ニ中西君ハ憲政會ノ提案ハ、是ハ一種ノ財產制限案デアル、斯ウ云フコトヲ言ハレタガ、吾ニハ決シテサウハ信ジナイ、固ヨリ獨立ノ生計ト云フ文字ハ、是ハ稍抽象的デアッテ判ラナイ、併ナガラ先刻關君モ申シマシタヤウニ、今日ノ文明生活ニ於ケル最小限度ノ生計資料デアル、斯ウ云ウ風ニ或ハ言フカモ知レマセヌ、併ナガラ之ヲ法律的ニ言フナラバ、自己ノ經濟ニ於テ其生計ヲ維持スルノ義デアッテ、決シテ財產制限デアリナイデアル、是ハ一種ノ勤勞デアルト吾ニハ考ヘラ、唯ダ文句ガ抽象的デアルハ申述ベル必要ハ無カラウト思フ、唯ハ法文ノ體裁トシテハ已ムヲ得ナイ、殊ニ今日法ノ解釋ト云フコトニ就キマシテハ、羅馬法——法律家ノ中西君ハ十分御承知ダラウト思ヒマスカラ、殆ド是ハ蛇足デアル、羅馬法時代ノ沿革ニ於キマシテハ、總テ個人本位デアル、隨テ其場合ニハ權利ヲ濫用シタ、併ナガラ今日デハ法ハ所謂社會化シテ來タ、ダカラ權利ト雖モ是ハ決シテ濫用ハ出來ヌ、斯ウ云ウヤウナ風ニ、其時其場合ニ於テ變化スルノデアアル、法文ハ元是レ死文デアル、之ヲ活用スルニハ其當時ノ社會現在ニ依テ、是ガ出來ルノデアリマスカラ、本員ノ信ズル

所デハ、獨立ノ生計ト云フコトハ、法文ノ體裁トシテハ頗ル其當ヲ得テ居ルト本員ハ信じて居ルノデアリマス(拍手)關君ノ論旨ハ中西君ニ徹底シナカッタ言ハレト同時ニ、何カ關君ノ著書ヲ出サレマシテ、何ダカ終リノ頁ノ中ニアル一小部分ヲ讀マレテ、眼前ノ時流ニ媚ビテ、輕率ナコトヲ造ラハケナイ、斯ウ云フコトガ書イテアルト云フ其所謂片言隻句デアル其片言隻句ヲ中西君ハ捉ヘマシテ、關君ガ普通選舉ヲ主張セラルナド、云フコトハ、以テノ外デアルト云フヤウナ風ニ御論斷ニナツヤウニ私ハ拜承シタ、是ハ思ハザルノ甚ダシキモノデアル、不肖私モ關君ノ著書ヲ一度讀シダコトガアル、其著書ノ最後ニ書イテアルコトハ、其當時隨分世間ノ所謂普通運動ト云フヤウナコトニ名ヲ結ビテ、有外世間ノ所謂普通運動ト云フヤウナコトニ名ヲ結ビテ、云フ徒ガ無キニシモ非ズデアルノデアリ、故ニ關君ハサウ云フコトヲ造ラハケナイト云フヤウナ點ニ對シテ、御灸ヲ据エタノデアリ、決シテ關君ハ普通選舉其物ニ對シテ反對サレタノデモ何デモナイカラ、併セテ一言是ハ辯明シテ置カ必妥ガアルト思フ、先刻來中西君ノ幾々御意見ヲ拜承致シマス、ドウモ外來ノ危險思想ト云フモノハ、總テ普通選舉ニ依テ招徠シツ、アル、普通選舉ニ依テ現在各方面ニ蘊釀セラレ、サウシテ是ハ社會組織ヲ脅威スルヤウナ危險ナル思想デアル、斯ウ云フヤウナコトヲ御話ニナツヤウニ承知ヲ致シマスガ、是ハ畢竟中西君ガ吾々ノ論ズル所謂普通選舉ハドウ云フモノデアルカト云フコトヲ、徹底ノ御諒解ニナラナカッタカラ、サウ云フ言葉ガアツタノデアラウト本員ハ信ズル故ニ本員ハ吾々ノ論ズル——關君カラモ十分ニ論ジ盡サレテ居ルカラ、其必要ハ認メナイト思フケレドモ、中西君ハ唯タ現内閣ノ攻撃ノミデアツテ、何等要點ニ觸レテ居ラスト云フヤウナコトヲ言ハレタノデアリマスカラ、私ノ信ズル普通選舉ニ關スル意見ヲ述ベテ、冷靜ナル御判斷ヲ仰ギタイト思フノデアリ、申ス迄モナク立憲政治ト云フモノハ、吾々國民ノ生存活動ハ、全部吾々國民ガ其責任ヲ擔ヒ、其負擔ヲ負ウテ、サウシテ共同ノ自覺ノ上ニ立ツテ、政治ノ運用ヲスルノデアリ、斯ウ云フ事ハ、モウ私カラ諄々シク申ス迄モナイコトデアル、此意味ニ於キマシテ、吾々ハ出來ル限リ參政ノ範圍ヲ廣ク與ヘマシテ、總テノ人ニ權利ヲ與ヘナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ私ハ議論ノ餘地ガアルマイ、尤モ其時ト民情如何ニ依ツテハ、多少ノ制限ヲ爲スノ必要ガアルカト思ヒマスガ、今日二三ノ半開國ヲ除クノ外ハ、先進文明國ニ於テ何レモ普通選舉ヲ採テ居ラス所ハナイ、而シテ其普通選舉ヲ採ルト云フコトニ就テハ、國民ノ政治的能力ハドウデアル、是ガ先ツ第一問題デアル、私信ズルニ、我日本ノ今日ニ於キマシテハ、吾々ハ國民ノ文化ノ狀態カラ言ヒマシテモ、世界ニ於テ最モ教育ハ開ケテ居ルハ、故ニ先進文明國

ノ國民ハ、國家ノ政治ニ對シテ其責任ヲ分ツコトガ出來ルト云フナラバ、吾々モ雖モ決シテ分ツコトガ出來ナイト云フ理由ハナイノデアリ、吾々ハ十分其責任ヲ分ツコトガ出來ル、參政スルノ能力ガアルト思フデ居ル、若シ參政ノ能力ガナイト云フナラバ、吾々ハ國民ヲ侮辱スルノ甚ダシキモノデアルト斷言スルノデアリ(拍手起ル)又今日ハドウデアルカ、所謂國際聯盟ト云フヤウナモノガ出來テ、從來吾々ハ國內政治ニノミ參與スル權利ヲ義務ヲ有シテ居ル、今日ハ更に進んで國トノ政治ニ參與スル權利ヲ有スルヤウニナツテ來マシタノデ、所謂世界ノ大改造ニ際シマシテ吾々ハ、吾々ノ能力、吾々ノ理解、吾々ノ活動、其能力ナリ活動ナリ理解ヲ基礎トシテ、其基礎ノ上ニ於テ政治ノ運用ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、私ハ國家當然ノ要求デハアルマイカト信ズルノデアリ、即チ世界ノ大勢ニ梓シマシテ、之ヲ内ニ於テハ吾々ガ政治ヲ改革シ、又國民ノ權利ヲ十分ニ伸張セシメ、又外ニ對シテハ列國ト伍シマシテ世界ノ大道ヲ潤歩スルダケノ資格ヲ得ヘナケレバナラヌト云フコトガ、私ハ憲政ノ要デハアルマイカト思フノデアリ、之ガ即チ吾々ハ普通選舉ヲ主張スル所以デアリマシテ、明治大帝陛下ノ廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシト御宣ベニナツタノハ此意ニ外ナラヌト本員ハ信ズルノデアリマス、先刻來多ク諸君ニ依テ述ベラレマシタ如ク、選舉法ノ沿革ヲ觀テ見マスルト、初メニハ十五圓デアル、其次ハ十圓ニナリ、現行法ニ於テ三圓ニナリ、而シテ諸君ガ明治四十四年ニ於テ政友會ノ諸君ガ普通選舉ヲ出サレタ當時ニ於テハ、或ハ其當時ノ國情民度ト云フ點カラ考ヘテ見マスルト云フト、普通選舉ハ少シク早カッタト云フコトハ、或ハ言ヒ得ルカモ知レマセマスガ、併ナガラ十餘年ヲ經タル今日ニ於テソレガ危險思想デアルナド、云フニ至ツテハ、私ハ思ハザルノ甚ダシキモノデアルト考ヘルノデアリ(拍手起ル)ドウモ其點ガ論理上ノ聯絡ニ於テ本員ハ能ク分ラヌ、免モ角モデス、今回ノ大戰爭後我日本ハ、歐羅巴各國トハ大變ナ相違ガアラウト思ヒマスガ、歐羅巴各國トハ於テ非常ナ影響ヲ蒙ラデアル、即チ今日ノ我國ニ於テハ或ハ生活問題、或ハ思想問題、勞働階級、知識階級ニ於ケル思想ノ傾向ハドウデアル、勞働者ト資本家トノ關係ハドウデアル、又地主ハ小作人トノ關係ハドウデアルカ、生産者ト消費者トノ關係ハドウデアルカ、雇人ト雇主トノ關係ハドウデアルカ、ト云フヤウナ幾多ノ思想上物質上ノ重大ナル問題ガ今日起テ來タノデアリマシテ、是等ノモノハ、私ハ斯ウ云フ外來ノ思想、否當然經濟上起リテ來ラヌと思フト云フモノハ、必ズヤ澎湃シテ日本ニ這入ツテ來ルニ違ヒナイ、這入ツテ來タ場合ニハ、所謂床次君ノ言ハレルヤウニ、思想ハ思想ヲ以テ相對ス、併ナガラ思想ヲ善導シテ之ヲ決シテ阻止シテハケナイノデアリ、ソレヲ善導シテ未ダ國

民ノ要求ガ如何ナル方面ニ於テモ、熾烈ヲ極メザル前ニ彼等ニ政治上ノ發言權ヲ與ヘ、政治上ニ於テ、責任ヲ自覺セシメ、政治上ニ於テ國家ニ對スル自覺ヲ喚起セシムルノカ、私ハ急務中ノ急務デハアルマイカ、ソレヲセシムルノ方法ハ、唯タ普通選舉斷行ト云フヨリ外私ハナカラウト思フ(拍手起ル)ソレハ何ニモ異論ハナイト私ハ考ヘルノデアリマス、之ニ就キマシテハ今日制限選舉制ヲ採テ居ル、一體此制限選舉ノ制度ハドウ云フモノデアアルカト云フコトヲ、私ハ茲ニ簡單ニ一考シテ見タイ、何トナレバ之ヲ一考スルニアラザレバ、普通選舉ノ眞義ト云フモノハ判ラナイノデアリ、即チ私ガ申スマデモナク、直接國稅何國ト云フヤウナ納稅上ノ制限ト云フモノハ、中世時代ノ遺物デアルノデアリ、諸君モ御承知ノ通り中世ニ於キマシテハ、國家ノ費用ト云フモノハ總テ王室ノ財產ニ依テ支拂ハレタノデアリ、併ナガラ世ノ中ガ段々進んで來ルヤウニナツテ、王室ノ財產ノミデハ足ラナイ、茲ニ於テカ貴族ナリ、地主ナリ、富豪ノ寄附金ヲ求メ、サウシテ是等ノ金ヲ強制的ニ徵收シテ、終ニ之ガ議會制度ノ起原トナツタノデアリ、故ニ其當時ニ於テハ吾々ノ生業ト云フモノハ申ス迄モナク、農業ガ唯一ノ生業デアツタ、故ニ直接國稅デアル、所ガ時代ノ推移ト共ニ獨リ農業ニ依ル收入ノミデハナイ、商業ナリ工業ニ依ル收入ト云フモノガ吾々ノ所得ノ大部分ヲ爲シ、資力ニ依ル收入ヨリ能力ニ依ル收入、斯ウ云フヤウナ風ニナツタカラ、國家ノ財政ト云フモノハ、所謂直接稅、間接稅、此二ツニ依テ成ル、殊ニ今日ニ於テハ諸君ノ御承知ノ通り、間接稅ノ方ガ非常ニ多イ、故ニ昔ハ直接國稅何國ト云フ事ガ選舉權ノ要件デアリマシタガ、今日ニ於テハ直接國稅何國ト云フコトハ選舉權ノ要件デハナイ、故ニ先進文明國ニ於テハ、疾ク昔カラ是ガ取レシマデ居ルノデアリ(簡單々々ト呼フ者アリ)簡單ニハ出來マセヌ(笑聲起リ、發言スル者多シ)

○議長(奧繁三郎君) 靜ニ……

○古屋慶隆君 斯ウ云フ譯合デアリマスカラ、皆様モ御水知ノ通り彼ノ獨逸ノ有名ナル憲法學者「グナイスト」ガ申シマシヤウニ、等シキ義務ヲ有スル者ニハ等シキ權利ヲ與ヘヨト言ウタ、其所謂義務ト云フコトハ直接國稅ニ依ル義務ノミデハナイ、間接國稅ニ依ル義務デモ一向差支ナイ、即チ今日吾々ガ煙草ヲ一日ニ一ツ宛吸ツデモ、酒ヲ一合宛飲ンデモ、一年ニ十圓ヤ七八圓ノ金ハ必ズ拂フノデアリ、詰リ間接國稅又ハ專賣ノ形式免モ角モ間接稅ト云フモノヲ拂フノデアリカラ「グナイスト」ガ言フヤウニ、等シキ義務ヲ負フ者ハ等シキ權利ヲ與ヘヨト云フ點カラ見テモ、私共ハ直接國稅ニ限ルベキモノデナイ、間接國稅ニモ權利ヲ與フベキモノデアアル、否今日ニ於キマシテハ直接國稅ニモ權利ヲ與ヘルト云フ法律上ノ根據ト云フモノハ無クナルモノト私ハ

思フノデアル、故ニ今日ニ於キマシテハ總テ納税トカ云フ事ノミデハナシ、納税ノ義務ノ外ニ兵役ノ義務ガアル、納税兵役ノ義務ノ外ニ、吾々國民ノ一舉一動ガ皆國家ニ影響スル、故ニ國家ハ吾々ニ對シテ原則トシテ權利ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ當然要求デハアルマイカ、詰リ此意味ニ於キマシテ中世時代ノ遺物ヲ保存シテ置イテ、尙且今日モ直接國稅何圖ト云フヤウナ制度ヲ置クト云フ事ハ、時代錯誤ノ甚シキモノデハアルマイカト本員ハ信ズルモノデアル(拍手)斯ノ如ク論議來リマスルト云フト、直接國稅ト云フヤウナ事ハ殆ド問題ニナラナイ、更ニ之ヲ大局カラ觀テ見マスルト云フト、今日國家ノ憂ハ何デアルカ、何ガ一番國家ノ憂デアルカト云フト、一般國民ガ政治ニ冷淡デアル、政治ニ無頓著デアルト云フトコトガ國家ノ一番憂デアルト私ハ思フ、一般國民ヲシテ國家ノ政治ニ相當趣味ヲ有タシメ、國家ノ政治ニ對シテ相當ナル發言權ヲ彼等ニ與ヘタナラバ、彼等ハ躬自ラ其事ニ當リ、躬自ラ其事ヲ處スルノデアルカラ本當ニ其事ヲ愛スルノ觀念アリ、所謂忠君愛國ノ本義ト云フモノハ、彼等ヲ國家ノ政治ニ參與セシメテ、初メテ私ハ起ル事デアラウと思フノデアル(拍手)忠君愛國ト云フモノハ、外ニハナシ、諸君ガ御承知ノ通り希臘ニ於テハドウデアルカ、彼ノ「ソロン」ガ故ナク議會ニ出席シナイ者ニハ罰金ヲ科シ、又十九世紀ノ初メニ於テ獨逸ガ「ナポレオン」ノ馬蹄ノ下ニ蹂躪セラレタ場合ニ、其當時ノ「スタイン」ガ「フイヒト」ト云フ學者ト謀テ國民教育ヲ強制シテ、サウシテ彼等ニ自治制度ノ根本ノ運用ヲスルヤウナ「ツ」ノ慣習ヲ與ヘタト云フトコトガ、戰前ノ獨逸ガ斯ノ如ク強イモノデアル、詰リ獨逸富強ノ原因デアラト云フトコトハ言フ迄モナイ、殊ニ今回ノ歐羅巴戰爭ニ於テ、過去四年ノ間ヲ通ジマシテ、先進文明國ニ於テハドウ云フ辛苦艱難ガアツタカ、有ユル辛苦艱難ヲ嘗メ、有ユル方面ニ奮闘努力ヲシタ是ガト云フノハ何デアルカト云フト、所謂國家ニ對スル彼等ノ自覺心ト云フモノガ、一番力ニナラデ居ル國家ニ對シテ、國民ノ自覺心ヲ起サシムル方法ハ何デアルカト云フト、國家ノ政治ニ參與セシムル外ニ無ク、國家ノ政治ニ參與セシムルト云フトコトハ何デアルカト云フト、彼等ニ選舉權ヲ與フルト云フ事ヨリ、私ハ外ナイト思フノデアリマス(拍手)然ルニ今日ニ於テハドウデアル、今日ニ於テハ所謂直接國稅何圖以上ヲ納ムル者ノ外ハ入ルベカラズト云フ鐵條網ヲ設ケテ、サウシテ一般國民ニ對シテ、貴様等ハ國ヲ愛セヨ君國ニ對シテ、忠ナレト云フトコトハ如何ニモ酷イと思フ、國ニ對シテ忠ナラシムルト云フニハ、彼等ニ政治的ノ訓練ヲ與ヘテ而シテ彼等ノ政治上ノ責任ヲ自覺セシメ、而シテ彼等ノ最善ノ努力ヲ君國ニ致サシムルト云フトコトハ、私共普通選舉ノ斷行ト云フトコトヨリ外ニアルマイカと思フノデアリ、斯ノ如ク論議來リマスルト云フト(モウ宜イ止メ)「分ク」

ト呼フ者アリ)斯ウ云フ風ニ致シマシテ、一般國民ヲシテ、國ノ政治ニ參與セシメ而シテ政治的責任ノ自覺ヲ彼等ニ起サシムルト云フトコトガ無論急務デアル、併ナガラ之ニ就キマシテハ、私共ノ考デハ、今日所謂世ノ中ニ一ノ反對論ガアル先刻中西君ガ申サレタヤウニ、普通選舉ハ何カ危險思想デモ持テ來ルヤウナ、而シテ一般國民ノ産業ニ對シテ、怪シカラヌ事ヲヤル、放縱ヲ教ヘル、ナマクラヲ教ヘル、サウシテ彼等ヲシテ、國家ノ秩序ヲ破壞スルヤウナ事ヲ、平氣デヤラセル、風ガ入テ來ルト云フヤウナコトヲ言ハレタノハ是ハ普通選舉其モノトハ、何等ノ關係ハアルマイカト思フ、普通選舉ハ決シテサウ云フモノデナイ、先刻來私ガ申述べタ通り、普通選舉ト云フモノハ、國民ニ政治的自覺ヲ與ヘル、其結果國民ヲシテ國ヲ愛セシムルト云フトコトニ歸著スルノデアリマスカラ、私ハ是以上論ズル必要ハ無イ唯タ一言之ニ就テハ、所謂反對論ガアルノデアル、此反對論ハ私共議論ノ便宜上、絕對的反對論ト相對的反對論トニ區別シテ見タイ、絕對的反對論トハ何デアル、現内閣ノ諸公ノ言デ居ラレヤウニ、所謂普通選舉ハ階級ヲ打破スル危險思想、社會組織ヲ脅威スル危險思想デアルト云フヤウナ事デス、之ヲ始終言テ居ラレル、先刻モ言ハレタ階級ヲ打破スルカライケナイ、今日ハ早イタト云フトコトヲ言ハレタラバ、是ハ相對的ノ反對論ノヤウデアリマスケレドモ階級ヲ打破スルカライケナイト言ヘバ、是ハ絕對的反對論ノヤウニ聞エルノデアル、故ニ私ハ議論ノ便宜上、之ヲ絕對反對論ト稱シテ見タイノデアル、一體階級ヲ打破スル——是ハ我黨ノ島田氏ガ遺レタ言葉デ、其言葉ヲ自身ガ社會ニ不穩ナル思想ヲ起サシムルト云フトコトガ、一ノ解散ノ理由ニナラ、併ナガラ是位馬鹿氣事ハナイ、私共ハ……今日日本ニ階級ナルモノガ在リマセウガ、階級ナルモノガ在ルデアリマセウカ、明治ノ維新ト同時ニ、此世ノ中カラ所謂階級ナルモノハ取除ケラレシマツタ、明治ノ維新前ニ於テハ百姓町人ハドンナ柄巧ナ奴デモ、未來永劫百姓町人デアアル、武士ハ如何ナル馬鹿ナ奴デモ永劫武士デアツタ、然ルニ明治ノ維新ト共ニ階級ヲ打破シシマツタ、所謂機會均等ニナツテ以來、能力ガアリサハスレバズン——進メル、現内閣ノ總理大臣原氏ノ如キモ、若シ御一新前デアツタナラバ——階級制度ノ下ニ在ッタナラバ、如何ニ明敏ナル原氏ト雖モ總理大臣ニナルコトハ出來ナカッタケレドモ、併ナガラ御一新ト共ニ階級ヲ打破シシマツタ機會均等ニナツタカラ、手腕サ(アレバズン)進メル、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘルノデアリマス、決シテ階級ヲドウスルスト云フトコトデナクシテ、島田氏カラ言ハレタノハ、是ハ去ル臨時議會ニ於テ、我黨ノ下岡君カラ十分御話ニナリマシタノデ、私ハ別ニツレヲ繰返ス必要ハナシ、併ナガラ(簡單々々)必要ナシト呼フ者アリ)

併ナガラ階級ト云フ事ハ——此階級ト云フ事ハ、之ヲ一言ニシテ言ハバ、島田氏ノ言ハレタノハ、所謂國民ノ中ニハ參政能力階級ト參政無能力階級トアル、而シテ此參政無能力階級ヲ打破シシマツタ、共ニ參政能力階級ニシテヤリタイト云フトコトガ、明治大帝陛下ノ所謂廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシト云フ御趣旨ニ合フ譯デアリマシテ、決シテ差支ナイ、斯ウ云フ事ヲ言フノガ何ガ不思議デアアル、私ハ何等不思議デナイ、ダカラ之ヲ以テ危險思想デアラト云フ人ノ心理狀態ガ、更ニ分ラヌノデアル(拍手)又明敏ナル現内閣ノ總理大臣原氏ハ、此位ノ事ヲ知ラヌ人デナイ、而モ知テ之ヲ現ダ危險思想デアラカノ如ク吹聴シタノハ、何等カ黨略本位ニ基イタモノデナイイカト考ヘラレルノデアアル、レヨリ外ニハ想像ノ餘地ガ無イ、分リ切ツタ話デアアル、又先刻來中西君ノ所說ヲ伺ヒマスルト云フト、又川原君ノ御意見ヲ伺フト云フト、共ニ普通選舉ハマダ早イト云フトコトヲ言テ居ル、私共ハ決シテサウハ考ヘナイ、固ヨリ早イト云フトコトハ是ハ一ノ立派ナル議論デアアル、併ナガラ早イト云フトコトハ私ハ我ガ日本ハ開國僅ニ五十年デアラ、維新以來日本ノ文物典章ノ沿革ニ微シテ見マスルト云フトコトヲ考ヘテ見マスル云フ議論ガアツタ、而モ明治大帝陛下ハ、斷乎トシテ御英斷ニ依ツテ遂ニ憲法ヲ實施セラレ、市町村制ヲ實施セラレタ結果ハドウデアル、日清戰爭ハ之ガ爲メニ勝タノデアアル、明治三十二年ノ條約改正、治外法權モ之ガ爲メニ出來タノデアアル、若シ彼ノ當時ニ於テ、早イトカ晚イトカ云フヤウナ議論殊ニ早イト云フヤウナ議論ニ拘泥ニナリマシテ、憲法ヲ實施サレナカッタナラバ、日清戰爭或ハ、三十二年ノ條約改正ハ私ハ出來ナカッタト思ヒマス、然ルニ彼ノ時斷乎トシテオヤリニナツタラ、遂ニ我國ガ立憲政治國トシテ、外國ト對等ノ交際ガ出來ルヤウニナツタ、殊ニ分リ易イ話ガ、諸君御承知ノ通り、甚ダ言葉ハ野卑ナ言葉デアリマスガ賭博ハドウデアアル、賭博ハ如何デアリマス、吾々ハ生レナガラニシテ、投機射倖ノ念ヲ持テハイケナイ、是ハ能ク分テ居ル、併ナガラ吾々凡夫ノ淺シサ、時トスルト投機的倖ヲヤル、所ガ四十年ノ刑法改正前マデハドウデアアル、舊刑法時代ハドウデアアル、所謂賭博ハ現行犯デアアル、現在ヤテ居ル所ノ者、若クハヤテ終ツ所ヲ見付ケラレナケレバ犯罪ニナラナカッタ、然ルニ刑法ヲ改正セラレテ以來、所謂賭博ガ非現行犯ニナツテ以來、來ドウデアアル、苟モ時効ニ罹ラヌ内ハ何時ヤテト云フトコトヲ見ケラレテモ、吾々ハ警察ハ引張ラレテ行クノデアアル、此狀態ハ一體ドウデアアル、我ガ日本ハ開國以來頗ル日ガ淺イ、外國デ云ヒマス、皆サン御承知ノ通り、法律ト云フモノハ國民文化ノ反映デアアル(簡單々々)「國民文化ト

法律ト云フモノハ、車ノ兩輪ノ相須ツカ如クニ進シテ行ツタ
然ルニ我日本ハ開國以來日ガ淺イ、ダカラ法律ガ先ニ進シ
テ國民ノ文化ヲ後ニ引張テ來タ、果シテ然ラバ普通選舉
ハ早イ言フケレドモ、未ダ國民ノ要求熾烈ナラザルガ故ニ
國民ヲ引張テ、政治的訓練ヲ彼等ニ與ヘルコトハ、決シテ
早クナイト私確信スルノデアル、斯ノ如ク論ジ來リマスルナ
ラバ、所謂普通選舉ハ危險思想デアル、或ハ普通選舉ハ怪
シカラヌ事ヲ——危險思想ヲ誘發スル一般ニナマクラヲ起
サシメルト云フヤウナ議論ハ、私ハ殆ト價値ノナイ議論デア
ルト思フ、既ニ普通選舉ヲ早キニ及ンデ、實施スルコトガ可
ナリト致シマスレバ、先刻來我黨ノ關ケラ、十分申述ベラ
レマシタ如ク、私共今日早ク實施スル此好機ヲ逸シテハ、他
ニ機會ハナイト思フノデアリマスカラ、願クハ諸君ニ於テ十分
賛成セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○岩崎勳君 討議終結ノ動議ヲ提出致シマス

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

